令和6年度

水管理・国土保全局関係
予　　算　　概　　要

令和6年1月

国土交通省　水管理・国土保全局

目次

○ 令和6年度予算の概要 ・・・ P.2

○ 新規事項 ・・・ P.4

1. 新規予算制度・税制

2. 新規事業

○ 予算項目毎の内容 ・・・ P.17

1. 流域治水の加速化・深化

2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

3. 流域ビジネスインテリジェンス（BI）による防災・減災DXの推進

4. ダム等におけるGXや下水汚泥資源の肥料活用によるエネルギー・食料課題への対応

5. 流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進

6. 水道整備・管理行政の移管に伴う機能強化

7. 行政経費

8. 独立行政法人水資源機構

○ 参考資料 ・・・ P.38

水管理・国土保全局の取組

○ 河川の流域では、防災・減災、国土強靱化に加え、2050年カーボンニュートラルに向けた水力発電の推進、動植物の生息環境の維持や水辺空間の活用、産業構造の変化や気候変動による農業用水需要の変化に応じた水供給、食料の安定供給など様々なニーズや課題への対応も求められている。

○ このため、気候変動を踏まえた目標への引き上げや手段の充実等により流域治水を加速化・深化するとともに、地域が水の恵みを最大限享受できるよう、利水・環境・エネルギー等の観点から総合的に取り組む。

流域治水を推進するため、多様な観点から総合的な取組を実施

ダム等の流域内の施設・資源を活用し、再エネ・省エネの取組を推進

【取組】
ハイブリッドダム、グリーンイノベーション下水道、バイオマス発電、河川舟運　等

気候変動による水害の激甚化・頻発化に対応するため、ハード・ソフト一体となった流域治水の取組の推進とともに、計画的・効率的なインフラの老朽化対策を実施

【取組】
治水計画等の見直し、流域対策の強化、ダムの治水機能の強化、土砂・洪水氾濫対策、災害復旧の迅速化、総合的な土砂管理、河川管理施設のリニューアル、ダムの堆砂対策　等

デジタル技術も活用し、ソフト対策による地域の安全を確保するとともに、規制緩和等により企業等による水辺空間の活用・賑わいの創出を推進

【取組】
流域BI、河川整備・管理等の高度化・効率化、流域データプラットフォーム、洪水予測の高度化、ドローン物流、かわまちづくり、RIVASITE　等

国際展開

「水防災の主流化」を主導し、我が国の先進的な防災技術等を国際社会に発信。

【取組】
国際会議における情報発信、水害リスク評価の海外展開、日本版TCFDの海外展開　等

水供給の冗長性の確保、下水汚泥等の肥料化を通じ、水・食料の安定供給を目指す

【取組】
渇水対策、水環境管理、上下水道設備の基盤強化、下水汚泥の活用　等

河川を基軸とした生態系ネットワークの構築に向け、官民連携で取り組む

【取組】
流域のあらゆる主体と連携した多自然かわづくり、TNFDの取組の推進　等

予算の内訳

○ 一般会計予算

単位：億円

事　　項	令和6年度	前　年　度	対前年度 倍　率	備考
一般公共事業費	**10,068**	**9,880**	**1.02**	1. 左記計数には、 （1）デジタル庁一括計上分を含まない。 （2）個別補助化に伴う増分176億円を含む。 2. ＜＞書きには、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。 3. 上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金5,065億円、防災・安全交付金8,707億円がある。
治山治水	**8,692**	**8,688**	**1.00**	
治水	8,522	8,518	1.00	
海岸	170	170	1.00	
住宅都市環境整備	**249**	**249**	**1.00**	
都市水環境整備	249	249	1.00	
上下水道	**30**	**-**	**皆増**	
水道	**171**	**170**	**1.01**	
下水道	**926**	**773**	**1.20**	
災害復旧関係費	<536> **466**	<532> **482**	1.01 **0.97**	
公共事業関係	**10,535**	**10,362**	**1.02**	
行政経費	**10**	**10**	**0.99**	
合計	**10,545**	**10,372**	**1.02**	

○東日本大震災復興特別会計予算（復興庁所管）

単位：億円

事　　項	令和6年度	前　年　度	対前年度 倍　率	備考
治水	**-**	**0.02**	**皆減**	左記以外に、省全体で社会資本総合整備（復興）162億円がある。
災害復旧関係費	**65**	**53**	**1.24**	
合計	**65**	**53**	**1.24**	

（四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。）

令和６年度予算の概要

主要項目

○ 一般会計予算

- **治水事業等関係費　8,941億円**
  うち 河川関係　7,377億円、砂防関係　1,393億円、
  海岸関係　170億円
- **下水道事業関係費　926億円**
- **水道事業関係費　171億円**
- **上下水道事業関係費　30億円**
  （上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の創設）
- **災害復旧関係費　466億円**
  <536億円>

< >書きは、水管理・国土保全局以外の災害復旧関係費の直轄代行分を含む。

- **行政経費　10億円**

合計　1兆545億円

○東日本大震災復興特別会計予算

（復興庁所管）

- **復旧・復興関係費　65億円**

（うち、復旧65億円、復興0億円）

主要課題

1. 流域治水の加速化・深化	5,992億円
2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現	2,409億円
3. 流域ビジネスインテリジェンス（BI）による防災・減災DXの推進	75億円
4. ダム等におけるGXや下水汚泥資源の肥料活用によるエネルギー・食料課題への対応	108億円
5. 流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進	93億円
6. 水道整備・管理行政の移管に伴う機能強化	202億円

（注）6. には上下水道科学研究費補助金29百万円（行政経費）を含む。
（注）この他に工事諸費等がある。

参考：令和5年度補正予算（水管理・国土保全局）の概要

水管理・国土保全局関係全体　6,309億円

・気候変動を見据えた府省庁・官民連携による「流域治水」等の推進　2,584億円　等

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金542億円、防災・安全交付金2,954億円がある。
※5か年加速化対策分のほか、国土強靭化緊急対応分を含む。

（注）四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

※上記以外に、省全体で社会資本整備総合交付金5,065億円、防災・安全交付金8,707億円、社会資本総合整備（復興）162 億円がある。

新規事項

サステナブルな社会の実現に向けた流域治水と地域の活動・営みの共生

○ 気候変動の影響により、洪水発生頻度が増加することを踏まえ、河川整備に加えて、貯留機能の保全や資産の守り方の工夫といった流域対策がますます重要。
○ 一方、浸水で地域の衰退を招かぬよう、流域治水と地域の活動・営みが共生し、サステナブルな社会を目指す必要。
○ このため、貯留機能を有する土地における活動の工夫に対しての支援等、今後の事業継続に必要な対策に対して重点的に支援する。

「氾濫を防ぐ・減らす」取組に係る支援制度

【これまでの支援】

○ 雨水貯留浸透施設の整備に係る支援
・流域対策を推進するため、雨水貯留浸透施設の整備を支援（特定都市河川浸水被害対策推進事業等）

○ 税制特例
・認定計画に基づき整備する雨水貯留浸透施設の固定資産税の課税標準を、指定後3年間市町村の条例で定める割合に減免
・貯留機能保全区域の指定を受けている土地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、指定後3年間市町村の条例で定める割合に減免

「被害対象を減らす」取組に係る支援制度

【これまでの支援】

○ 安全な土地への移転に係る支援
・浸水被害防止区域内から住居の集団的移転を支援（防災集団移転促進事業）
・浸水被害防止区域内における既存不適格住宅等の移転を支援（がけ地近接等危険住宅移転事業）
・災害リスクの相対的に低いエリアへの居住の集約・ 誘導を支援（都市構造再編集中支援事業）

○既存の住宅等の浸水対策に係る支援
・浸水被害防止区域における既存不適格住宅等の改修（嵩上げ等）を支援（災害危険区域等建築物防災改修等事業）

「被害の軽減・早期復旧・復興」に係る支援制度

【これまでの支援】

○ 貯留後の早期排水に係る支援
・貯留機能保全区域において洪水・雨水を貯留後、早期に排水するための排水施設の整備を支援（特定都市河川浸水被害対策推進事業）

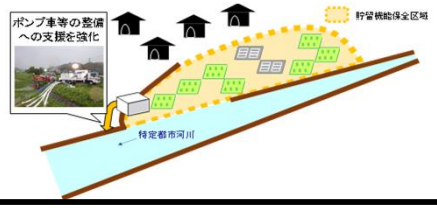

サステナブルな社会の実現に向け、流域治水と地域の活動・営みが共生するための支援を充実

【新たな支援】

○ 浸水リスクに晒されている地域や貯留機能を保全する地域において、早期かつ効果的に家屋の浸水被害防止・軽減を図るため、家屋のかさ上げや移転を推進するための制度を充実。（P5参照）

＜宅地かさ上げの事例（熊本県八代市HPより）＞

【新たな支援】

○ 内水被害の軽減を図るため、河川・下水道整備や雨水貯留、まちづくり等が連携し、一体的に内水対策を実施する事業計画の策定及び事業実施に係る予算を重点化するとともに、支援対象の雨水貯留施設の規模要件を緩和。（P6参照）

＜令和5年7月の大雨（秋田県秋田市）＞

【新たな支援】

○ 取水施設の被災は大規模断水につながりやすいことを踏まえ、災害リスクが高い取水施設に対して、被災防止のための施設整備に係る費用を支援する制度を創設。（P7参照）

＜取水門の被災状況（神奈川県南足柄市）＞

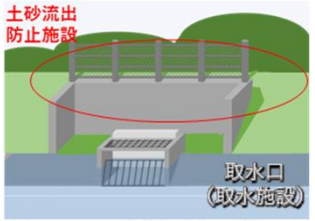

＜対策イメージ＞

新規事項

水害常襲地域における流域治水対策の推進

○ 気候変動に伴う降雨の増大に対し、早期に治水安全度の向上を図るため、「流域治水」の理念に基づき、地域の合意のもと貯留機能の保全を図りつつ、上下流バランスに縛られず、当該地域で浸水リスクに晒される家屋の浸水対策を迅速に完了することが重要。

○ このため、浸水リスクに晒される地域において、宅地のかさ上げや家屋の移転等の治水対策を推進するための制度拡充を行い、治水対策と地域の活動・営みが共生したサステナブルな社会の実現を目指す。

背景・課題

○本川からの背水の影響等により水害が多発する地域では、本川・支川一体の抜本的な対策が必要。

○この場合、支川の改修は、下流側になる本川の改修後の着手となるため、完了までは長期の期間を要する。

○下流に負荷をかけない遊水地として早期に着手する方法もあるが、対象地域には河川区域として規制を要し、集落が点在する場合等、土地利用の状況によっては、地域の合意が図られないことが想定される。

土地利用状況を踏まえた、早期の安全度確保の方法が必要

令和５年７月の大雨の状況

新規事項

○浸水リスクに晒される地域において、下流の河川整備を待たずに、早期かつ効率的に家屋における浸水被害の防止・軽減を図るため、以下の拡充を実施。

事業主体：河川管理者（国・都道府県）

拡充内容：流域治水整備事業（直轄）及び特定都市河川浸水被害対策推進事業（補助）において、貯留機能保全区域もしくは浸水被害防止区域内の宅地のかさ上げ、家屋の移転等を実施可能とする。

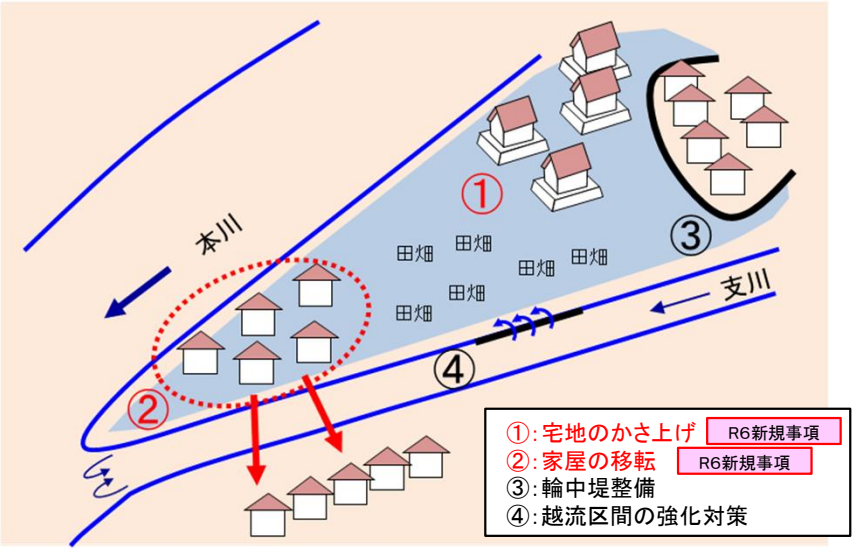

※防護対象の住戸10戸以上。ただし、家屋の移転を行う場合は、防護対象の住戸10戸以上かつ移転住戸5戸以上とする。

新規事項

頻発する内水被害への対策強化

○ 内水被害の蓋然性が特に高い地域を対象に、中小河川流域における内水被害等を軽減することを目的として、ハード・ソフトの事業を**パッケージ化し、対策を加速化**する「内水被害等軽減対策計画」に係る制度を創設。

○ 雨水貯留や土地利用の工夫等の流域対策と、河川・下水道の内水対策等を一体的に実施。

現状

・降雨による河川の増水により、市街地の排水機能が十分に発揮されないことによる内水被害が全国各地で発生しており、今後、気候変動の影響により内水被害の拡大が懸念。

・**これまでは、被災した地域を中心**に、各施設管理者が各々対策を実施しており、地域における一体的な対策効果の発現が困難だった。

・**今後は、事前防災としての対策も含め、各施設管理者が一体となり対策を進めていくことが重要**であり、現状の河川や下水道の整備とともに、まちづくり、「田んぼダム」等、あらゆる取組と連携する仕組みが必要。

令和５年７月の大雨（秋田県秋田市）

今後の取組

・特に内水被害の蓋然性が高い地域の対策を進めるため、対策の目標とする降雨を設定し、「田んぼダム」の取組、土地利用の工夫等の流域対策と一体的に実施する、下水道事業の対策強化及び本川・支川の河川整備の強化、雨水貯留浸透施設等の整備等の個別の事業をパッケージ化した事業計画を都道府県等が主体に作成し、内水被害軽減に向け事業を推進。

【事業プロセス】

対象地域の選定
「下水道整備、河川改修及び内水ハザードマップ作成等」に加え、「田んぼダム」の取組、土地利用の工夫、ソフト対策等を一体的に進めようとする地域
【実施主体】都道府県

↓

内水被害等軽減対策計画【暫定版】の提出 ※1
【策定主体】都道府県、市町村等（下水道管理者）＋α
※暫定版：対象地域、連携するハード・ソフト事業、実施主体を整理したもの

↓

内水ハザードマップの作成 ※1
【実施主体】市町村

↓

内水被害等軽減対策計画の詳細検討 ※1
（目標、事業期間、ハード、ソフトの具体な役割分担）
【実施主体】都道府県、市町村等（下水道管理者）＋α

↓

内水被害等軽減対策計画の認定
【認定者】水管理・国土保全局長

↓

内水被害軽減に向け、
「内水被害等軽減対策計画」の推進

測量設計費
工事費等

※1は検討済の場合は省略可

新規事項

○内水被害等軽減対策計画に基づく事業を支援し、内水被害対策を推進。

事業主体：地方公共団体（都道府県等）

拡充内容：内水被害等軽減対策計画に位置づけた必須事業について予算を重点化。また、当該計画に基づき実施する流域貯留浸透事業（交付金事業）の現在の交付要件について、500m³以上の貯留機能を持つ施設とされているところ、複数の施設で500m³以上に要件を緩和。さらに、下水道浸水被害軽減総合事業（交付金事業）の地区要件に、内水被害等軽減対策計画として認定された地区を追加。

内水被害等軽減対策計画の例（あらゆる事業をパッケージ化）

必須
【下水道整備】例：下水道浸水被害軽減総合事業※2
【河川改修】　例：広域河川改修事業、流域貯留浸透事業※2
【ソフト対策】例：内水ハザードマップの作成
【ソフト対策】例：情報基盤整備事業
※2　適用範囲を拡充

＋ 下記のいずれかの事業と連携

ハード
・防災まちづくりや住まい方の工夫に関する事業
・「田んぼダム」のための水田整備等に関する事業　など

ソフト
・浸水リスクの高い地域の災害危険区域等の土地利用の工夫
・内水被害等軽減対策計画完了後の特定都市河川指定　など

・内水被害等軽減対策計画に位置づけられた必須事業は、**重点配分等の予算的支援**。

・**５年程度を目途に全国の内水被害常襲地域の被害軽減**を図る。

新規事項

水道事業の強靭化や経営基盤強化に向けた取組

○ 防災・安全交付金の基幹事業に新たに「水道」を位置づけ、水道事業の強靭化等に向けた制度を創設・拡充。
○ 国が主導した実証事業等により、課題解決のための革新的な技術の水道事業体への普及を促進。

新規事項

取水施設の耐災害性強化

➢ 近年の降雨により、取水施設が被災し大規模な断水が発生。

○新規事項（防災・安全交付金）
事業主体：地方公共団体等
拡充内容：取水施設の被災は、大規模断水につながりやすいことを踏まえ、土砂災害警戒区域において土砂災害等により流出するリスクが高い取水施設に対して被災防止のための施設整備に係る費用を支援するために、新たな制度を創設。

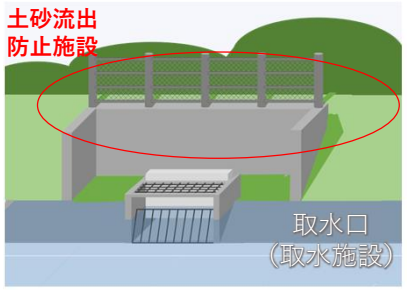

取水施設に対する土砂災害防止対策のイメージ

写真　取水門の被災状況（神奈川県南足柄市）

簡易水道事業における管路施設の強靭化

➢ 南海トラフ地震等の大規模地震が切迫している中、簡易水道事業においても強靭化が急務。（簡易水道事業における基幹管路の耐震適合率（令和3年度末）：17.8%）

○新規事項（防災・安全交付金）
事業主体：地方公共団体等
拡充内容：簡易水道事業においても、災害時の重要拠点として位置づけられている施設に配水する管路を耐震化するために係る費用を支援するために制度を拡充。

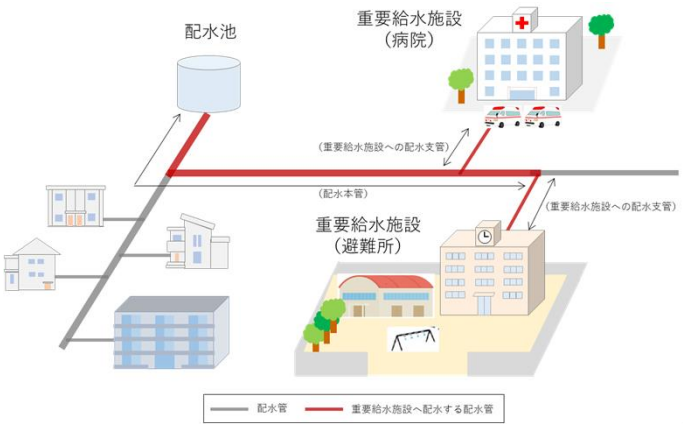

技術開発の推進（水道分野における革新的技術実証事業の創設）　【A-JUMP】

A-JUMP：Aquatic Judicious & Ultimate Model Projects

➢ 老朽化や耐震化、経営基盤の強化などの課題に対処するためには、課題解決に資する革新的技術の開発・実装に関し、国が積極的に関与することが不可欠。

○新規事項
拡充内容：水道事業調査費を拡充し、国主導で、技術実証事業を実施。

＜技術実証事業のテーマのイメージ＞

水道施設の改築更新の効率化に関する技術の実証
●効果：施設改築の効率化

緊急時に利用可能な可搬型浄水施設の適用に関する実証
●効果：防災・減災対策に資する技術、水質改善に資する技術

新規事項 土砂・洪水氾濫対策の加速化

○ 全国における土砂・洪水氾濫リスクの高い流域を早期に明らかにし、迅速かつ効率的な事前防災としての土砂・洪水氾濫対策を加速化させるため、都道府県における対象流域の抽出に係る支援の時限措置化や、土砂・洪水氾濫と同時に流出する流木の対策計画策定についての支援の拡充を行う。

背景・課題

気候変動の影響により、上流からの流出土砂が中下流で堆積し河床を上昇させ、土砂と洪水が相まって氾濫する土砂・洪水氾濫の被害が全国各地で顕在化しており、対策が急務。

土砂・洪水氾濫イメージ

令和元年台風第19号（宮城県）

土砂・洪水氾濫による被害

平成29年７月豪雨（福岡県）

土砂・洪水氾濫と同時に発生する流木による被害

従前は土砂・洪水氾濫の予見技術が確立されておらず、土砂・洪水氾濫で多大な被害が発生した後の事後対策としての対策を実施するに留まっていた。

災害実態の調査・研究を重ね・・・

- **令和４年３月「土砂・洪水氾濫により大きな被害のおそれのある流域の調査要領（案）（試行版）」を策定**
- **令和５年８月「土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画の基本的な考え方（試行版）」を策定**

これらの技術を早急に活用し・・・

全国における土砂・洪水氾濫のリスクを早期に明らかにし、迅速かつ効率的な事前防災としての土砂・洪水氾濫対策を加速化させるため、メリハリのある支援制度の充実が必要。

新規事項

【事業主体：都道府県】

○総合流域防災事業の拡充（防災・安全交付金）

※高リスク流域の早期抽出を促進するとともに、流木対策計画を含む一連の対策計画策定を一体的に支援

①土砂・洪水氾濫のリスクの高い流域の抽出
【令和8年度まで】

②-1 土砂・洪水氾濫対策計画
【現行】令和元年度より

②-2 土砂・洪水氾濫時に流出する流木の対策計画**【拡充】**

③土砂・洪水氾濫対策の実施

【事前防災としての土砂・洪水氾濫対策のイメージ】

高リスク流域の抽出

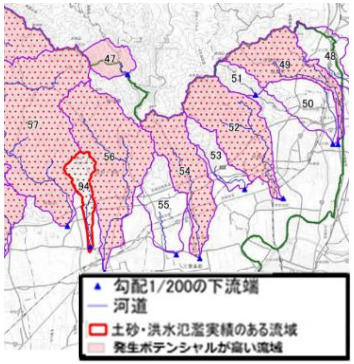

従来の施設配置計画

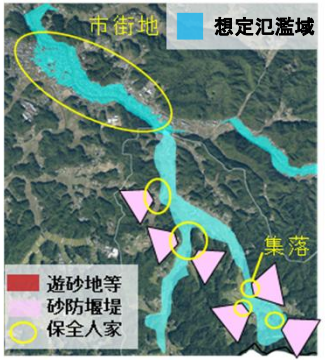

施設配置計画の見直し

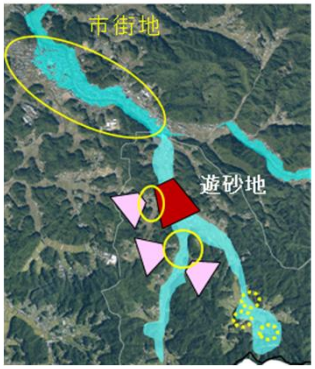

人家や道路・鉄道等の重要なネットワークインフラ等の立地状況やまちづくり計画等を踏まえ、下流の市街地に対し、効率的な施設配置計画を策定。

併せて、上流域の土砂災害警戒区域（土石流）は保全対象の規模等を踏まえて防災まちづくりと連携した対策を推進。

新規事項

海岸堤防等のハード対策とソフト対策を一体的に推進

○ 海岸堤防等は施設の老朽化が著しく持続可能な維持管理が必要。また、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫するなか、水門・陸閘等の安全で確実な操作体制の確保が急務となっている。

○ 津波・高潮対策は、ハード整備だけでなく、適切な避難のための迅速な情報伝達、地域と協力した防災体制の整備など、ハード・ソフトの施策を一体的に推進することが重要である。

背景・課題

海岸保全施設の長寿命化の高度化及び安全かつ確実な閉鎖体制の確保

・海岸堤防等の多くは、今後、急速に老朽化が進行するため、持続可能な維持管理・更新が必要。

・南海トラフ地震等の大規模地震の発生が切迫するなか、水門・陸閘等の安全な閉鎖体制の確保と合わせて、確実な操作体制の確保が必要。

20年後には完成後50年以上経過した施設が約8割に増加

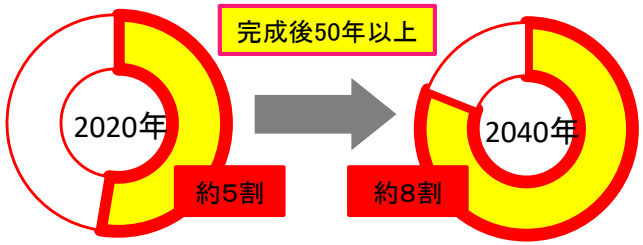

※ R3.3 国土交通省・農林水産省調べ

※ 完成後50年以上経過した施設には、施工年次不明の施設を含めている

【海岸堤防の老朽化事例】

高潮浸水想定区域及び津波災害警戒区域の指定

・従前より、海岸堤防等のハード整備に加え、高潮浸水想定区域や津波災害警戒区域の指定を進めてきたが、その指定状況は約半数にとどまっており、切迫する災害リスクに対し、指定を加速化させる必要がある。

＜災害リスクの高い海岸における区域指定の状況＞

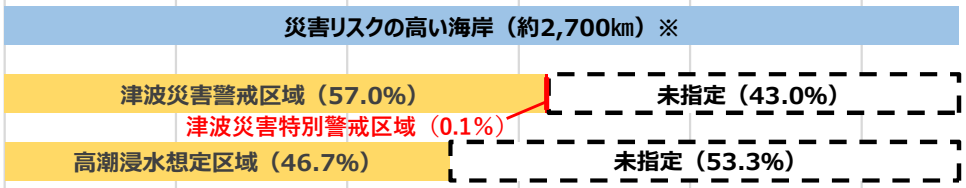

※農林水産省・国土交通省の対象海岸を集計

新規事項

【事業主体：海岸管理者】

持続可能な維持管理・更新及び確実な閉鎖体制に向けた対応

○水門・陸閘等の操作規則等の要件化（水門・陸閘等の整備に係る個別補助事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）

・操作規則の策定及び訓練の実施を採択要件に追加。

○長寿命化計画策定の支援拡充（海岸メンテナンス事業）

・「水門・陸閘等の統廃合」又は「新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果」が位置づけられた長寿命化計画の策定又は変更を補助対象とするよう制度を拡充。

【自動化・遠隔化の事例】

ハード対策とソフト対策を一体的に推進する海岸事業への転換

○区域指定の要件化（海岸堤防等のハード整備に係る個別補助事業、社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金）

・高潮浸水想定区域又は津波災害警戒区域を令和7年度までに指定することを採択要件に追加。

○区域指定地域への予算重点配分（防災・安全交付金）

・津波災害特別警戒区域指定地域における海岸堤防等の整備へ予算重点化。

■ハード・ソフトを組み合わせた対策のイメージ

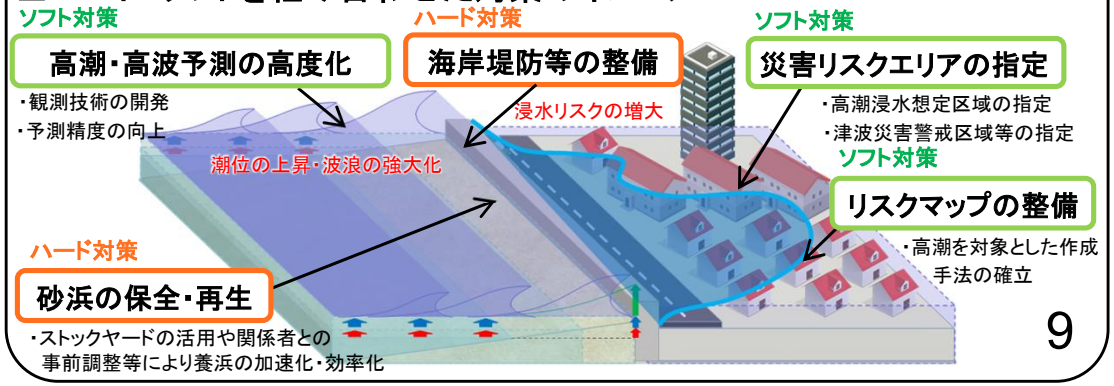

新規事項

下水汚泥資源の肥料利用の拡大の推進

○ 下水汚泥資源の肥料利用に係る施設整備、民間企業等と連携した取組を一体的に支援することで、2030年目標（下水汚泥資源等の肥料としての使用量を倍増）の達成に向けた取組の加速化を図る。

背景・課題

＜背景＞

- 発生汚泥量に対する肥料利用の割合は約１割にとどまっている。
  （処理場から民間事業者への委託による肥料化が中心）
- 食料安全保障強化政策大綱（令和４年12月27日 決定）において、大半を輸入に依存している化学肥料原料から国内の生産資材へ代替転換等を進める取組として、**2030年までに堆肥・下水汚泥資源の肥料利用量を倍増**する目標が位置づけられた。

回収リン

汚泥コンポスト

【下水汚泥の肥料利用の状況】

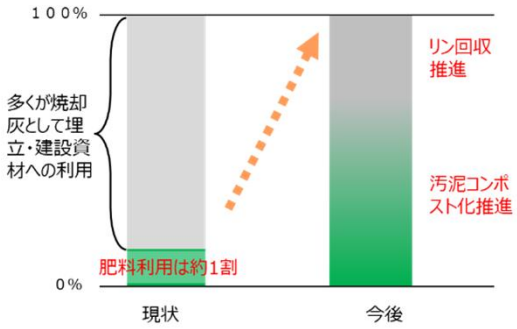

＜課題＞

- 下水道事業者が自ら汚泥の肥料利用を行う場合、大規模な施設整備を行う必要があり、経済的負担が大きい。
- 供給拡大のためには、肥料メーカーや農家が使いやすいよう、性状や成分の調整が必要となる。

新規事項

○肥料化施設の整備を集中的に支援する下水汚泥肥料化推進事業の創設（個別補助事業）

事業主体：地方公共団体

拡充内容：自治体が下水汚泥資源を肥料化するための施設整備（コンポスト化施設やリン回収施設等）に対して集中的に支援。

※自治体が経費の一部を助成する場合、民間事業者が実施する肥料化の関連設備（ペレット化、成分調整等）について間接補助。

＜肥料化施設の事例＞

コンポスト化施設（佐賀市）

リン回収施設（神戸市）

新規事項

下水道事業における広域化・共同化の更なる推進

○ 広域化・共同化のさらなる促進のため、「下水道広域化推進総合事業」の支援対象を拡充。

背景・課題

＜背景＞

- 人口減少、下水道職員減少、施設の老朽化が顕在化するなか、持続可能な下水道事業の運営に向け、すべての都道府県において、令和４年度末に広域化・共同化計画を策定。
- 令和３年度から令和７年度までに、統廃合によって廃止される汚水処理施設（下水道、集落排水、コミュニティプラント）の数※として300箇所を目標に設定。

※ 下水道同士だけではなく、集落排水同士、下水道と集落排水等の統廃合を含む。

実績値（令和3～4年度累計）	目標値（令和3～7年度累計）
156箇所	300箇所

令和3年度から令和7年度末までに統廃合によって廃止される汚水処理施設数

＜課題＞

- 都道府県（流域下水道）への統合や、各自治体内での施設統合（農業集落排水など）は進捗している一方、異なる自治体間の汚水処理の水平統合事例は限定的。
- 施設の統廃合にあたっては、受け入れ側施設に影響を与えないよう、廃止側施設からの下水量を適切に調整することが必要。

新規事項

○下水道広域化推進総合事業の拡充（社会資本整備総合交付金）

事業主体：地方公共団体

拡充内容：統廃合する処理場施設等の既存施設を有効活用し、流量変動に対応するための調整池等に改造する費用を補助対象に追加

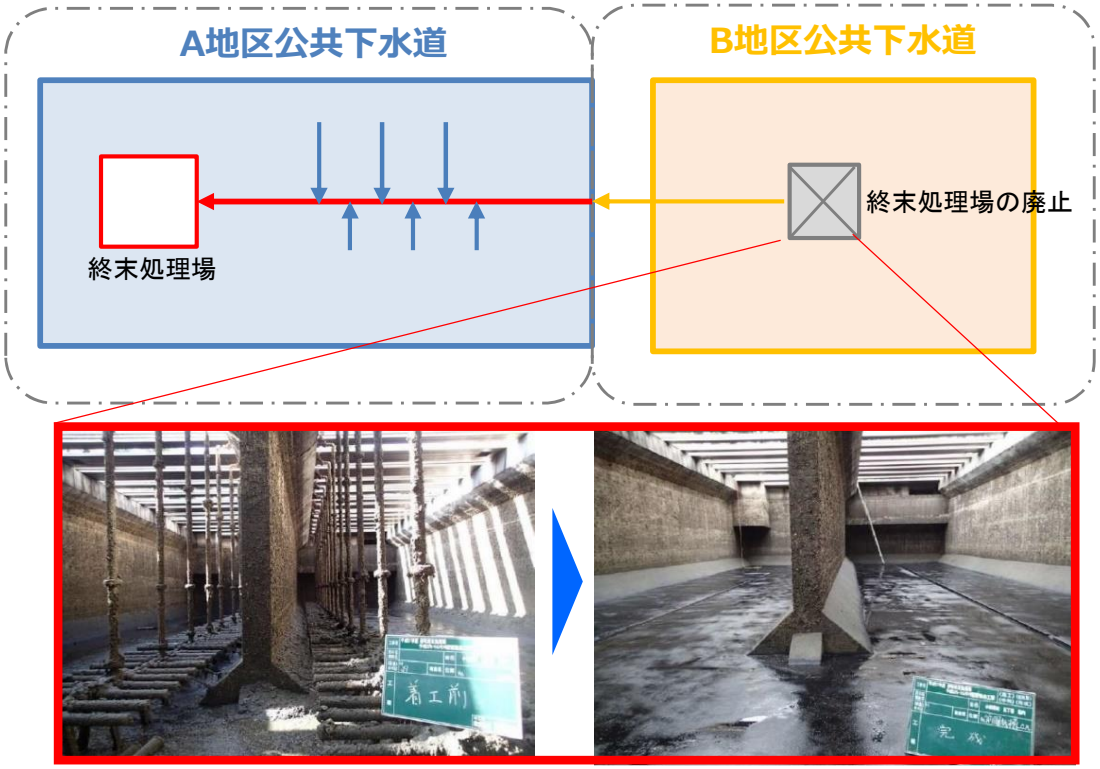

既存施設の有効活用事例（調整池へ改造）

新規事項

合流式下水道改善『2.0』

○ 雨天時放流水に起因し、依然として水質汚濁が著しい特定の水域において、水環境へのニーズ・利用用途に応じて、雨水貯留施設の整備等による合流式下水道の改善対策を推進。

これまでの取組

○合流式下水道とは？

- 早くから下水道整備を進めてきた大都市を中心に全国191都市で採用。
- 都市の生活環境の改善や公共用水域の水質改善等に大きく貢献。
- 一方、雨天時越流水に起因する水質汚濁や、悪臭の課題。

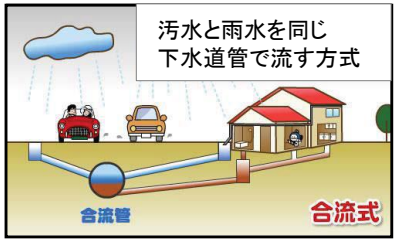

雨天時の放流状況

オイルボールの漂着

○合流式下水道緊急改善事業（H14～R5年度末）

令和5年度までの当面の目標：

1）雨天時放流水質基準の確保（処理区平均水質：BOD40mg/L）

→ **合流式下水道の雨天時放流水質を分流式下水道並みまで向上**させる。

2）きょう雑物の削減（スクリーンの設置等）

→ **合流式下水道からオイルボールやごみなどの流出を防止**させる。

放流状況の改善例

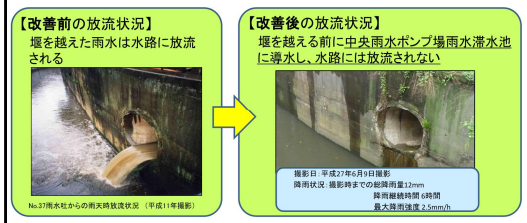

お台場のオイルボールの漂着量

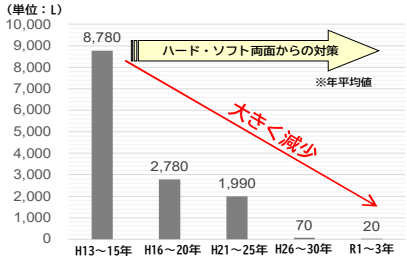

○合流式下水道緊急改善事業の完了

- すべての都市で当面の目標に対して、緊急的な対応は完了見込み。

さらに取り組むべき課題

○水域の実情に応じた対策強化が必要。

- 水が滞留しやすい感潮河川等では、局所的な水質悪化が生じやすい。

白濁化の状況

新規事項

○特定水域合流式下水道改善事業の創設（防災・安全交付金）

事業主体：地方公共団体

拡充内容：水域の特性と水環境へのニーズ・利用用途に応じて、多様な主体と連携した大規模な対策を推進するため特定水域合流式下水道改善事業を創設。

環境部局	下水道部局
・モニタリング ・雨水浸透施設設置の啓発等	・雨天時越流水対策 ・再生水の導水など
地域住民・団体	**河川部局**
・清掃活動 ・水辺や水生生物の調査等	・河床の浚渫 ・河川護岸の整備 等

多様な主体との連携

令和10年度末までを期限とする計画期間5年間以内の**「特定水域合流式下水道改善事業計画」**の策定

特定水域

- 特定水域とは、以下全てに該当する水域
  - ・合流式下水道の雨天時放流水に起因した著しい水質汚濁が発生している
  - ・多様な主体による協議会等により当該水域の目標等が定められ、地域の合意形成が図られている
  - ・河川事業等との連携を図りつつ、合流式下水道の改善対策を実施する計画となっている

- 「特定水域合流式下水道改善事業計画」に位置付けられた一定規模以上の合流式下水道の改善対策への補助
  - ・雨水貯留施設の整備
  - ・遮集管渠の整備
  - ・分流化に係る管渠の整備　等

雨水滞水池の整備

【合流式下水道の改善対策の強化例】

新規事項

上下水道一体の取組の加速化（上下水道一体効率化・基盤強化推進事業の創設）

○ 上下水道基盤強化に向け、その経営効率化等を図るための一体的な施設再編や官民連携、地震対策等の取組に対して集中的に支援する「上下水道一体効率化・基盤強化推進事業」を創設。

新規事項 ＜事業メニュー＞

（1）上下水道施設再編推進事業

事業主体：地方公共団体等
拡充内容：流域全体として最適な上下水道施設の施設再編の検討を推進するため、計画策定経費を補助

検討イメージ

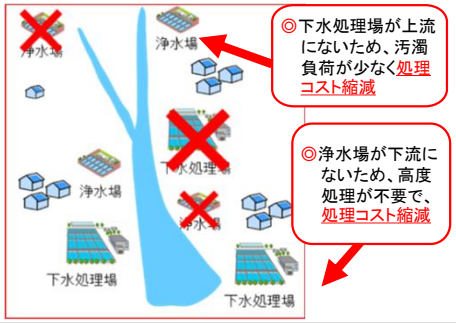

（2）上下水道施設耐震化推進事業

事業主体：地方公共団体等
拡充内容：上下水道が連携した耐震化を推進するため計画策定経費を補助

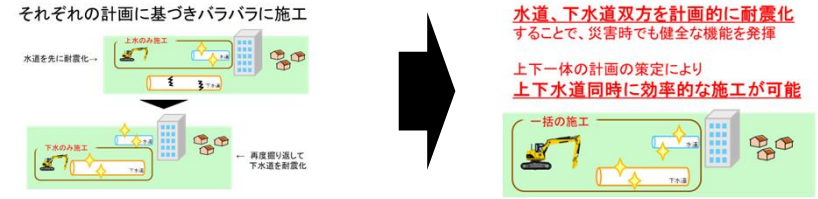

（3）官民連携等基盤強化推進事業

事業主体：地方公共団体等
拡充内容：ウォーターPPPの導入を加速化するため、ウォーターPPPの導入検討経費を補助

（例）維持管理・更新を一体マネジメントするウォーターPPPイメージ

（4）上下水道DX推進事業

事業主体：地方公共団体等
拡充内容：DXによる業務効率化等のため、先端技術を活用した設備の導入経費を補助

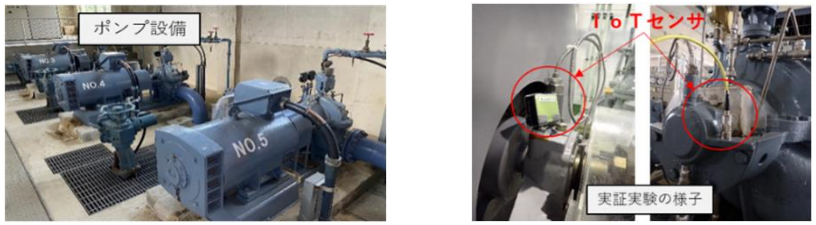

設備の故障・劣化を無人で自動感知

（5）業務継続計画策定事業

事業主体：地方公共団体等
拡充内容：近年、激甚化・頻発化する自然災害に対し、上下水道の機能確保するため、業務継続計画の策定を補助

（6）汚泥資源肥料利用推進事業

事業主体：地方公共団体等
拡充内容：汚泥資源の肥料利用を推進するため、肥料成分や重金属の分析調査、計画策定、分析機器の導入経費を補助

※ 上記の新たな補助事業の創設のほか、水道事業が国交省へ移管されることを契機に、以下の取組等を実施。
- 上下水道科学研究費補助金の創設による上下水道一体の研究開発の推進
- 地方整備局の現場力・技術力を最大限に活かした上下水道の効果的・効率的な災害対応

税制延長

税制特例措置の延長

雨水貯留浸透施設の整備に係る課税標準の特例

○ 特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法の規定により認定を受けた雨水貯留浸透施設整備計画に基づき設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の適用期限を3年延長する。

【固定資産税】
課税標準3分の1を参酌して6分の1以上2分の1以下の範囲で条例で定める割合とする。

除害施設に係る課税標準の特例

○ 民間事業場等から公共下水道へ排除される下水から、有害物質等を除去する「除害施設」の設置の促進を通じて、公共用水域の水質保全や下水道機能の確保を図るため、当該施設に係る固定資産税の特例措置の適用期限を2年間延長する。

【固定資産税】
課税標準5分の4を参酌して 10 分の7以上10 分の9以下の範囲で条例で定める割合とする。

高規格堤防整備事業に係る課税標準等の特例

○ 高規格堤防整備事業のために使用された土地に従前権利者が新築する家屋に係る不動産取得税の課税標準及び固定資産税の税額に係る特例措置の適用期限について、2年間延長する。

【不動産取得税】
高規格堤防特別区域の公示日から2年以内に建替家屋を取得した場合に課税標準から従前家屋の価格を控除。

【固定資産税】
従前権利者居住用住宅は3分の2、従前権利者非居住用住宅及び非住宅用家屋は3分の1を、新築後5年間減額。

津波避難施設に係る課税標準の特例

○ 施設所有者等の負担軽減を通じて、地域における緊急的な避難施設の確保を推進するため、津波防災地域づくり法に基づく避難施設に係る固定資産税の特例措置の適用期限を3年間延長する。

【固定資産税】
（協定避難施設）
課税標準2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲で条例で定める割合とする。

（指定避難施設）
課税標準3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲で条例で定める割合とする。

新規事業

新規事業

糠平ダム再生事業（治水機能増強検討調査に着手）

○ 糠平ダムにおいて、事前放流など既存ストックを最大限活用する計画を検討した上で、さらなる洪水調節機能の増強が必要な場合には、ダムの整備について検討を進める。

事業概要※

○場所：北海道河東郡上士幌町　（糠平ダム：十勝川水系音更川）

【糠平ダム(既設)】

○目的：発電（電源開発（株））

○諸元：ダム高76m、総貯水容量193,900千m³

※　事業内容については、今後の調査・検討及び関係機関との協議により確定。

主な既往災害

洪水	被災状況
H28年8月	被災家屋：356戸 氾濫面積：1,412ha

平成28年8月洪水による被害

農作物の多くが流され、土砂が堆積
（帯広市　ばれいしょ畑）

音和橋付近の決壊後の状況（音更町）

事業の目的

本事業では、既往最大の平成28年8月洪水に加え気候変動の影響を踏まえた洪水に対して、被害の防止又は軽減策を検討する。

十勝川流域図

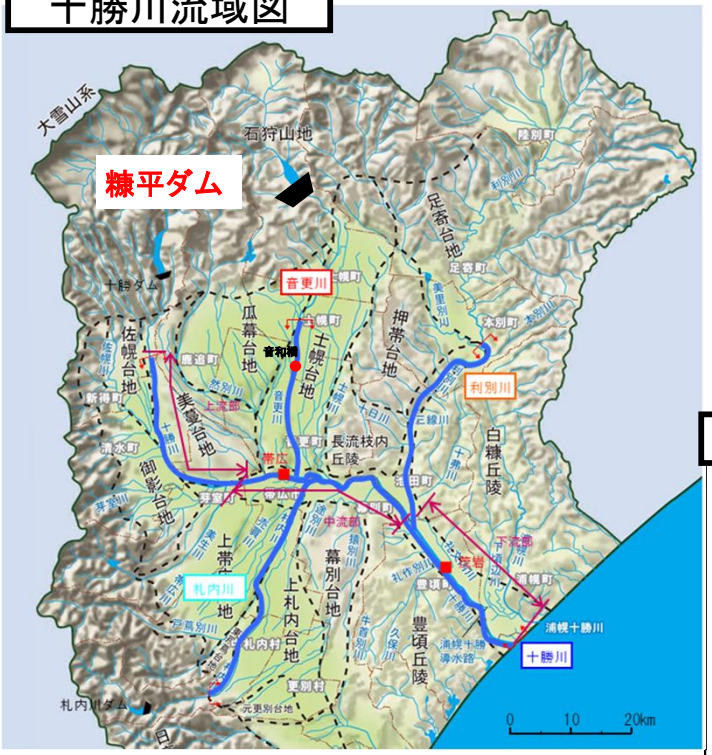

位置図

糠平ダム

ダム運用の高度化検討

利水機能の維持等に配慮しつつ、治水機能の増強のためのダム運用の高度化を検討

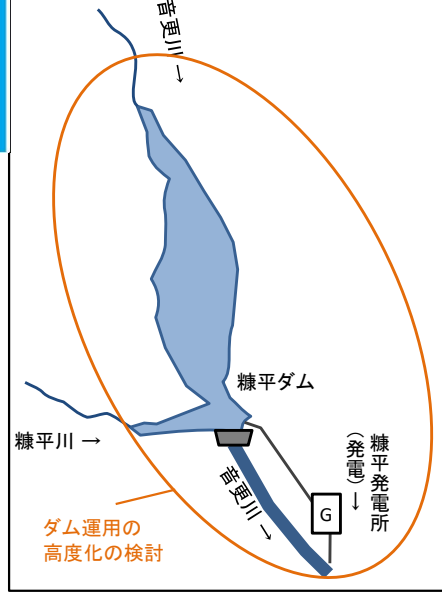

新規事業

新規事業

太田川総合開発事業（治水機能増強検討調査に着手）

○ 樽床ダム等において、事前放流など既存ストックを最大限活用する計画を検討した上で、さらなる洪水調節機能の増強が必要な場合には、ダムの整備について検討を進める。

概要（主な検討対象）※

○場所：広島県 山県郡 北広島町 及び 安芸太田町

【樽床ダム（既設）】 ○目的 ：発電（中国電力（株））
○諸元 ：ダム高42.0m、総貯水容量20,600千m^3

※ 詳細については、今後の調査・検討及び関係機関との協議により確定。

主な既往災害

洪水	太田川での被災状況
H17年9月	被災家屋：約486戸 氾濫面積：約130ha
H30年7月	被災家屋：約787戸 氾濫面積：約352ha

【H17.9洪水 安芸大橋 下流左岸付近】

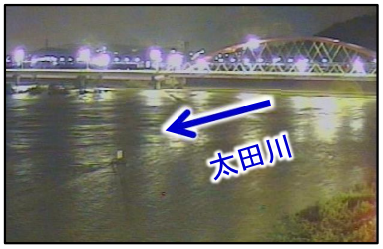

事業の目的

本事業では、既往最大の平成17年9月洪水に加え気候変動の影響を踏まえた洪水に対して、被害の防止又は軽減策を検討する。

太田川流域図

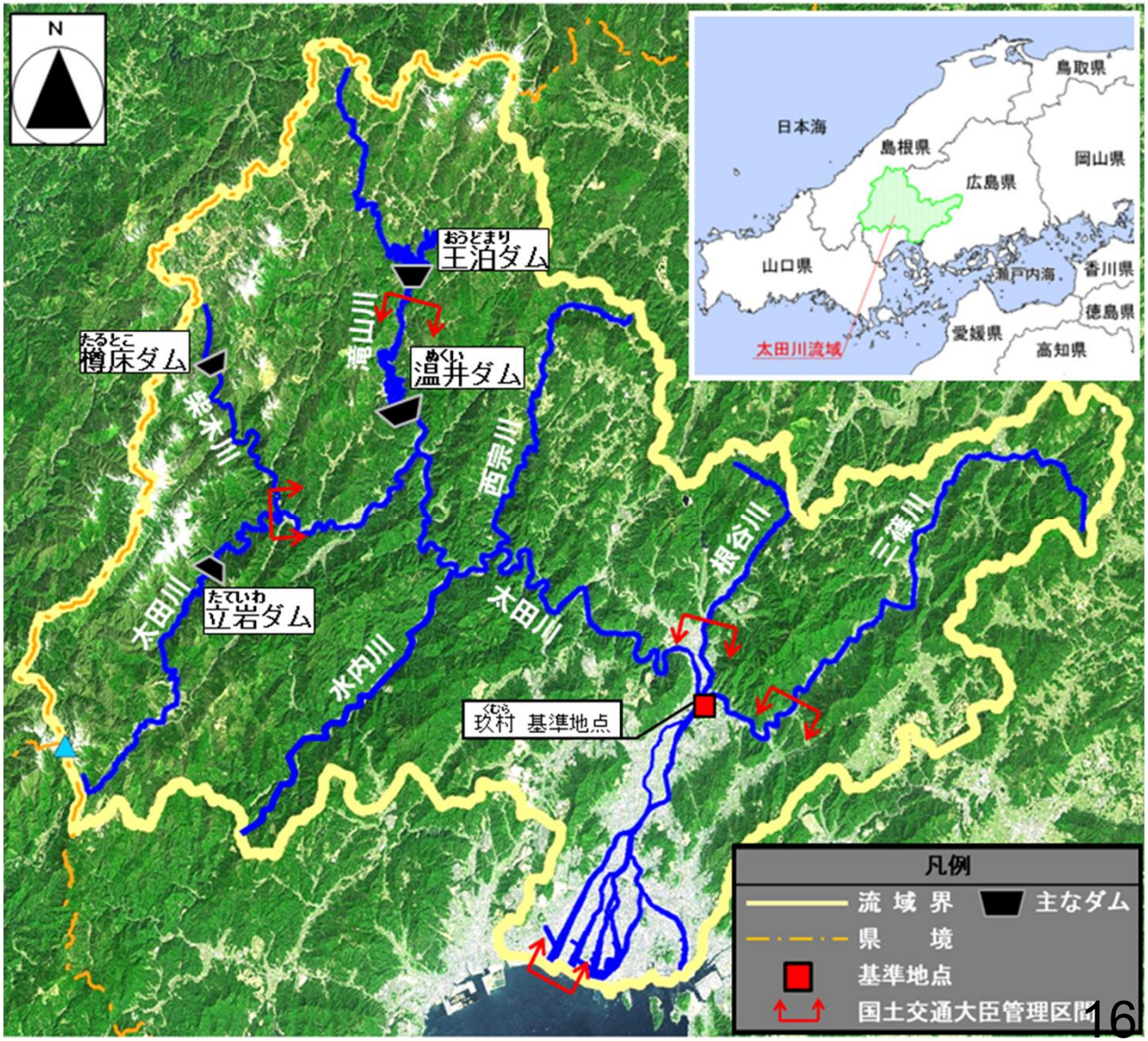

予算の項目毎の内容

1. 流域治水の加速化・深化
- 流域内の事業間連携を通じた総合的な土砂管理の推進 ・・・ P.19
- 地すべり災害リスクの評価手法の検討 ・・・ P.20

2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現
- 老朽化した河川管理施設のリニューアル ・・・ P.22
- ダムの堆砂対策（ダムリフレッシュプロジェクト） ・・・ P.23

3. 流域ビジネスインテリジェンス（BI）による防災・減災DXの推進
- 流域データプラットフォームによるデータ利活用の躍動 ・・・ P.25
- 洪水予測の高度化 ・・・ P.26
- DXによる火山噴火に起因する土砂災害対策の迅速化 ・・・ P.27
- 統合災害情報システム（DiMAPS）の抜本的改良 ・・・ P.28
- 大規模災害時のTEC-FORCEの更なる機能強化 ・・・ P.29

4. ダム等におけるGXや下水汚泥資源の肥料活用によるエネルギー・食料課題への対応
- 水管理・国土保全局におけるカーボンニュートラルの取組 ・・・ P.30
- 治水機能の強化と水力発電の促進を両立するハイブリッドダムの取組の推進 ・・・ P.31

5. 流域における良好な自然環境や水辺環境の創出による地域活性化の推進
- こどもの命を守り、安全に自然環境で子育てできるかわまちづくりの推進 ・・・ P.32
- 河川上空におけるドローン運用を推進するための環境整備 ・・・ P.33
- 流域のあらゆる主体と連携した多自然川づくりの推進 ・・・ P.34
- 流域関係者の連携による流域全体の地域活性化の推進 ・・・ P.35

7. 行政経費 ・・・ P.36

8. 独立行政法人水資源機構 ・・・ P.37

1. 流域治水の加速化・深化（流域治水プロジェクト2.0の展開）

○ 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させる。このために必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』に更新する。

現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
  現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

気候変動シナリオ	降雨量（河川整備の基本とする洪水規模）
2℃上昇	約1.1倍

降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、目標流量を1.2倍に引き上げる必要

必要な対応のイメージ

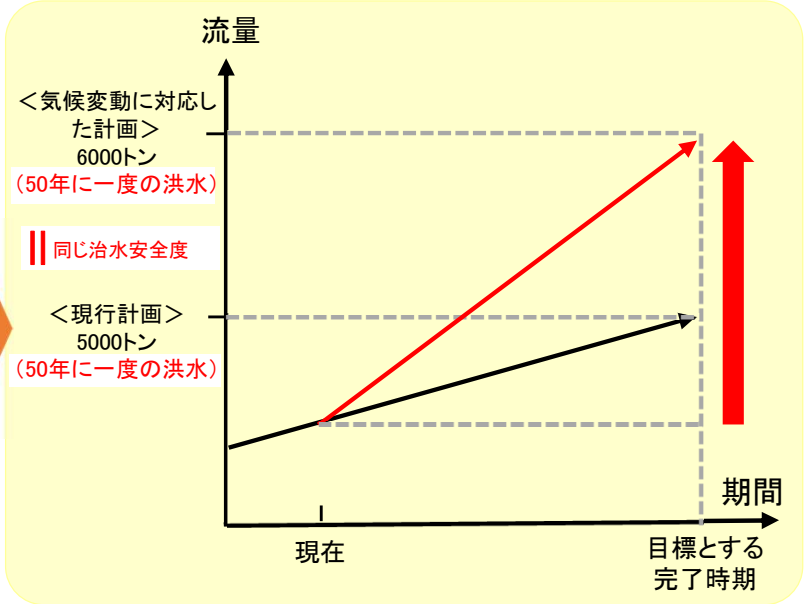

様々な手法の活用イメージ

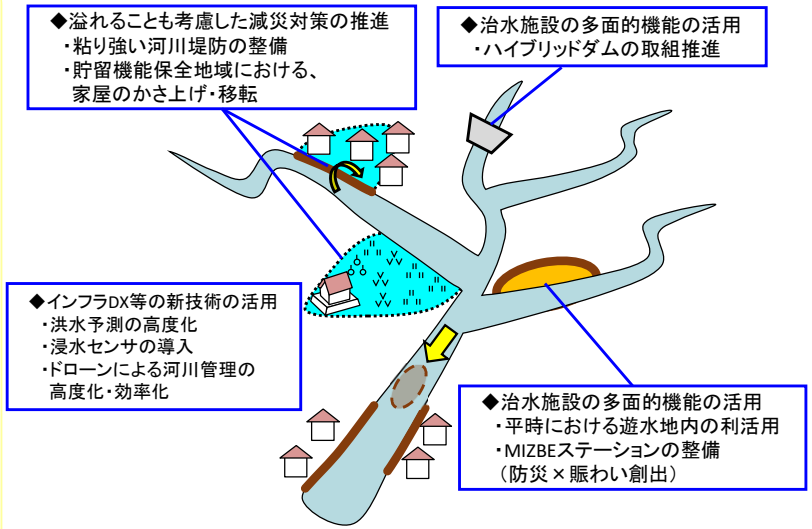

※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

⇒全国109水系で、上記の対策内容を反映した『流域治水プロジェクト2.0』に順次更新する

流域内の事業間連携を通じた総合的な土砂管理の推進

○ 流域治水協議会等において、様々な事業における土砂の発生見込みや受入方針を共有するとともに、ストックヤードを積極的に活用し、流域における総合的な土砂管理を推進する。

現状

■背景

○流域上流部における土砂移動の遮断等により砂浜侵食が進行しており、**山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理**が求められている。

○さらに、**近年の気候変動の影響**により、河道の流下能力確保のための掘削、ダムの堆砂対策、砂防堰堤の除石等による土砂の発生や、平均海面水位の上昇に伴う砂浜侵食などが見込まれるため、より一層**土砂の有効活用を進める必要**がある。

砂浜侵食が進行している状況

■課題

○河道掘削等により発生した土砂は、遠距離運搬に伴う**費用の増嵩が懸念**されている。また、ダム等においては、貯水池の堆砂対策に伴う大量の掘削土砂の**受入地の検討が急務**である。

○海岸の養浜においては、地元関係者との調整等の結果、**受入土砂の粒径や施工時期等にミスマッチ**が生じており、**更なる養浜材の確保や円滑な事業推進**が求められている。

○現状の土砂融通は、工事発注の目途が立った段階で調整している事例が多く、今後は**流域全体で中長期的な土砂の発生見込みや各事業の特性を踏まえた調整が必要である**。

今後の取組

■各主体における取組

《河川・ダム・砂防》

○将来的な土地利用が見込まれる場合には用地の取得を含め、**積極的にストックヤードを活用**する。

○ヤードにおいては、受入側の活用方針を考慮した土砂搬入を行う。

《海岸》

○受入土砂の粒径や施工時期などについて、**事前に地元関係者等と協議の上で『土砂受入活用方針』を作成**し、流域内で発生する土砂をより積極的に受け入れる。

鬼怒川で使用していたストックヤード

■土砂融通の強化

○流域治水協議会等において、

・中長期的な土砂の発生見込み
・土砂受入活用方針
・ストックヤードの整備候補地

などを共有・協議し、**流域全体でコスト縮減を図り、効率的な事業実施や円滑な養浜を実現**する。

流域内で発生した土砂をより積極的に海岸に還元することで、総合的な土砂管理を推進

各主体による土砂融通のイメージ

地すべり災害リスクの評価手法の検討

○ 地すべり対策事業への着手優先度の客観的な設定に向けて、社会的脆弱性を十分に考慮して、地すべり災害リスクを全国的に評価し、事業着手の検討に応用できる技術指針を作成。

【調査の必要性・目的】

令和５年度の行政事業レビュー「公開プロセス」において、地すべり対策事業を限られた予算で効果的に進めるために今後行うべきこととして、以下の指摘を受けた。

改善のポイント

「優先順位付けや効果測定の仕方について、客観的な基準（リスク・コスト等）を設けることも含め、検討すべき」

地すべり対策事業への着手優先度の客観的な設定に向けて、地すべり災害リスク全国的に評価する。

地すべり災害リスク

＝（現象規模 × 切迫性）× 暴露 × 脆弱性

- 現象規模：土砂災害警戒区域面積等
- 切迫性：地すべり活動状況
- 暴露：官公署、道路、鉄道等
- 脆弱性：社会経済等へのインパクト

地すべり対策事業における事業着手の検討に応用できる技術指針の作成

【技術指針の作成】

① 過去の地すべり災害の発生状況や、交通途絶や停電被害等の被害の特徴・傾向を調査

② 地すべりの地質的・地形的素因や気候変動による降雨量の増加、地震の発生確率等の分布と、交通ネットワーク・ライフライン・将来人口等を重ね合わせることで、社会的脆弱性を十分に考慮した、地すべり災害リスクの全国的な評価について検討

③ 技術指針の作成

【地すべり災害リスクの全国的な評価（イメージ）】

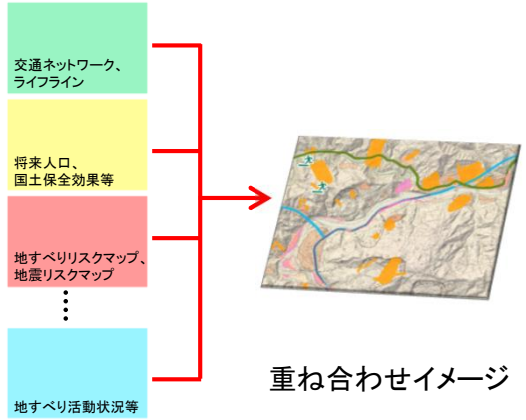

重ね合わせイメージ

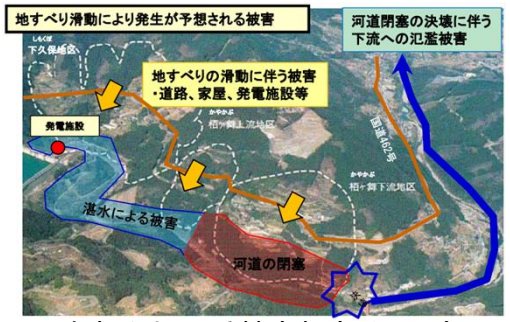

地すべりによる被害想定イメージ

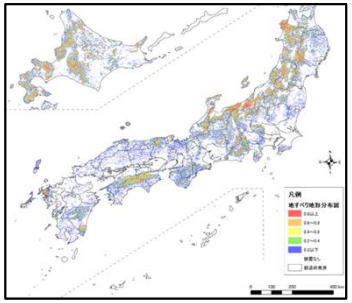

（例）地すべり地形の分布図

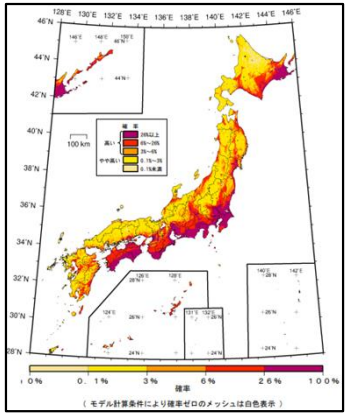

（例）地震の発生確率マップ
（全国地震動予測地図 2020 年版より抜粋）

2. インフラ老朽化対策等による持続可能なインフラメンテナンスサイクルの実現

○ 老朽化した施設が今後急増する状況に対応するため、維持管理に関する新技術の開発・導入や、汎用品の活用による効率化等を図りつつ、施設の計画的な維持管理・更新を推進する。

完成後50年以上経過する施設数の推移

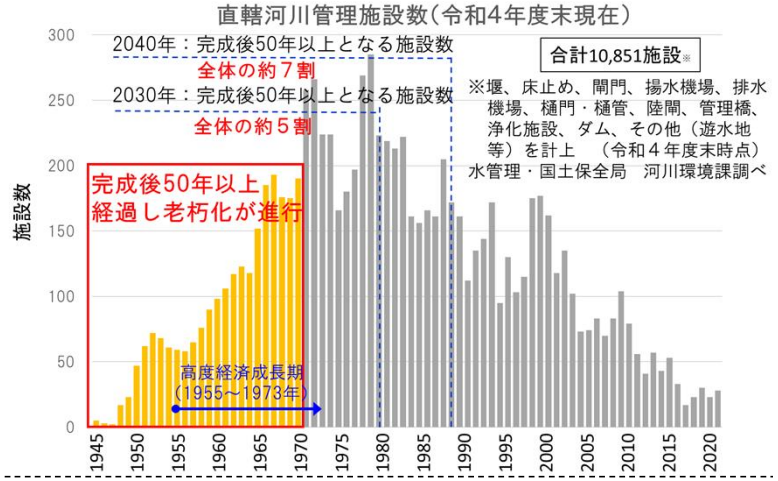

①計画的な施設の維持管理・更新

インフラ長寿命化計画に基づくメンテナンスサイクルを推進し、施設の機能向上等を図りつつ将来の維持管理・更新費を縮減する。

②新技術の開発・導入による効率化・省人化

AIやドローン等の新技術の活用による維持管理の高度化により、多様な現場作業の効率化・省人化等を図る。

③部品の規格・仕様標準化や汎用品の活用

排水ポンプ等の機械設備における部品の規格・仕様の標準化、汎用品の活用等により、コスト縮減及び故障時の冗長性確保等を図る。

技術開発・導入事例

堤防除草作業の自動化

除草作業員の高齢化による人手不足

大型除草機械の操作を自動化により、効率化・省人化等を図る

令和4年度よりフィールド実証試験を開始
▼
令和5年度より自動除草の先行運用を開始
▼
令和6年度より全国で運用を開始

AIを活用した砂防施設変状の自動検出

山間地、かつ高所等での直接計測

令和4年度よりモデル地域における実証実験を開始
▼
令和5年度より判読可能な変状の拡大に向けた検証を開始
▼
令和6年度より現場での運用を開始

樋門操作の無動力・自動化、耐久性向上

樋門操作員の高齢化による人手不足、安全確保、また、定期的なゲート塗装が必須

水位変動で開閉する無動力・自動化、また、塗装不要のゲートで延命、コスト減

小規模な樋門等の無動力化
31%（令和2年度）
▼
全国で普及拡大
41%（令和7年度）

マスプロダクツ型排水ポンプの活用

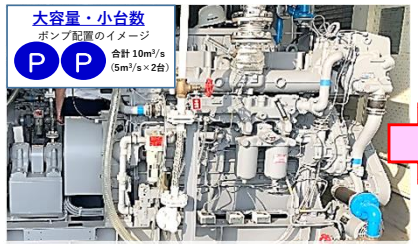

ポンプ用特注エンジン

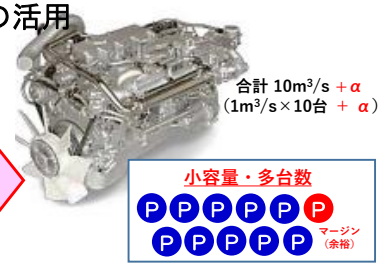

量産用エンジン

令和4年度より現場実証箇所への据付を開始
▼
令和5年度より出水期を踏まえた現場実証を開始
▼
令和8年度より国・自治体で普及拡大

老朽化した河川管理施設のリニューアル（安全・安心を次世代へ）

○ 急速な老朽化の進行により河川管理施設が大規模更新時代を迎えている中、洪水等からの安全･安心を次世代へつなぐため、河川管理施設のリニューアルを計画的に推進する。

Before【現状】 保全限界を迎える河川管理施設が急増

地域を守るために活躍している河川管理施設

○ 全国で約１万以上ある河川管理施設（排水ポンプ、樋門、樋管等）の多くは高度経済成長期に集中的に建設されており、設置後50年を経過する施設が現時点でも全体の約４割を占める。
○ 特注品であるポンプ施設等の老朽化に伴うメンテナンスや更新は施設ごとにメーカー等による独自診断に基づき、行っているところ。
○ 長寿命化を図りつつも、部品の製造中止等により修繕が不可能な保全限界を迎える施設が顕在化している。
○ 年数経過による老朽化の進行には逆らえず、河川管理施設は大規模更新時代を迎えている。

コンクリート部の鉄筋露出

排水ポンプの劣化

老朽化の進行により突発的な故障・不具合が発生すると、洪水等の災害時に施設が機能しない恐れ。

After【今後】 河川管理施設をリニューアル

河川管理施設の計画的な維持管理・更新

○ 長寿命化計画に基づく施設の機能保全等を図りつつ、施設の信頼性を高める状態監視技術の更なる活用による保全促進や、高度な診断技術者による総合診断の実施の導入により、保全限界を迎える施設の効率的な更新の実効性を高め、将来の維持管理・更新費を縮減する。

技術者による状態監視
（イメージ）

河川管理施設の故障時の影響軽減

○ 小型の量産品エンジン等を採用することで、排水ポンプ故障時の冗長性を確保し、復旧を迅速化。

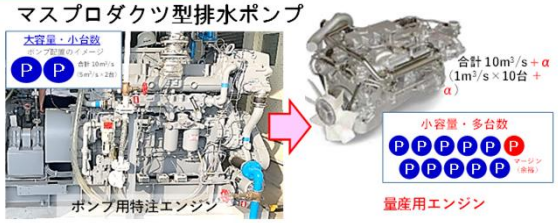

○ 更に導入コスト縮減や維持管理性の向上が期待できるマスプロダクツ型排水ポンプの開発・現場実証を実施する。

コスト縮減、故障時の復旧迅速化、メンテナンス性の向上等に対応した次世代につなぐ河川管理施設にリニューアル。

ダムの堆砂対策（ダムリフレッシュプロジェクト）

○ 洪水調節容量内の堆砂により洪水調節機能への影響が予見されるダムを対象として、計画的・集中的な予防保全対策（堆砂除去）を実施する。その際、流入を抑制するための施設や効率的に堆砂除去するための施設を併せて整備することにより、維持管理の効率化と持続可能な貯水池管理を実現する。

現　状

【背景】

○ 近年、大雨の激甚化・頻発化の影響により、ダム貯水池の**堆砂量が急速に増大**している。

○ **洪水調節容量内の堆積**が進行すると、**ダムの洪水調節機能が低下**し、氾濫の防止・軽減が果たせなくなる恐れがあるため、**事前対策（予防保全対策）は急務**である。

対策が必要な21ダムの堆砂量の推移（R4年度末時点）

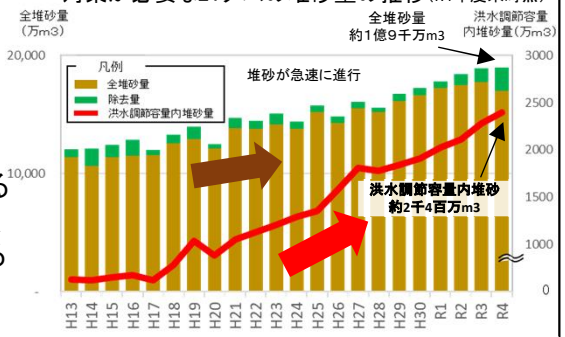

堆砂状況の経年変化例

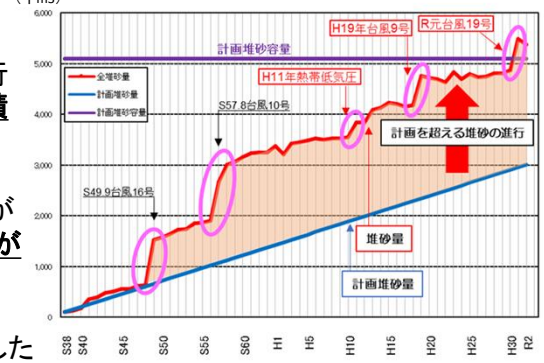

【課題】

○ 計画を上回るペースで堆砂が進行し、**洪水調節容量内に土砂が堆積**しているダムがある。
これらのダムでは定期的な掘削・浚渫のみでは除去しきれず、堆砂が進行し、ダムの**貯水機能への影響が懸念**される。

○ 堆砂除去が遅れると、上流に堆積した土砂が水中部へ流下し水中掘削が必要になるが、それにより土砂の除去費用が増大するため、**早期対応が重要**である。

○ 掘削・浚渫にあたって、
・ダムは山間部に位置するため、近隣での土砂の有効活用（土砂連携）が難しく、広範囲にわたる連携が必要。
・堆砂除去は貯水位が低い状態の方が有利だが、貯水位運用上、そうした期間は限られているため、施工時期を考慮した計画的な掘削が必要。

今後の取組

ダムリフレッシュ事業（堰堤改良事業）

予防保全対策として、**堆砂対策（堆砂除去）**を**計画的・集中的**に実施することで中長期的な維持管理の効率化を図る。
（直轄・水機構ダム）

貯水池機能の回復

■集中掘削
・**ダム貯水池機能（洪水調節容量）を回復**するため、**堰堤改良事業**により**堆砂対策（堆砂除去）を集中的に実施**する。

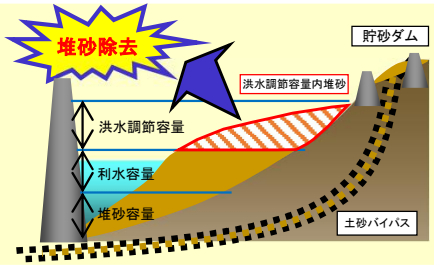

中長期的なダム機能の維持

■施設整備
・流入土砂の軽減を図るための施設に加え、堆砂除去を効率化するための**土砂ストックヤード等の施設整備を実施**する。
土砂対策施設例：
土砂ストックヤード、土砂掘削用道路、排砂バイパス、貯砂ダム、輸送路

また、以下の取組により効率的な堆砂除去を推進

■流砂系を考慮して、広範囲にわたる関連事業とも連携し、堆砂対策（堆砂除去）の短期・中長期計画を作成したうえで、土砂融通を推進。
中長期的な土砂の発生見込み、発生する時期、粒径・土質などの情報の共有

■技術開発・施設運用方法による維持管理手法の深化。
DX活用による無人化・自動化施工技術の開発、関係者調整やダム群連携による施工期間の拡大

※ストックヤード整備、土砂融通の取組はP19に関連項目

3. 流域ビジネスインテリジェンス(BI)による防災・減災DXの推進

○ 流域のあらゆる関係者の行動変容を促進し、総合的かつ多層的な対策を実施するために、流域に関する様々なデジタルデータの取得、取得したデータの蓄積・共有、知りたいことが一目で分かるようなデータの分析・可視化に関する技術開発を行い、流域治水の自分事化、インフラの整備や管理、防災対策の省人化・高度化を図る。

流域に関する様々なデジタルデータの自動取得

■日常業務を通じたデータの取得

長時間飛行ドローンや建設機械・除草機械等の制御、データの自動取得を実現するための「Smart River Spot（仮称）」を整備

■新たな手法によるデータ入手の多様化

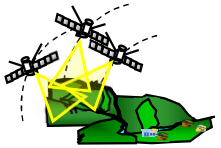

衛星コンステレーションを活用した観測

安価で長寿命な小型浸水センサによる検知、センサネットワークによる情報収集

■リアルタイムデータの安定した収集

監視カメラ・水位計等による観測

取得したデジタルデータの蓄積・共有

■データの蓄積・共有の省人化・高度化

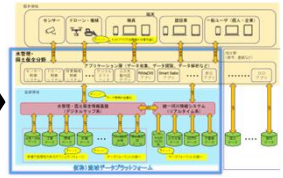

標準化されたデータを蓄積し、データ利活用の基盤となる、流域データプラットフォームの構築

■データの安定配信、オープンデータの拡充のためのデータ標準化

使いやすいデータの提供

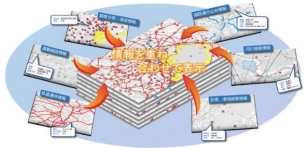

DiMAPSによる災害情報の集約

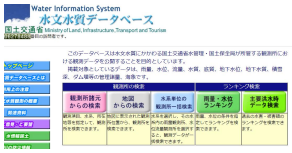

リアルタイムデータや実績データの提供

流域のあらゆる関係者の行動変容

インフラ事業者・管理者・住民・企業などの行動が変わる。

知りたいことがひと目で分かるようなデジタルデータの分析・可視化

■デジタルツインの活用

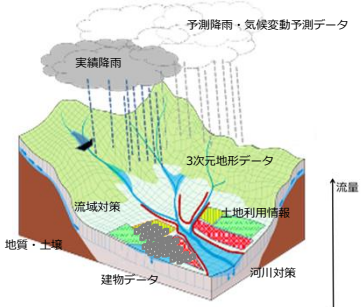

流域治水デジタルテストベッドの構築による、水害リスクや治水対策効果の可視化

■発災時や発災後の意思決定に資する情報の高度化

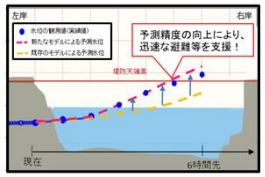

洪水予測の高度化

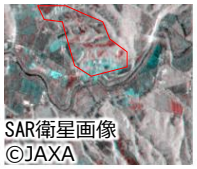

SAR衛星画像
©JAXA

国土地理院撮影

SAR衛星画像による土砂移動箇所抽出

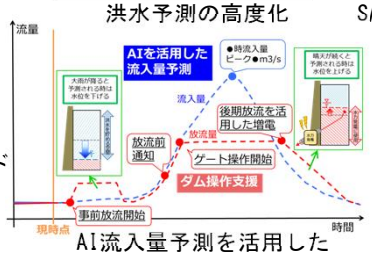

AI流入量予測を活用したダム操作支援

TEC-FORCEの被災状況調査における被災数量の自動計測

流域データプラットフォームによるデータ利活用の躍動

○ 流域に関する様々なデータを利用しやすい形でプラットフォームに蓄積し、各DX実現施策で活用。
○ オープンデータの推進や仮想空間上の実証実験基盤の提供により、官民連携によるイノベーションを通じて流域防災に資する技術開発・サービス開発を促進し、流域全体での防災・減災対策の飛躍的な高度化を図る。

流域データ プラットフォームの構築

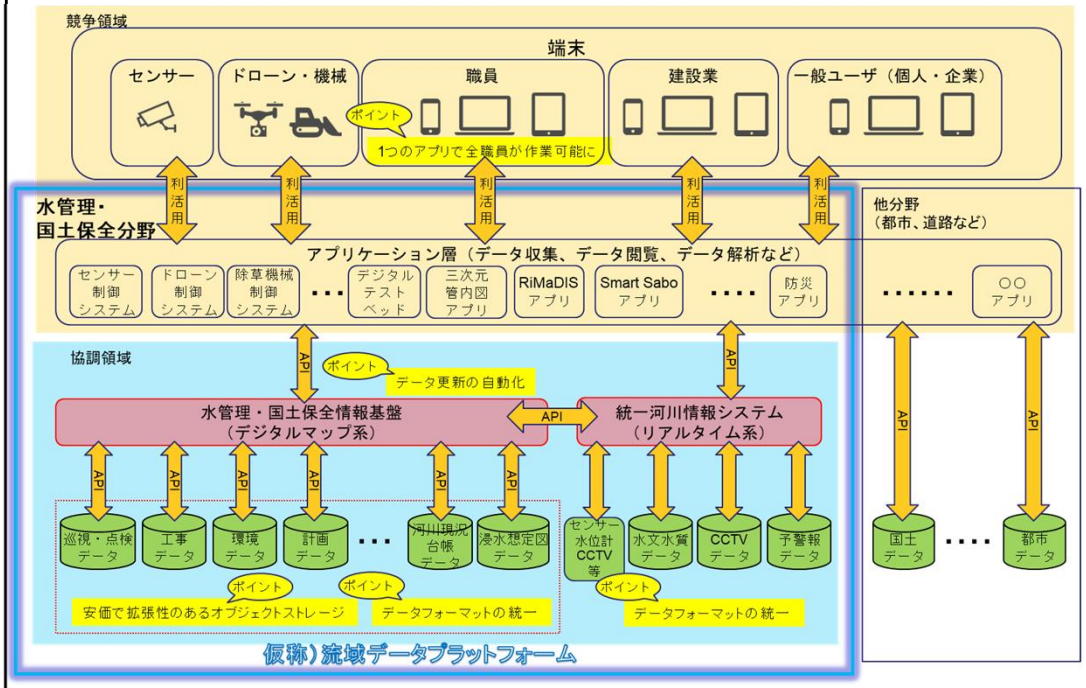

河川事務所等で整備されるデジタルマップデータや地上雨量・水位等のリアルタイムデータのフォーマットの標準化を行い、流域データプラットフォームを構築する。

⇒ データの整形と蓄積・共有の省人化を実現

様々なデータの重ね合わせを容易にし、高度な分析の実施。

オープンデータの拡充を行い、技術開発等への利活用を促進。

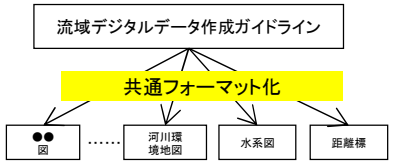

流域治水デジタルテストベッドの整備

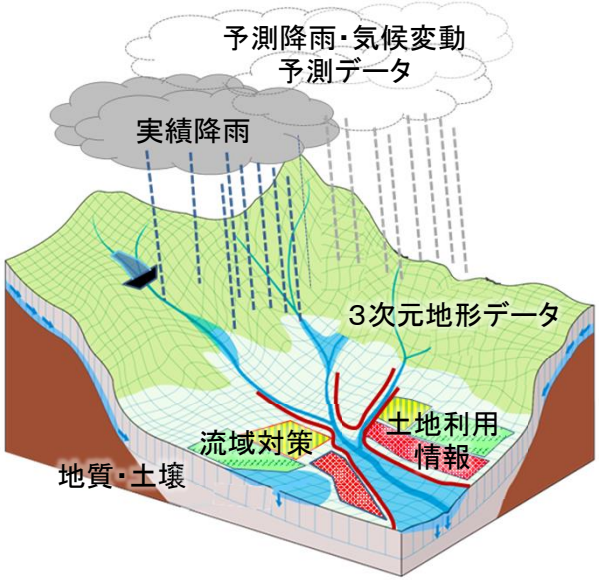

サイバー空間上に気候変動・流域関連の各種データと演算・評価機能を組合せたオープンな実証実験基盤（テストベッド）を整備。

水害リスクや対策効果の見える化、洪水予測等の技術開発を、官民連携によるイノベーションで促進し、より早期の流域防災技術の開発・実装を目指す。

サイバー空間上に構築したデジタルテストベッドのイメージ図

水害リスクの見える化

水害リスクや治水対策効果の見える化により、リスクコミュニケーションを推進し、多様な関係者間での合意形成へ活用。

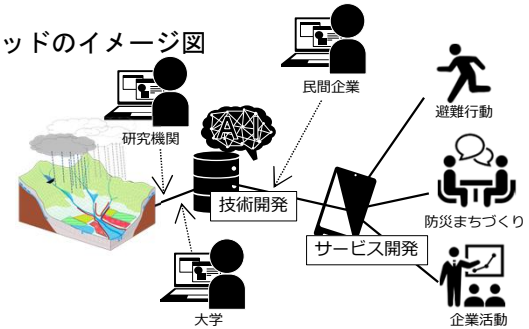

オープンイノベーションのイメージ図

民間企業や大学等がデジタルテストベッド上のオープンデータを活用し、ソフトウェアの新規開発や性能確認を行うことで、新たな防災サービス等の創出が期待される。

洪水予測の高度化（気象庁・都道府県・民間事業者との連携）

○ 気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（以下、「改正法」という。）の公布（令和5年5月31日）を踏まえ、一級水系において、国が実施する本川・支川が一体となった洪水予測情報の都道府県への提供を推進する。
○ また、改正法に基づく民間事業者による洪水予報業務の許可申請に対する審査を進め、高度な予測技術を用いた民間事業者による多様なニーズに応じた予報の提供を推進する。

本川・支川が一体となった洪水予測による予測情報の高度化

○改正法の施行により、**本川・支川一体の水位予測によって取得した都道府県管理区間の予測水位情報の提供が可能となった**ことから、情報提供に関する協定の締結を進め、都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化を推進。　＜令和5年5月から順次実施＞

○また、一級水系について、国が実施する本川・支川が一体となった洪水予測において、更なる**水位予測精度の向上**や**予測の長時間化**を行い、**災害対応や避難行動の支援を強化**。
＜全ての一級水系で令和7年度からの実装開始に向け順次着手＞

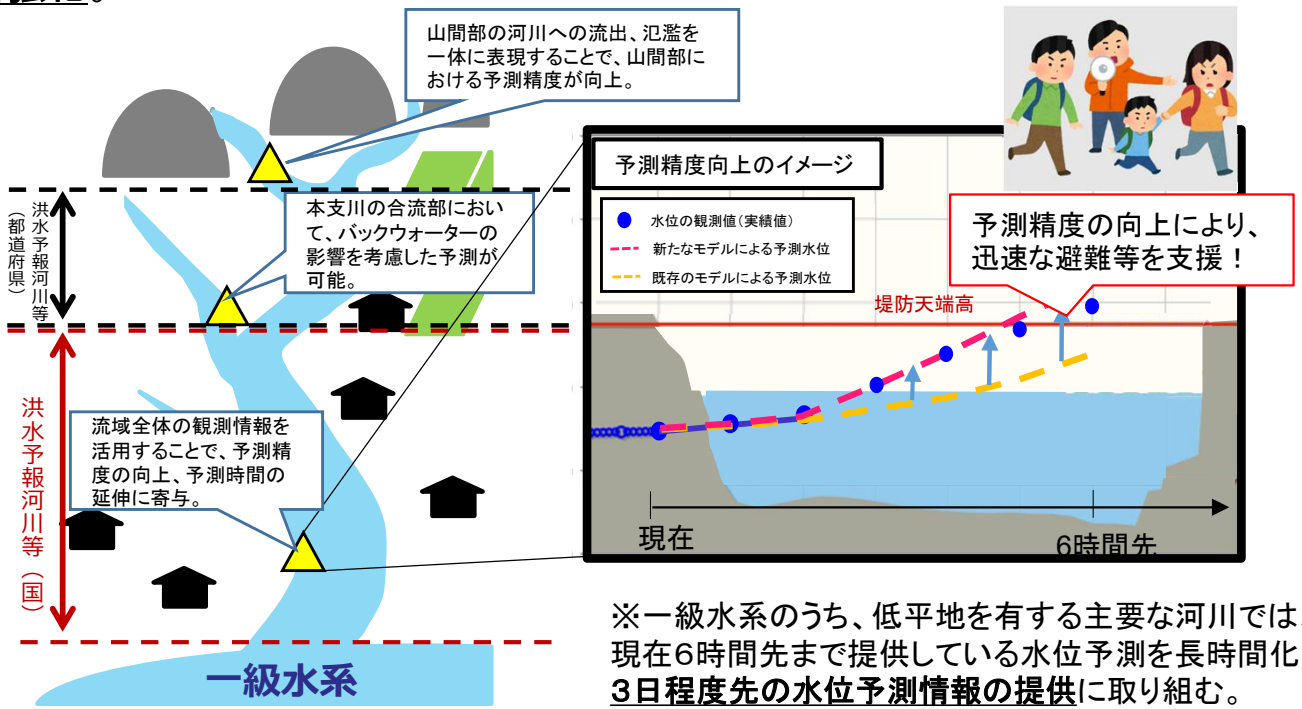

※一級水系のうち、低平地を有する主要な河川では、現在6時間先まで提供している水位予測を長時間化し、**3日程度先の水位予測情報の提供**に取り組む。

民間事業者による予報の高度化

○改正法により、**洪水等について高度な予測技術を用いた民間事業者による多様なニーズに応じた予報の提供を可能とする仕組みが構築**。
※令和5年11月30 日施行

○民間事業者による予報業務の許可申請に対する審査を進め、参入する民間事業者の拡充を行う。

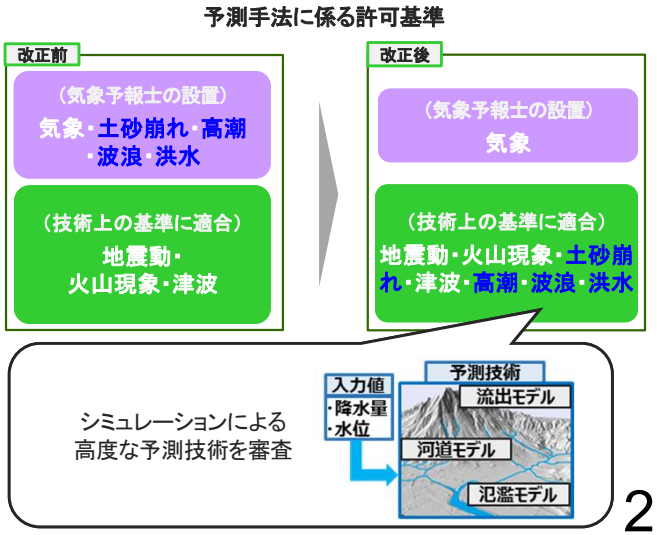

DXによる火山噴火に起因する土砂災害対策の迅速化

○ 火山噴火時における大規模で広範囲に及ぶ土砂流出の脅威に対し、迅速かつ的確に警戒避難支援や緊急的なハード対策を実施するため、緊急減災対策の一連の対応プロセスについてDXを推進する。

現状と課題

○ 火山噴火に伴う土砂災害の防止・軽減のため、火山災害警戒地域が指定された全49火山を対象に、一定の想定（噴火の形態や規模、火口位置等）におけるハード・ソフト両面の対策をとりまとめた火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定。
（令和５年12月：全49火山策定済）

○ 一方、計画で想定されていない噴火が生じた場合、実際の降灰範囲等の状況を踏まえた的確な対応をとる必要があり、迅速な緊急減災対策を講じるうえで課題が残っている。

○ デジタル技術を活用し、降灰範囲や土砂流出の影響範囲を迅速に推定した上で、的確な対策を選定できる支援ツールの開発が必要。

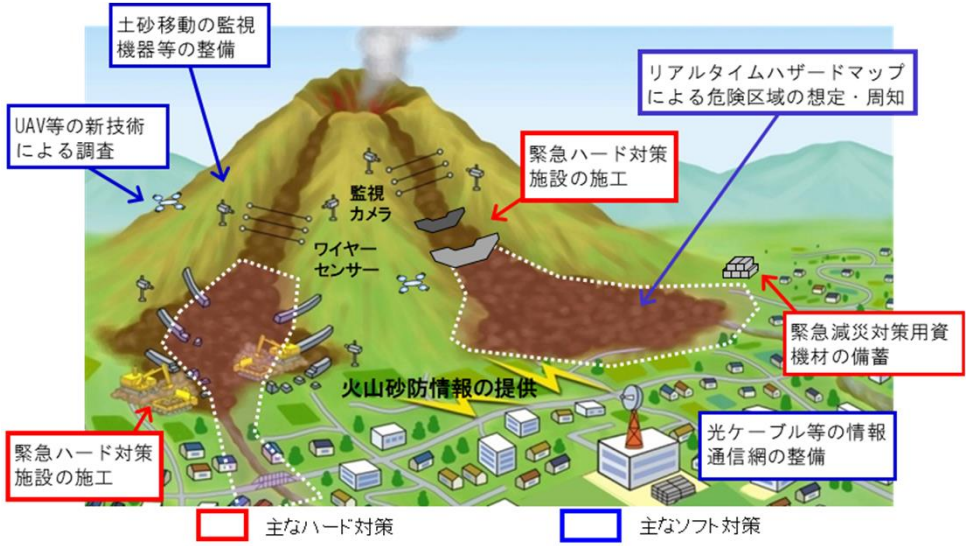

緊急減災対策としてのハード･ソフト対策のイメージ

迅速な緊急減災対策の実現

○ 火山噴火緊急減災対策砂防計画でとりまとめられているハード・ソフト対策のメニュー、土砂移動範囲シミュレーションソフト、3D地形図等を、ナビゲーション機能を備えたシステムとして統合し、想定を超えた場合にも対応可能な緊急減災対策支援ツールを開発する。

対策の迅速化・省人化

【スケジュール】
- R6年度はモデル火山の各データ統合、対策支援ツールの仕様検討を実施
- R7年度以降、モデル火山で対策支援ツールを実装、順次他火山へ運用展開

統合災害情報システム（DiMAPS）の抜本的改良

○ 災害情報をWeb地図上に分かりやすく表示・共有できる統合災害情報システム（DiMAPS）の機能を抜本的に改良し、災害時のオペレーションに必要な情報をより迅速に集約・共有することにより、被害状況等に応じた一層の**迅速かつ的確な災害対応オペレーションを実現、住民や地域における日常生活への早期復帰を後押し。**

統合災害情報システム（DiMAPS）の概要

○国土交通省災害対策本部は、河川、道路、港湾等の被害状況を踏まえて、救命救助活動の支援や被災地の早期の復旧のため、全国のTEC-FORCEや災害対策車両等の派遣規模や派遣先を判断。

○統合災害情報システム（DiMAPS）は、降雨、震度等の情報、全国の河川、道路のカメラ画像や防災ヘリで撮影した画像、TEC-FORCE隊員の活動状況等を地図上に重ね合わせて表示するシステム。

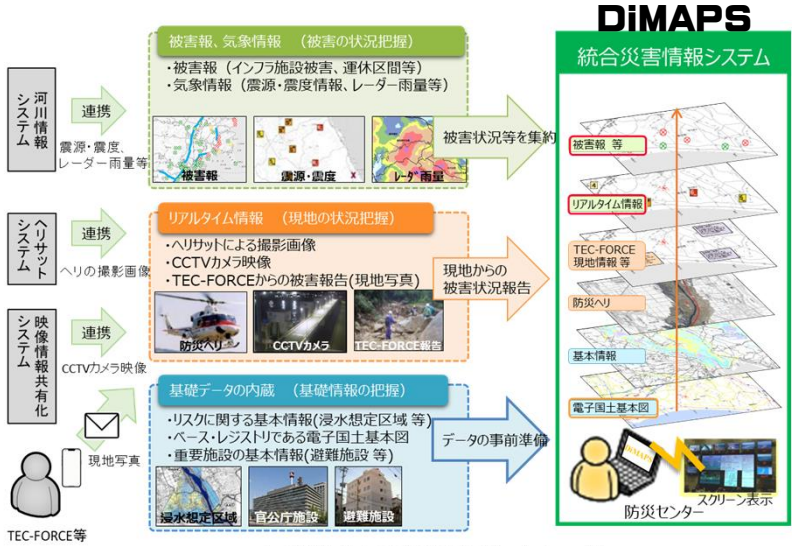

DiMAPSの現状イメージ

現状の課題

○大規模地震や大規模洪水時は、発災直後より被害の範囲や深刻さをいち早く見極め、被害に応じた全国からの支援体制を早期に整えることが重要であるが、全国の河川、道路カメラのリアルタイム映像等は手作業で確認する必要があり、被害規模の推定に時間を要する。

○派遣されたTEC-FORCE隊員の活動状況や把握したデータは、日々の活動後に手作業でシステムに登録するため、リアルタイムで更新されない。

改良の方向性

○TEC-FORCE等の派遣規模や派遣先を判断するために必要な情報（河川・道路カメラ、浸水センサ等）の収集・分析の迅速化、自動化等。

○TEC-FORCEが収集したデータや活動状況のリアルタイムでのシステムへの取込、データの更新・蓄積の自動化等。

⇒被害状況の軽重や活動の進展等を踏まえて迅速に隊員配置・資源配分を決定・変更できる環境を構築。

⇒派遣されたTEC-FORCE隊員が現場での活動に注力できる環境を構築。赤字下線：改良を検討する事項

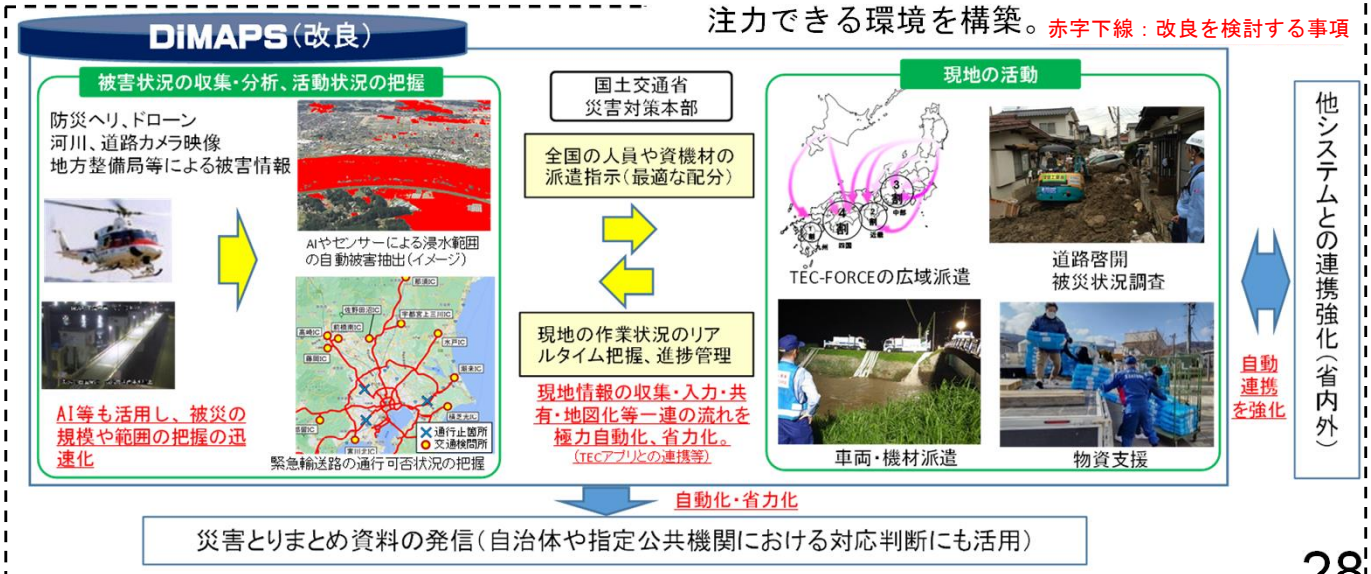

大規模災害時のTEC-FORCEの更なる機能強化

○TEC-FORCEの安定的・継続的な支援による被災地の早期復旧の実現を目的に、体制や技術力の増強のほか、システム・装備類の強化を軸としたTEC-FORCEの更なる機能強化を進めるため、現場活動をデジタル技術で効率化する「iTECツール」を改良し、**ドローンによる点群データの取得機能と三次元データから数量算出を可能とする機能を実装**する。また大規模災害時の活動の持続性確保のため、**携帯通信網の途絶時に代替となる通信手段の確保**を図る。

iTECツール（TECアプリ）の概要

○大規模自然災害が発生すれば、TEC-FORCE総合司令部や現場で活動する各班は、限られた人員で、膨大な業務を迅速に行わければならない。

例）・数百～千のTEC-FORCE班、数百台の災害対策用機械をマネジメント
・自治体ニーズの把握、被災状況の把握、関係機関との調整
・被災箇所の調査計測作業、スケッチ、写真撮影、復旧工法等の検討、報告書作成

○TECアプリはクラウドサーバを介したリアルタイム情報共有により、リエゾンや被災状況調査などの各種TEC-FORCE活動の連携強化・対応迅速化を図るもの。

TECアプリの概要

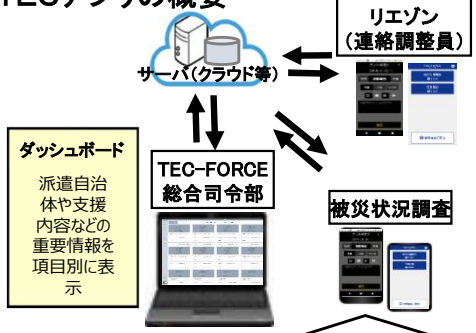

リエゾン情報共有
・自治体毎に支援要請や被災情報、写真を自動整理し、一覧表示できる

被災状況調査支援
・現地入力データ、写真により、調査報告書が自動作成
・スマートフォンカメラ撮影により、画像を自動的に判読し、三次元データを作成する。

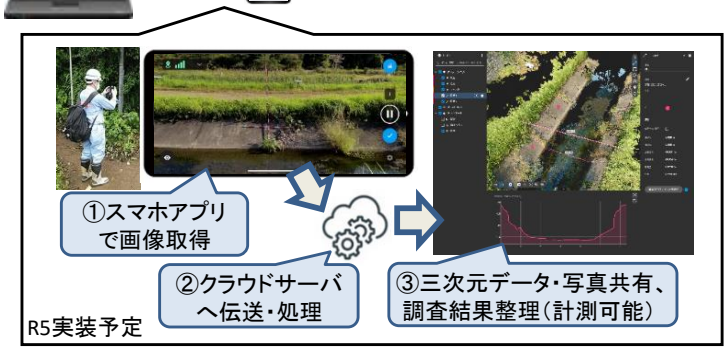

現状

○被災状況調査での図面、数量計算等の作成はアナログ作業で長時間を要している。

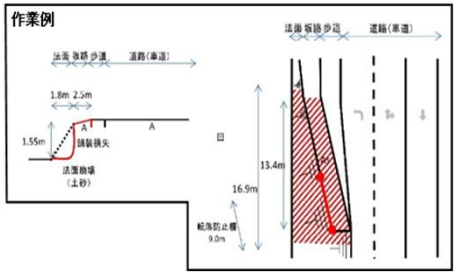

ポールや巻尺などにより、計測した被害箇所をスケッチや図形描画により作成。数量は現地計測値より都度計算している。

○被災直後の危険な場所での調査による怪我、夏場の過酷な条件での熱中症リスク等、支援の継続性の観点からも、隊員の安全・健康に配慮する必要がある。

○大規模災害による携帯通信網の途絶により、TECアプリの情報通信が停止し、情報収集や被災状況調査等の活動が制限されるおそれがある。また、不安定な通信網による情報不足に陥るおそれがある。

今後の取組

○三次元データ上で被災構造物の復旧形状を図示することで、被災数量が計算される機能をTECアプリに追加する。また、VTOL型ドローンなど、長時間・長距離飛行が可能なドローンを使用して、中規模以上の被害箇所の三次元計測が行えるよう、更なる活用手法の検討を行う。これにより、危険箇所での直接計測作業が無くなり、作業効率が上がることにより、隊員の安全・健康管理を図る。

○TECアプリによる活動の持続性確保のため、大規模災害時の地上通信インフラ不通時や山間部の不感地帯において、民間による衛星インターネットサービスを利用し、高速・低遅延の通信ネットワークを確保する。

水管理･国土保全局におけるカーボンニュートラルの取組

○ ダムや砂防堰堤における水力発電、下水道の脱炭素化、伐採木等を活用したバイオマス発電、河川管理施設の無動力化、公共工事等における資機材運搬への河川舟運の活用等により、2050年カーボンニュートラルに向けた取組を推進。

再生可能エネルギーによる電力創出に向けた取組

ハイブリッドダム

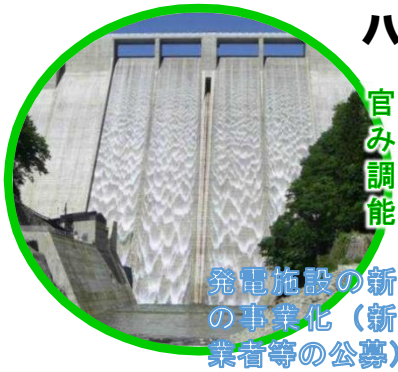

官民連携の新たな枠組みにより、ダムの洪水調節と水力発電の両機能を最大限活用

発電施設の新設・増設を行う事業の事業化（新たに参画する民間事業者等の公募）を目指す

ダムの運用高度化による増電の取組を本格実施

グリーンイノベーション下水道

下水処理場における省エネ・創エネ・再エネ技術の導入を促進し、下水道の脱炭素化を推進

カーボンニュートラル地域モデル処理場の整備等を推進

伐採木等を活用したバイオマス発電

流下能力を維持・確保するために伐採した河道内樹木や、ダム・砂防堰堤で捕捉した流木等を活用したバイオマス発電を推進

流域の関係者とも連携し、伐採木等の木質燃料を安定供給

砂防堰堤を活用した小水力発電

発電ポテンシャルを有する既設砂防堰堤を活用した小水力発電の普及・拡大を推進

発電ポテンシャルの公表に加えて、発電事業者から施設管理者への施設占用申請等の協議の明確化を実施

消費エネルギーの削減に向けた取組

河川管理施設の無動力化

河川管理施設において、操作員不足・安全確保等のため操作に動力を要さないフラップゲートへの転換等により無動力化を推進

５か年加速化対策も活用し、施設の整備を実施

【老朽化した小規模な樋門等の無動力化実施率】
令和２年度　31%　⇒　令和７年度　41%

河川舟運の活用

陸上輸送を河川舟運に代替することにより、CO_2排出を削減

公共工事等において、土砂や資機材の輸送が効率的になる場合に舟運を活用

治水機能の強化と水力発電の促進を両立するハイブリッドダムの取組の推進

○ 気候変動への適応・カーボンニュートラルへの対応のため、治水機能の強化と水力発電の促進を両立させる「ハイブリッドダム」の取組を推進。

ハイブリッドダムとは

治水機能の強化、水力発電の増強のため、気象予測も活用し、ダムの容量等の共用化など※、ダムをさらに活用する取組のこと。

※「ダムの容量等の共用化」としては、例えば、利水容量の治水活用（事前放流等）、治水容量の利水活用（運用高度化）など。単体のダムにとどまらず、上下流や流域の複数ダムの連携した取組も含む。ダムの施設の活用や、ダムの放流水の活用（無効放流の発電へのさらなる活用など）の取組を含む。

取組内容

(1) ダムの運用の高度化

気象予測も活用し、治水容量の水力発電への活用を図る運用を実施。

［・洪水後期放流の工夫
・非洪水期の弾力的運用］ など

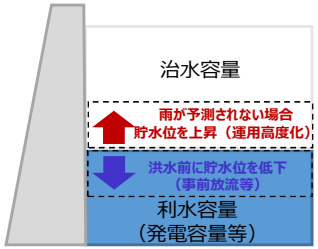

(2) 既設ダムの発電施設の新増設

既設ダムにおいて、発電設備を新設・増設し、水力発電を実施。

発電設備のイメージ

(3) ダム改造・多目的ダムの建設

堤体のかさ上げ等を行うダム改造や多目的ダムの建設により、治水機能の強化に加え、発電容量の設定などにより水力発電を実施。

ダムのかさ上げによる
治水機能の強化と水力発電の増強

令和５年度の取組

国土交通省、水資源機構管理の72ダムで試行。運用高度化に伴うルール化の検討。

国土交通省管理の３ダム（湯西川ダム、尾原ダム、野村ダム）で、ケーススタディを実施し、事業スキーム、公募方法を検討。民間事業者等からの意見聴取を実施。

治水と発電、地域振興を両立させる事業内容を検討。

令和６年度以降

国土交通省、水資源機構管理の全ての可能な**ダム**で試行を継続し、運用の高度化の**本格実施**を目指す。 **発電**

※運用の高度化の試行による増電量
○令和４年度実績
６ダムで試行し、**215万kWh（一般家庭約500世帯の年間消費電力に相当）を増電**
○令和５年度試行
72ダムで試行し、**約２千万kWh（同約５千世帯分）の増電**を想定

発電施設の新設・増設を行う事業の**事業化**（新たに参画する民間事業者等の公募）を目指す。併せて、地域振興への支援にも取り組む。 **発電**

ダム改造、多目的ダム建設と合わせて増電を検討。 **治水** **発電**

◎上記について官民連携で地域振興への支援にも取り組む

治水 ダム改造、多目的ダム建設の推進により、治水機能を強化するとともに水力発電の促進を目指す

発電 増電量の目標等を定め、R6にダム運用高度化の本格実施、発電施設の新設・増設を行う事業の事業化を目指し、カーボンニュートラルに貢献

こどもの命を守り、安全に自然環境で子育てできるかわまちづくりの推進

○ 河川での水難事故は毎年多発しており、河川の安全教育の普及とそのための空間の整備が急務。
○ これまで、賑わいあるまちづくりに資する河川管理施設を整備する「水辺整備」と、自然環境の保全・復元に資する区域を整備する「自然再生」は、それぞれ実施されてきた。
○ 特にこどもにとって安全な水辺空間の整備の促進のため、「こどもまんなかまちづくり」に取り組む地域が水辺整備を実施する場合に、自然再生にも一体的に取り組むことができる仕組を構築する。

背景・課題

○ 河川での水難事故は多発しており、こどもが犠牲となるケースも多い。
○ 現状、河川の安全教育ができる指導者が不足。

河川における死者・行方不明者

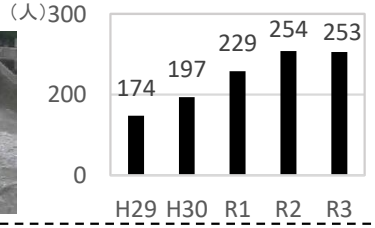

○ まちづくりの現場では、こどもが安全に自然に触れられる環境の整備が求められている。

水辺整備（かわまちづくり）

河川敷地と景観等を生かしたまちづくりに資する水辺整備

水辺にアクセスしやすい低水護岸

湿地等の自然再生

希少な水生生物の生息環境創出のための湿地再生等

こどもが安全に自然環境に触れられる空間の実現

○ 河川の環境教育に加え、水難事故の防止に向けた安全教育や川の指導者育成の推進。
○「かわまちづくり計画」に定める内容の拡充。

	これまで	これから
計画事項	○基本方針 ○ハード、ソフト対策の内容 ○推進主体 ○維持管理　等	左記に加え ○安全面における配慮事項 ○自然再生に取り組む「自然環境の保全を必要とする区域」

河川の安全教育（河川の安全な利用の普及）
自然再生（希少な河川環境の保全・創出）
河川管理施設（安全に水辺に近づける空間整備）

川の指導者育成講習会等の推進

「自然環境の保全を必要とする区域」における安全に配慮された自然体験

河川上空におけるドローン運用を推進するための環境整備

○ 無人航空機のレベル4飛行解禁（R4.12）を踏まえ、ドローンの安全活用に向けた航路設定や環境整備が求められている。

○ 河川は、地上の構造物や上空の障害物が比較的少ないことから、ドローン航路としての活用が期待されており、河川上空におけるドローン物流の航行、及びその航行に必要な施設を整備する際の基本的考え方を整理、公表することで円滑な航行を支援する。

R5までの取組と今後の課題

○R4～R5の取組

ドローン物流事業者による実証実験（R4年度に 全国18か所で実施）により得られた課題等を踏まえ、河川上空の活用円滑化に向けた基本的考え方を整理、公表。

実証実験（全国18か所） → 効果検証（メリット、課題、必要なルール等） → 基本的考え方を整理、公表

○実証実験からとりまとめた今後の課題例

・複数機が同時に飛行可能な航路設定
・航行に必要な施設（離発着ポートや電源供給施設等）
・航行に必要な手続きや河川上空利用ルールの整理

荒川での実証の様子

取組内容

○航行に必要な施設の整備

適切な役割分担の下、順次必要な施設（離発着ポートや電源供給施設等）を整備（例：河川管理者によるドローンを活用した河川巡視や点検等に必要な施設整備）。

○円滑な航行支援

河川上空のドローン物流の航行に関する基本的考え方（河川管理者に対する必要な手続き、事故時の対応、河川利用等の状況把握等）を順次整理、公表。

	～R5	R6	R7～
運用状況	実証実験	先行地域で社会実装	順次全国の河川に拡大
環境整備	円滑な航行のための基本的考え方を整理、公表	利便性向上に向けた施設整備【適切な役割分担の下で実施】	
情勢（想定）	レベル4飛行解禁	認証機体の増 免許保有者の増	

流域のあらゆる主体と連携した多自然川づくりの推進

○ 限られた河川空間の中で、治水対策を一層加速化しながら、多自然川づくりを進めていくことに加え、「2030年ネイチャーポジティブ」を実現するために、水によって相互に影響しあう流域の取組との連携が求められており、効果的・効率的な河川環境の整備・保全を行う必要がある。

○ 河川においては、新技術を活用して河川環境の変化を精緻に把握し、治水対策、災害復旧、施設管理等のあらゆる場面で、自然の営力を最大化し、自然環境の劣化による河床低下、樹林化の進行等を食い止める「自然営力活用型」の河川環境マネジメントを実施する。

○ また、河川のみならず流域のあらゆる主体と生態系ネットワークの形成に向けた目標等を共有し、適切な役割分担の下で、流域のノウハウも取り入れた自然豊かで魅力ある河川空間を創出する。

【背景①】気候変動を踏まえた治水対策の加速化 《河川管理者》

- 気候変動を踏まえて、流域のあらゆる関係者と連携した流域治水を加速化しており、河川管理者は、河道掘削や遊水地の整備等を実施。

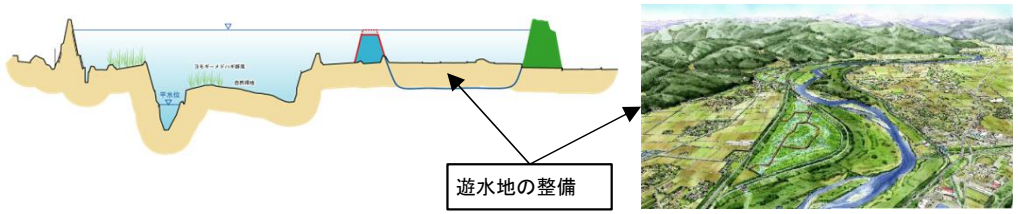

【背景②】2030年ネイチャーポジティブの実現 《流域の様々な主体》

- 生物多様性に関する国際目標の実現に向けて、流域の様々な主体においても、自然環境の保全・復元を目指した取組が拡大。

2021コーンウォール・サミット付属文書
「G7 2030年自然協約」（令和3年6月）
2030年までに生物多様性の損失を止めて反転させる《ネイチャーポジティブ》
を目指す国際的議論を支持

▶

生物多様性に関する新たな目標
「2030年ネイチャーポジティブ」

第15回生物多様性条約締約国会議（COP15）
「昆明・モントリオール生物多様性枠組」（令和4年12月）
「生物多様性国家戦略」2023-2030（閣議決定）（令和5年3月）

河川環境マネジメントの転換
～「悪化した環境を再生する取組」から「豊かな環境を創出する取組」へ～

【これまで】河川管理上の支障が生じた場合に対応

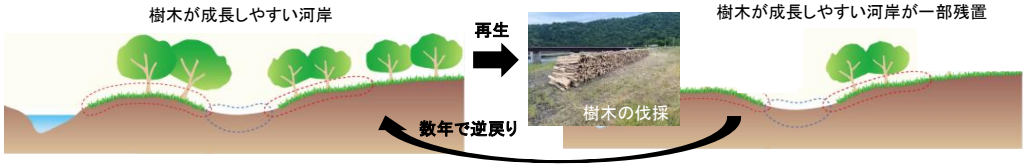

【これから】あらかじめ自然環境を維持しやすい環境を創出し、その劣化を防ぐ施設操作を実施

自然の営力と平常時の冠水頻度のコントロールにより河川環境の劣化を防止

流域のあらゆる主体と共有する「流域環境目標」を設定

- 河川管理者と流域の様々な主体での役割分担
- 河川環境に関する情報の高度利用、新技術の活用促進による効率的・効果的な取組の推進
- 河川環境の保全を目的とした施設操作、河川整備方法の検討

流域関係者の連携による流域全体の地域活性化の推進

○ アフターコロナにおける観光需要の増加等により、貴重なオープン空間である河川を活かした官民連携でのまちづくりの機運が高まっている。

○ 河川空間へ民間事業者が参入しやすい環境を整備するとともに、流域関係者と連携し流域全体の地域活性化を推進。

背景

○新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行等により、観光需要が増加傾向にある中、貴重なオープン空間である河川を活かした官民連携でのまちづくりの機運が高まっている。

首都高の地下化に伴う
日本橋川周辺の再開発

出典：首都高速道路日本橋区間地下化パンフレット
（令和2年6月首都高速道路株式会社）

沿川の民間事業者等と連携した
水辺空間整備・活用
（道頓堀川）

河川空間への民間事業者の参入促進

○貴重なオープン空間である河川の特徴を活かし、民間事業者と連携して背後のまち空間と一体となった河川空間の整備を推進することが重要。

○より多くの民間企業が参入しやすくなるよう、占用期間の延長等の規制緩和や民間事業者が利用可能な河川敷地の公表（ポテンシャルリスト）を進めるRIVASITE（リバサイト）の取組を推進。

整備イメージ

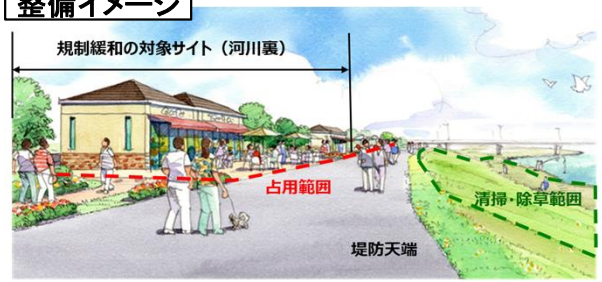

流域全体の地域活性化の推進

○流域治水の推進にあたっては、流域全体の相互理解が不可欠であり、流域関係者の連携により、上流から下流まで流域全体で地域活性化を推進。

＜流域全体の地域活性化の例＞

インフラツーリズム

ダム見学と併せ、周辺観光地を巡るモデルコース設定の検討

舟運

沿川の地域資源の活用や周辺環境整備等による、舟運を核とした沿川地域のにぎわいづくり

森林

木材チップ等による地域材の活用
環境学習等による交流機会の創出

7. 行政経費

〇世界で多発する水災害への対策を加速させるため、事前防災対策に係る国際標準化に向けた取組を推進する。
〇具体的には、水防災対策の考え方や水災害リスク評価手法について、開発途上国等との防災協働対話を実施する。

【背景・課題】

・世界各地で水災害が頻発・激甚化しているところ、気候変動の影響により、さらに深刻になることが予想される。しかし、開発途上国を初めとする多くの国においては、事前防災対策の優先順位が低く、事前防災対策に遅れが生じている。

・このため、国際会議における水防災分野の国際的な議論を日本が引き続き主導するとともに、関係国との水防災に関する二国間対話（防災協働対話）を通じて、日本が優位となる技術を有する本邦企業がインフラ海外展開に参画することを念頭に、水防災対策の考え方や水災害リスク評価手法等を国際標準化することに対する理解促進を図り、世界各地における水災害に対する事前防災対策をこれまで以上に加速させる必要がある。

例）海外における水災害リスク評価実施普及のための経費

取組内容

・詳細な地理空間情報や高密度で正確な水文観測データがなくても、衛星を活用した地盤情報や限られた水文観測データのみで水害リスクを評価できるモデルを活用して、水害リスク評価を行う手法を確立する。

・評価結果については、どの言語であっても視覚的にリスクを把握しやすいよう工夫するなど、世界的な横展開を図ることを念頭に、国際標準形成を目指す。

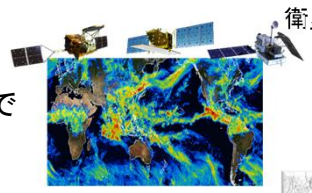

衛星による観測データ

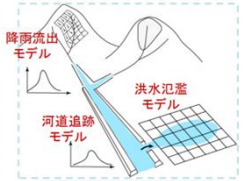

氾濫解析のイメージ

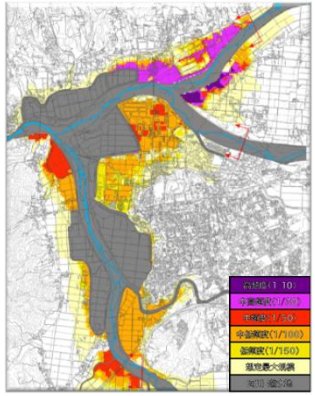

水害リスクマップのイメージ

⇒海外各国の治水安全度向上や我が国の質の高いインフラの海外展開に寄与することに加え、海外進出する日本企業の気候変動対策に活用されることで、我が国の持続的な経済成長への貢献にも期待。

例）防災協働対話を通じた水防災技術の国際展開強化のための調査検討経費

取組内容

・水防災対策のインフラ海外展開の具体的な案件形成に向けて、これまで関係国と官民が参加する防災協働対話を実施。

・今後は、更にインフラ海外展開における日本の基盤となる国際標準化等について相手国政府と議論する機会を創出する。

・具体的には、水防災対策の考え方や水災害リスク評価手法を対象とし、これまで防災協働対話を実施してきた国々に加え、EU諸国や米国等を新たに追加。

水防災分野の国際標準化

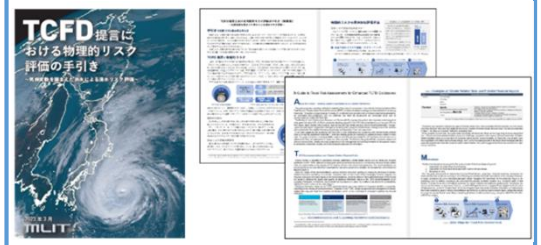

TCFD提言における物理的リスク評価の手引き

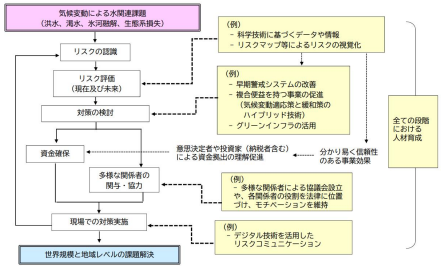

水防災対策の考え方

⇒国際社会における事前防災の位置づけを高めることにより、日本が優位となる技術を有する本邦企業の参画も念頭に、世界各地における水災害に対する事前防災対策の加速を図る。

8. 独立行政法人水資源機構

○ 独立行政法人水資源機構は、水資源開発水系として指定されている7水系（利根川、荒川、豊川、木曽川、淀川、吉野川、筑後川）において、ダム、用水路等の建設及び管理等を行っている。これら建設事業及び管理業務等に対し、国は交付金、補助金を交付するとともに、建設事業に対し財政投融資による資金供給を行う。
○ 第5期中期目標（R4.2.28 関係大臣指示）に基づき、水の安定的な供給の確保を図る。

【 第5期中期目標の概要】

○ 危機的な渇水への対策や「流域治水」の推進。
○ 予防保全型インフラ老朽化対策の重点的な推進と、ダム再生や施設改築など事業化の検討。
○「質の高いインフラシステム」海外展開のため、関係府省等と連携し、その専門的な技術等を活用して、水資源分野における我が国事業者の参入促進に関与。
○ 専門人材の確保・育成を含む、施設の管理・建設業務一般事務におけるDX・デジタル化の推進。

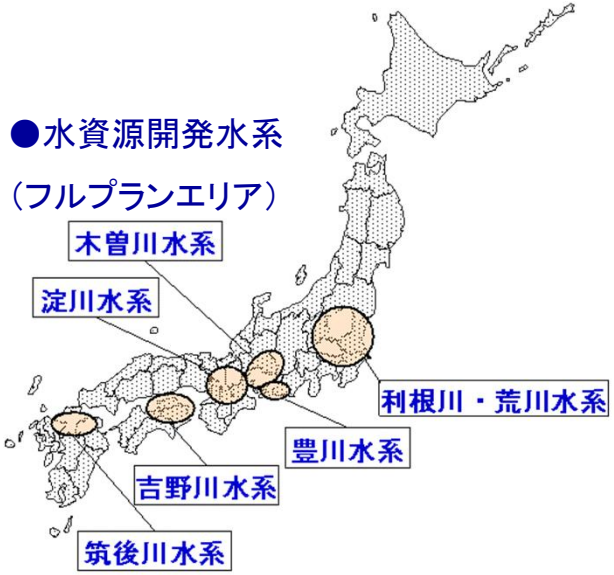

○令和6年度独立行政法人水資源機構予算総括表

（単位：百万円）

区　　分	6年度（A）	前年度（B）	倍　率（A／B）
建設事業及び管理業務	53,760	52,376	1.03

国土交通省所管事業のほか、農林水産省、経済産業省所管事業の予算を含む。

○令和6年度独立行政法人水資源機構財政投融資計画総括表

（単位：百万円）

区　　分	6年度（A）	前年度（B）	倍　率（A／B）
建　設　事　業	500	400	1.25

上記のほか、財投機関債105億円（前年度100億円）がある。

参考

〇近年の世界各国における水災害の発生状況 ・・・ P.39
〇防災・減災、国土強靱化に資する治水対策の効果事例 ・・・ P.40
〇令和５年の大雨を踏まえた再度災害防止のための予算措置 ・・・ P.43
〇TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の概要 ・・・ P.44
〇令和６年能登半島地震に対する国土交通省の対応 ・・・ P.45
〇一体的に被災原因を除去する災害復旧 ・・・ P.46
〇スマート災害復旧推進プロジェクト ・・・ P.47
〇気候変動による水災害の激甚化・頻発化 ・・・ P.48
〇気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更 ・・・ P.50
〇特定都市河川制度の活用による流域治水の推進 ・・・ P.52
〇水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり ・・・ P.53
〇治水ダムの建設や利水ダムも含めた既設ダムの徹底活用を図るための
　ダム再生のより一層の推進・ダムの新規事業化までのプロセスの見直し ・・・ P.54
〇流域治水の自分事化検討会　とりまとめ ・・・ P.56
〇気象業務法及び水防法の一部を改正する法律 ・・・ P.57
〇高台まちづくりと高規格堤防整備事業の推進 ・・・ P.58
〇気候変動リスク開示を契機とした企業の洪水リスク評価・対策の促進 ・・・ P.59
〇河川の掘削土砂を活用した防災・減災の推進 ・・・ P.60
〇浸水被害軽減に向けた地下空間活用の検討 ・・・ P.61
〇越水に対して「粘り強い河川堤防」の技術開発 ・・・ P.62
〇Smart River Spot で実現する河川・ダムの整備・管理DX ・・・ P.63
〇河川敷地の更なる規制緩和「RIVASITE」の実践に向けた環境整備 ・・・ P.64
〇安定的な水供給の確保による気候変動・社会情勢の変化等への対応 ・・・ P.65
〇生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律 ・・・ P.66
〇近年の水に関する国際会議の状況・熊本水イニシアティブ（概要） ・・・ P.67
〇政府方針・予算推移等 ・・・ P.69

近年の世界各国における水災害の発生状況

○ 近年、日本国内において、甚大な水災害が頻発しており、世界各地でも同様に、過去最大規模の激甚な水災害が多発している。

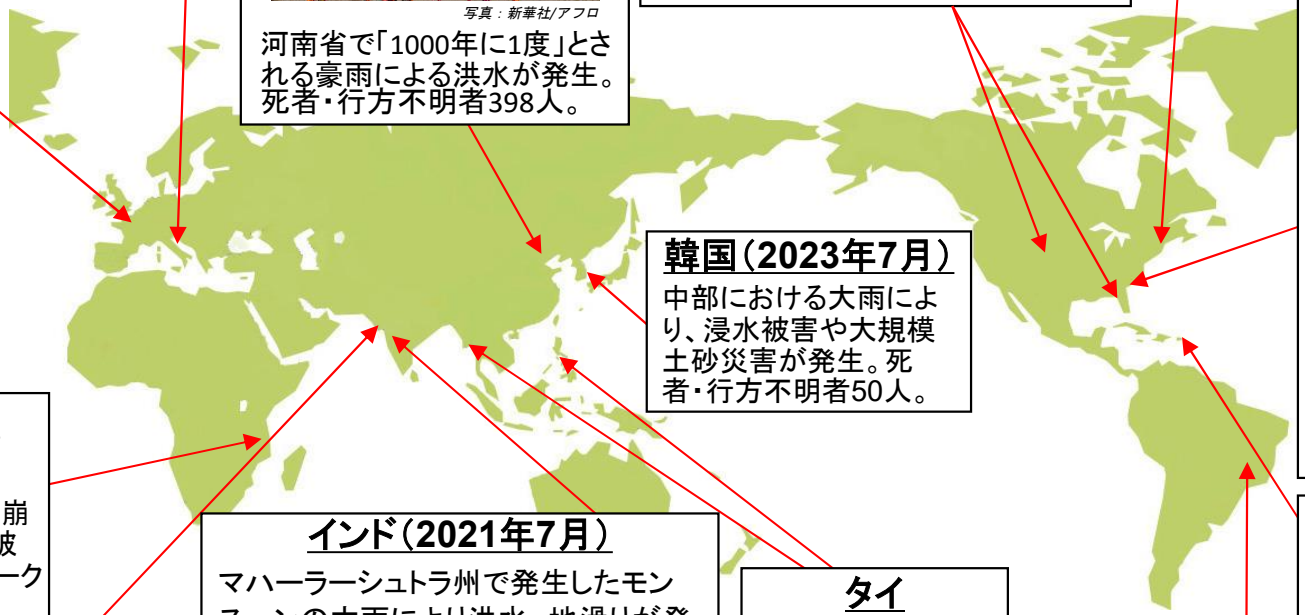

ドイツ・ベルギー・オーストリア・イタリア（2021年7月）

写真: Thomas Lohnes/Getty Images News/Getty Images

豪雨によりドイツのラインラント・プファルツ州等及びベルギー東部を中心に住宅倒壊を伴う洪水が発生。死者242人（ドイツ197人、ベルギー43人、オーストリア1人、イタリア1人）。

ベネチア（2019年11月）

大雨と記録的高潮が続き、ベネチアの80%が浸水。死者2人。

中国（2021年7月）

写真：新華社/アフロ

河南省で「1000年に1度」とされる豪雨による洪水が発生。死者・行方不明者398人。

アメリカ（2017年8月–9月）

8月25日、ハリケーン「ハービー」がテキサス州に上陸。経済被害額は約16兆円。米国で死者89人。

9月10日にはハリケーン「イルマ」がフロリダ半島南部に上陸。経済被害額は約6兆円、死者97人。

アメリカ（2012年10月）

29日20時頃、ハリケーン「サンディ」が米国ニュージャージー州に上陸。経済被害額は約6兆円、死者159人。

アメリカ（2022年9月）

「500年に1度」の規模のハリケーン「イアン」が米国フロリダ半島を横断後、サウスカロライナ州に再上陸。死者138人。

写真:GettyImages

韓国（2023年7月）

中部における大雨により、浸水被害や大規模土砂災害が発生。死者・行方不明者50人。

モザンビーク・ジンバブエ・マラウイ（2019年3月）

サイクロン「イダイ」による高潮、土砂崩れ、洪水などで長期にわたり甚大な被害が生じた。最大被災地はモザンビークのベイラ市。死者1,234人。

プエルトリコ（2017年9月）

米自治領プエルトリコがハリケーン「マリア」に襲われ、壊滅的被害を受けた。死者2,975人。

インド（2021年7月）

マハーラーシュトラ州で発生したモンスーンの大雨により洪水、地滑りが発生。死者213人、行方不明者8人。

写真：AP/アフロ

タイ（2011年9月–12月）

タイ北中部において継続的な降雨により洪水被害が発生。7月下旬以降死者813人。日系企業にも大きな影響。

パキスタン（2022年6月–9月）

例年を大幅に上回るモンスーンの豪雨でインダス川等が氾濫。大規模洪水で国土の広範囲が浸水。死者1,739人。

写真: AFP/アフロ

ブラジル（2022年2月）

ブラジル南東部リオデジャネイロ州ペトロポリスで大雨による大規模な土砂災害が発生。死者・行方不明者272人。

フィリピン（2013年11月）

フィリピン中部に台風「Haiyan（ハイエン）」が上陸。死者・行方不明者合計約7,354人。

防災・減災、国土強靭化に資する治水対策の効果事例（1／3）

○大和川水系では、河道掘削・遊水地等の河川整備に加え、貯留施設整備やため池の治水活用等の流出抑制対策など、流域治水の取組を実施。
○令和5年6月梅雨前線による大雨では、平成30年以降、3か年緊急対策や5か年加速化対策を活用して実施した河道掘削（14万m3）により、大和川中流の藤井地点周辺(河口から27.0km地点)において、**約0.3mの水位低下効果が発現。**
○**今回の出水では、H29出水と同規模の雨量を記録したが、これまでの治水対策により浸水戸数が大幅に軽減した。**
○なお、掘削と併せて整備中の堤防について、一部未整備区間があったため、浸水被害が発生し、JR大和路線（奈良～天王寺）が2日にわたり運休となったが、継続して掘削及び堤防が整備されることで、JRの浸水被害を解消し、鉄道運休を回避できるため、経済効果が非常に大きい。

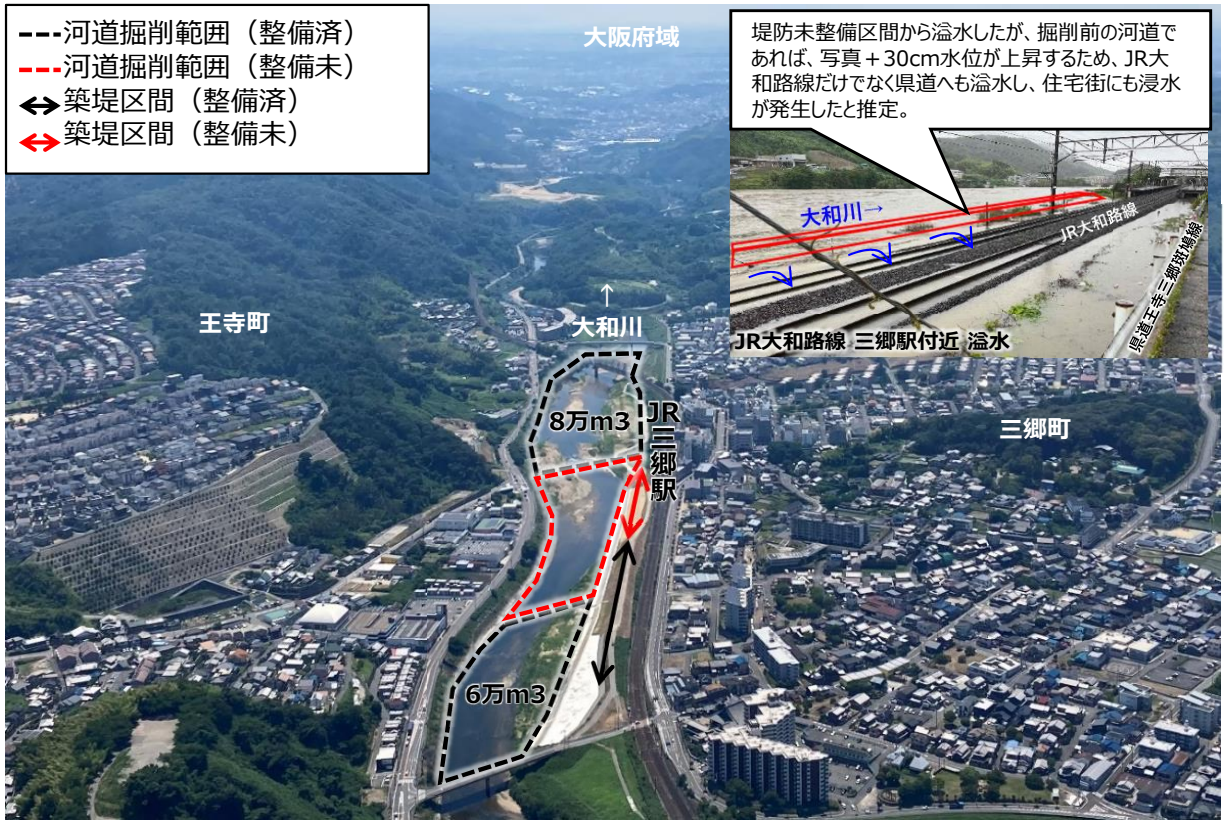

大和川流域の貯留施設の状況

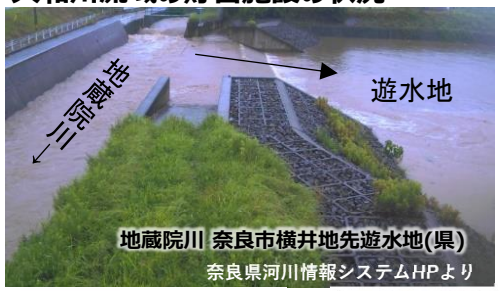

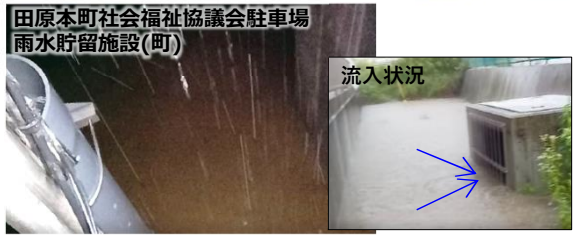

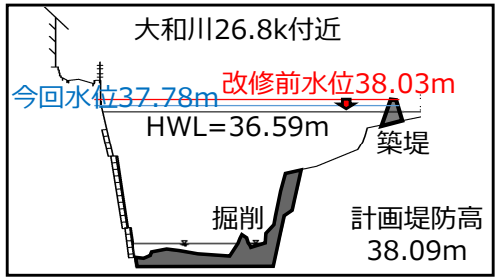

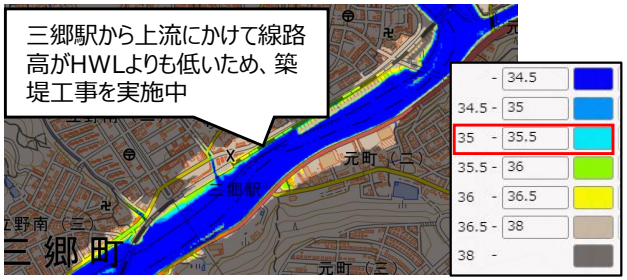

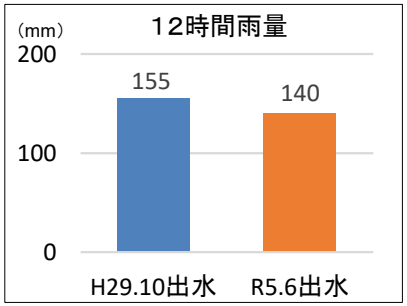

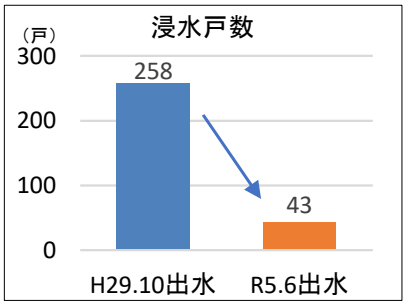

※本資料の数値は、速報値であるため、今後の調査で変わる可能性があります

※柏原地点上流の流域平均雨量

防災・減災、国土強靭化に資する治水対策の効果事例（2／3）

〇令和5年7月10日の出水では、平成29年7月と同様に朝倉市周辺で集中豪雨となり、赤谷川流域全体で大量の土砂・流木が発生したが、5か年加速化対策を活用して整備した砂防堰堤等により土砂・流木を捕捉、下流への土砂・洪水氾濫被害を防止するとともに、赤谷川本川への土砂流出を軽減し、権限代行により整備した河道で安全に流下させることで、家屋浸水被害を防いだ。

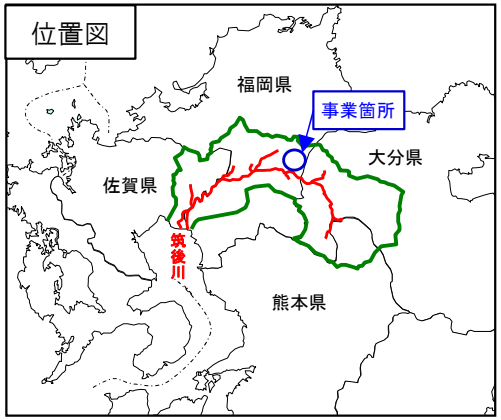

■雨量比較

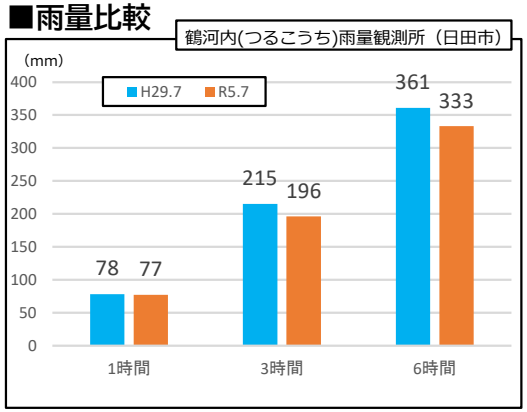

■家屋被害

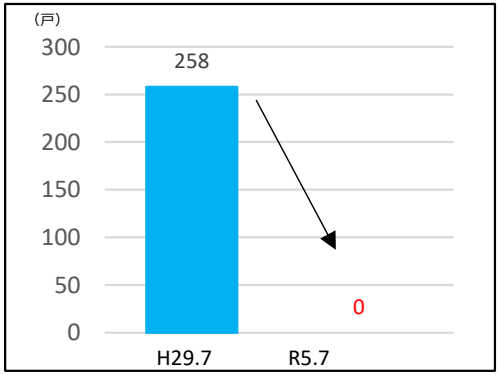

▬：国で整備した砂防堰堤（30箇所）
（うち赤着色19箇所で効果を発現。約10万m³の土砂・流木を捕捉）

※本資料の数値は速報値であるため、今後の調査結果等で変わる可能性があります。

防災・減災、国土強靭化に資する治水対策の効果事例（3／3）

○令和5年7月15日からの梅雨前線の影響により秋田県を中心に記録的な大雨となり、多くの雨量観測所で観測史上1位(24時間雨量)を記録。
○雄物川(おものがわ)本川や支川玉川(たまがわ)で河川水位が上昇し、氾濫の危険性が高まったことから、玉川ダムでは特別防災操作（全量カット）を実施し、約4,200万m³（東京ドーム34杯分)を貯留。
○また、雄物川では平成29年度からの「激甚災害対策特別緊急事業」、平成30年度から令和2年度の「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」、令和3年度から令和7年度の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」で河道掘削及び堤防整備を実施。
○これにより、雄物川椿川(つばきかわ)地点（秋田市）の河川水位を約88cm低減させ、外水氾濫による約180戸の浸水被害を回避できたと推測。

■雨量比較 仁別(にべつ)雨量観測所（秋田市）

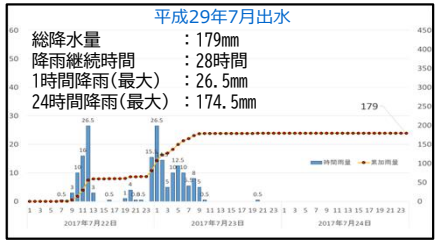

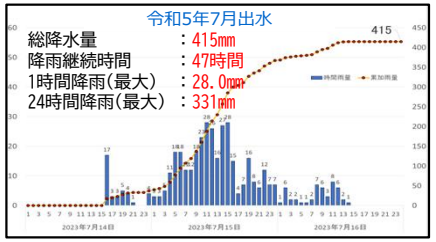

平成29年7月出水時の状況

玉川ダムによる洪水調節

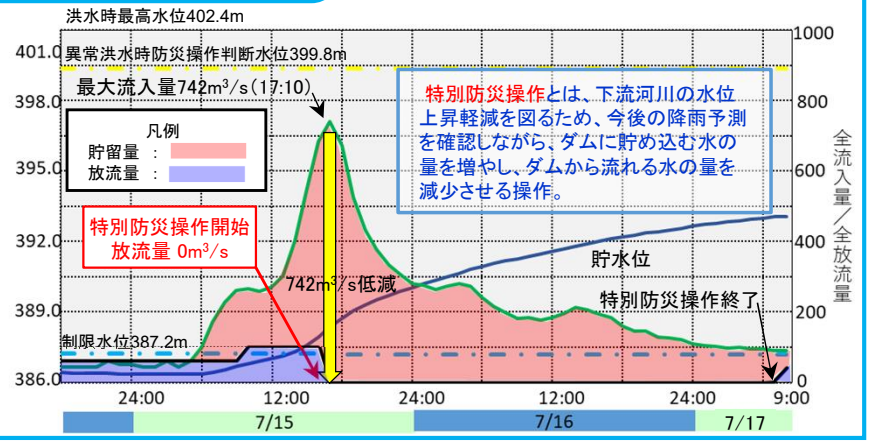

堤防整備の効果

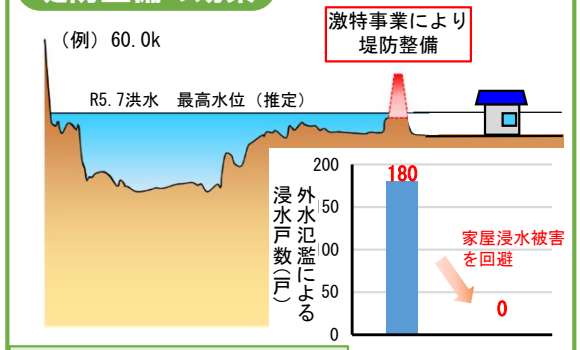

➢ 激特事業により堤防を整備したことで、雄物川からの外水氾濫を防ぐことができたと推測。

※平成29年7月と雨量が異なるため、整備前の浸水戸数は、仮に堤防等が整備されていない場合に今回（R5.7月）の洪水によって、浸水した可能性のある家屋を水位等から推定して算出

令和5年の大雨を踏まえた再度災害防止のための予算措置

【令和5年12月22日時点】※各河川単位の配分事業費を記載
※交付金のみ県全体の国費で記載
※災害復旧事業費は決定済額を記載

○令和5年に発生した大雨で甚大な浸水被害を受けた地域において、令和5年度補正予算等※により、早期の治水安全度の確保を推進。

※防災・減災、国土強靭化の推進のための関連予算（国土強靭化）のほか、
災害復旧関係費（当初予算含む）、防災・減災対策等強化事業推進費（11/9に配分済）を含む

秋田県　雄物川水系雄物川、太平川　①

★緊急治水対策プロジェクト

- 【国】雄物川一般河川改修事業　3,873百万円　国土強靭化
- 【国】雄物川一般河川改修事業（※推進費）　1,630百万円
- 【国】河川等災害復旧事業　2,591百万円
- 【県】太平川河川激甚災害対策特別緊急事業　2,900百万円
- 【県】河川等災害復旧事業　770百万円　国土強靭化
- 【県】防災・安全交付金　国土強靭化
  （河川）　945百万円(国費)の内数
  （下水道）727百万円(国費)の内数

■対策内容（R5実施内容）
河道掘削、護岸　等

令和5年7月15日からの大雨
秋田県秋田市

埼玉県　利根川水系中川・綾瀬川　②

★緊急治水対策プロジェクトのとりまとめに向け検討中

- 【国】中川流域治水整備事業　1,288百万円　国土強靭化
- 【国】中川流域治水整備事業（※推進費）　150百万円
- 【県】中川大規模特定河川事業　2,042百万円　国土強靭化
- 【県】防災・安全交付金　国土強靭化
  （河川）　4,903百万円(国費)の内数
  （下水道）1,071百万円(国費)の内数

■対策内容（R5実施内容）
築堤、護岸、橋梁架替　等

台風第2号による大雨
埼玉県越谷市

千葉県　一宮川水系一宮川　③

- 【県】一宮川河川激甚災害対策特別緊急事業　2,440百万円
- 【県】防災・安全交付金　国土強靭化　国土強靭化
  （河川）　2,573百万円(国費)の内数

■対策内容（R5実施内容）
掘削、護岸　等

※河川等災害復旧事業費は査定中

台風第13号による大雨
千葉県茂原市

石川県　大野川水系津幡川・能瀬川　④

- 【県】河川等災害復旧事業　358百万円
- 【県】津幡川災害復旧助成事業　2,261百万円
- 【県】能瀬川災害復旧助成事業　1,550百万円
- 【県】防災・安全交付金　国土強靭化
  （河川）　1,009百万円(国費)の内数
  （下水道）　449百万円(国費)の内数

■対策内容（R5実施内容）
河道掘削、護岸　等

令和5年6月29日からの大雨
石川県津幡町

奈良県　大和川水系大和川　⑥

国土強靭化

- 【国】大和川流域治水整備事業　1,740百万円
- 【国】大和川流域治水整備事業（※推進費）
  350百万円
- 【県】特定都市河川浸水被害対策推進事業
  734百万円　国土強靭化
- 【県】大規模特定河川事業　50百万円　国土強靭化
- 【県】防災・安全交付金　国土強靭化
  （河川）　323百万円(国費)の内数
  （下水道）110百万円(国費)の内数

■対策内容（R5実施内容）
河道掘削、築堤　等

台風第2号による大雨
奈良県三郷町

和歌山県　亀の川水系亀の川　⑦

- 【県】大規模特定河川事業（※推進費）　150百万円
- 【県】大規模特定河川事業　300百万円　国土強靭化
- 【県】河川等災害復旧事業
  150百万円

■対策内容（R5実施内容）
築堤　等

台風第2号による大雨
和歌山県和歌山市

和歌山県　日方川水系日方川　⑧

- 【県】大規模特定河川事業（※推進費）　200百万円
- 【県】大規模特定河川事業　300百万円　国土強靭化
- 【県】河川等災害復旧事業
  73百万円

■対策内容（R5実施内容）
河道掘削　等

台風第2号による大雨
和歌山県海南市

和歌山県　有田川水系高山川　⑨

- 【県】防災・安全交付金事業（※推進費）80百万円

■対策内容（R5実施内容）
排水ポンプ設置工

台風第2号による大雨
和歌山県有田市

山口県　厚狭川水系厚狭川、麦川川　⑩

- 【県】河川等災害復旧事業　494百万円
- 【県】防災・安全交付金　748百万円(国費)の内数
  国土強靭化

■対策内容（R5実施内容）
河道掘削　等

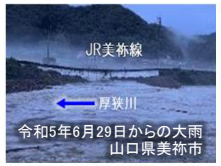

令和5年6月29日からの大雨
山口県美祢市

福岡県　筑後川水系巨瀬川　⑪

★緊急治水対策プロジェクト

- 【国】筑後川一般河川改修事業　2,231百万円　国土強靭化
- 【国】筑後川一般河川改修事業（※推進費）　1,100百万円
- 【国】河川等災害復旧事業　82百万円
- 【県】事業間連携砂防等事業　100百万円　国土強靭化
- 【県】河川等災害復旧事業　141百万円
- 【県】巨瀬川災害復旧助成事業　12,025百万円
- 【県】災害関連緊急砂防事業　1,103百万円
- 【県】防災・安全交付金　国土強靭化
  （下水道）3,876百万円(国費)の内数

■対策内容（R5実施内容）
河道掘削、築堤　等

令和5年6月29日からの大雨
福岡県久留米市

福岡県　遠賀川水系彦山川　⑫

- 【国】遠賀川一般河川改修事業　1,209百万円　国土強靭化
- 【国】遠賀川一般河川改修事業（※推進費）　200百万円
- 【国】河川等災害復旧事業　991百万円
- 【県】河川等災害復旧事業　76百万円

■対策内容（R5実施内容）
河道掘削　等

令和5年6月29日からの大雨
福岡県添田町

大分県　山国川水系山国川　⑬

- 【国】山国川一般河川改修事業　220百万円　国土強靭化
- 【国】山国川一般河川改修事業（※推進費）　100百万円
- 【国】河川等災害復旧事業　626百万円
- 【県】山国川大規模特定河川事業　474百万円　国土強靭化
- 【県】防災・安全交付金　国土強靭化
  （河川）734百万円(国費)の内数
  （下水道）492百万円(国費)の内数

■対策内容（R5実施内容）
河道掘削　等

令和5年6月29日からの大雨
大分県中津市

赤字：１級水系
青字：２級水系

愛知県　豊川水系豊川　⑤

- 【国】豊川一般河川改修事業　305百万円　国土強靭化
- 【国】河川等災害復旧事業　658百万円
- 【県】防災・安全交付金　国土強靭化
  （下水道）2,091百万円(国費)の内数

■対策内容（R5実施内容）
樋管新設　等

台風第2号による大雨
愛知県豊川市

TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）の概要

※TEC-FORCE（**T**echnical **E**mergency **C**ontrol **FORCE**）：緊急災害対策派遣隊

＜TEC-FORCE※による災害対応＞

○大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、平成20年4月にTEC-FORCEを創設し、本省災害対策本部長等の指揮命令のもと、全国の地方整備局等の職員が活動。

○TEC-FORCEは、大規模な自然災害等に際し、被災自治体が行う被災状況の把握、被害の拡大の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施。

○南海トラフ巨大地震や首都直下地震をはじめ、大規模自然災害の発生が懸念されている中、令和5年4月には隊員数を約16,000人に増強（創設当初約2,500人）。ドローン等のICT技術の活用や、資機材の増強など、体制・機能を拡充・強化。

TEC-FORCEの活動内容

ヘリコプターによる被災状況調査

【令和元年 東日本台風】
（長野県長野市上空）

市町村へのリエゾン派遣

【令和3年7月1日からの大雨 】
（静岡県熱海市）

被災状況の把握

【令和5年5月石川県能登地方の地震 】
（石川県珠洲市）

自治体への技術的助言

【令和4年8月の大雨 】
（山形県米沢市）

排水ポンプ車による緊急排水

【平成30年7月豪雨】
（岡山県倉敷市真備町）

給水機能付散水車による給水支援

【令和5年6月29日からの大雨】
（山口県美祢市）

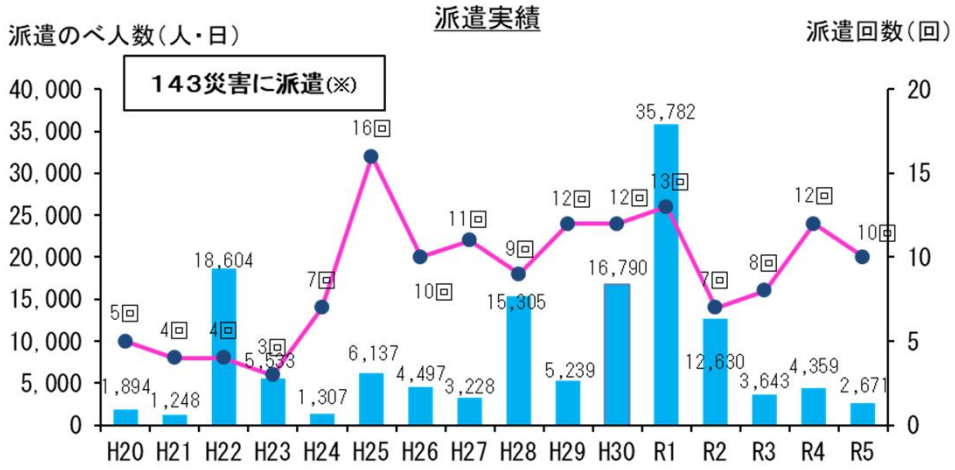

※ 派遣回数については、リエゾン・JETTのみの派遣は除く。

※令和5年9月30日時点

令和6年能登半島地震に対する国土交通省の対応

※ 令和6年1月10日 07:30時点 速報値

・TEC-FORCE派遣人数 のべ3,343人・日
・災害対策用機械等　　のべ 648台・日

○令和6年1月1日(月)石川県能登地方を震源とする最大震度7の地震が発生 、震度5強の地震も連続して発生し、日本海側に大津波警報が発表された。
○北陸地方を中心に43市16町4村と**ホットラインを構築**し、被災地支援のため各地(北陸、東北、関東、中部、近畿、中国、九州地方整備局、北陸信越運輸局、国土技術政策総合研究所、国土地理院、港湾空港技術研究所、気象庁、国土交通本省)から**TEC-FORCEを派遣**。
○断水となった地域へ**給水機能付散水車による給水支援**や(独)水資源機構が保有する**可搬式浄水装置を投入。**また資材調達要請に応えた**物資支援**を実施中。
○**国土交通省・厚生労働省の職員を被災地へ派遣**し、両省および関係団体が連携して上下水道一体となって早期復旧を支援中。
○停電が長期にわたる避難所等へ、**照明車を電源車として派遣し、被災者への電源支援**を実施中。
○被害全容の迅速な把握のため、国交省が所有する**防災ヘリ4機(ほくりく号、みちのく号、あおぞら号、きんき号)とCar-SAT3台による広域被災状況調査**を実施中。
○**被災状況調査**では**道路、河川、砂防、港湾**の調査を実施しているほか、**建築物の応急危険度判定**を実施中。
○**災害対策用機械(照明車、衛星通信車、対策本部車、排水ポンプ車、バックホウ)を派遣**し、各地の**被害に対する応急対策等**を実施中。

■照明車による電源支援

○国交省所有の照明車を停電中の避難所へ接続、給電する電源支援を実施中

避難所へ照明車からの電源支援
(石川県輪島市)

■給水機能付散水車、可搬式浄水装置による給水支援

○断水となった地域へ、給水機能付き散水車による給水支援を実施中
○水資源機構保有の可搬式浄水装置2台を投入し給水支援を実施中

給水機能付散水車による給水支援
(石川県かほく市)

可搬式浄水装置による給水車への補給
(石川県珠洲市)

■物資等の支援活動

○不足する物資等の支援活動を実施中

港湾作業船を使った飲料水支援
(石川県七尾市)

■リエゾン・JETTによる情報支援

○リエゾンによる支援ニーズの聞き取り、被災情報の提供・収集等を実施

珠洲市長へ支援ニーズの確認(石川県珠洲市)

■自治体が管理する公共施設の被災状況調査

○隊員による道路、河川、砂防、港湾等の公共施設等の被害を調査中
○上空や車上から広域の被災状況調査を行い、調査映像を自治体と共有

道路の被災状況調査(石川県内灘町)

ドローンを使った被災状況調査
(石川県輪島市)

河川の被害状況調査
(石川県志賀町)

■被災建築物の応急危険度判定

○国交省職員が現地で建築物の外観調査を実施し、倒壊の危険性などを判定

被災建築物応急危険度判定
(石川県穴水市)

■上下水道施設の復旧支援

○国交省・厚労省職員が現地で連携し支援

七尾市長へ支援方針について説明
(石川県七尾市)

一体的に被災原因を除去する災害復旧　～これまでの運用を改善～

○ 近年、地震による橋梁被災や洪水の浸透による堤防決壊が、同一施設や同一区間で数年の間に複数回発生する事例が発生
○ その様な社会的影響の回避や民政安定化を図るため、一部が損傷等を受け、当該箇所のみを対象とした復旧では、その原因が一連区間に残存する場合、同構造・同材質の箇所も併せて一体的に復旧

これまでの状況

【課題】
○ これまでは損傷等を受けた箇所のみを対象に適切な構造・材質で原形復旧していたが、同一区間にはそれらと同構造・同材質が残存。
○ 同規模の災害により再度被災しないためには、同じ機能を有する一連区間は一体的な機能となるような復旧が必要。

＜1. 橋梁に係る地震被災の場合＞

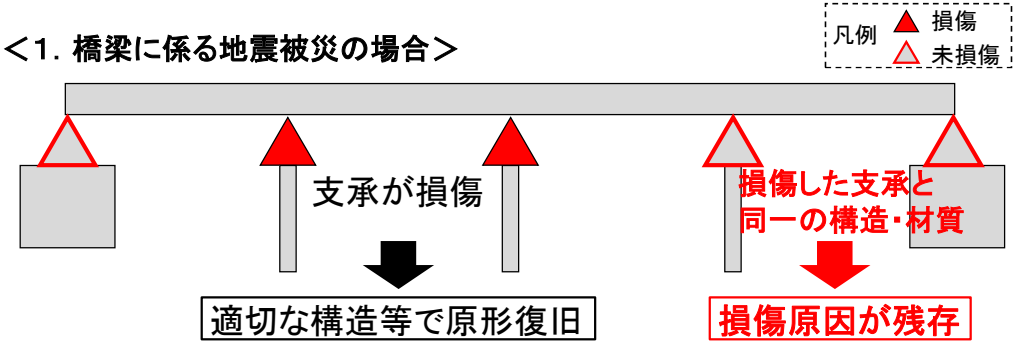

＜2. 堤防に係る浸透被災の場合＞

同一施設や同一区間において、複数回被災し、社会的影響が大

今後の対応

■ 一体的に被災原因の除去を実施

○ 損傷等を受けた箇所だけでなく、同構造・同材質など機能が同一である一連区間を一体的に復旧。

＜1. 橋梁に係る地震被災の場合＞ ➡ 令和6年能登半島地震にも適用

地震により橋梁の支承が損傷した場合、当該支承のみを対象とするのではなく、技術的根拠に基づき、他の支承も一体的に復旧

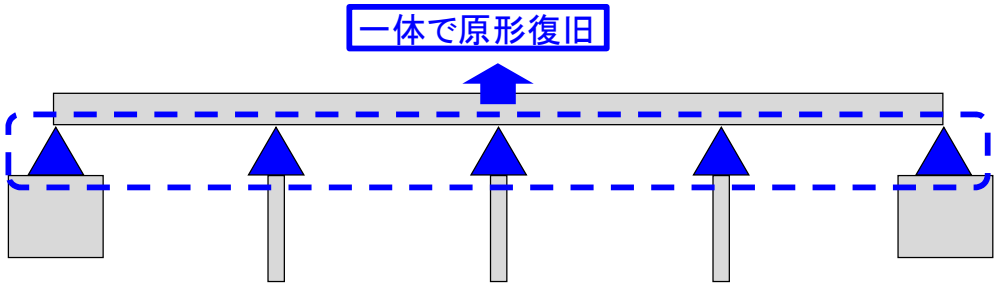

＜2. 堤防に係る浸透被災の場合＞

浸透により堤防が決壊した場合、当該区間のみを対象とするのではなく、技術的根拠に基づき、同性状の区間を一体的に復旧

※背後地に集落地、主要交通幹線路、公共施設（学校、病院等）がある場合
※浸透対策により浸水被害を防護し、一連の施設の効用が増大される場合

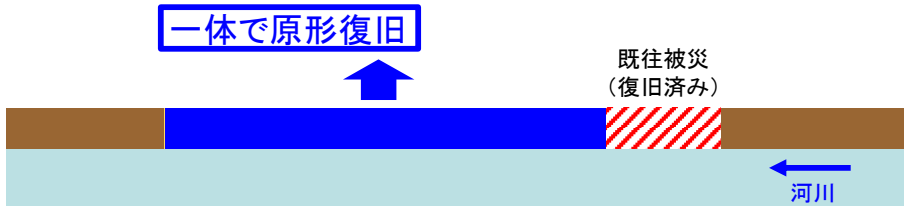

スマート災害復旧推進プロジェクト

○ 大規模災害時における公共土木施設の復旧については、自治体における土木職員の不足や災害復旧の経験不足、被災箇所数の増大に伴い事務手続きに時間を要するなど、迅速な復旧が困難な状況。

○ デジタル技術の活用等により、被害把握から災害復旧完了に至るまでの期間を短縮する「スマート災害復旧」を推進し、被災自治体の負担軽減・被災地域における早期の社会経済活動の回復を実現。

【スマート災害復旧推進プロジェクト　６つの取組　　～デジタル化の推進と新たな査定方式の導入～ 】

■あらゆる場面においてデジタル活用

①TEC-FORCE（緊急災害対策派遣隊）による被害状況調査において、画像判読を用いた被害規模計測ツールの新規開発。

②デジタル技術を活用した災害復旧事務手続きの効率化。

③TEC-FORCEが取得した三次元データ等を被災自治体に提供し、自治体が設計や査定資料の作成等に活用できる仕組みを構築。

④災害復旧に係る調査、測量、設計に加え※1、工事等におけるデジタル技術を試行・検証、手引き作成による見える化。

■新たな査定方式の導入

⑤迅速な工事実施につながる早期確認型査定※2を導入。

■災害対応力の底上げ

⑥自治体の災害対応力の底上げに向け、継続的な研修等を開催。

―― ：令和６年度、新規に取り組む施策

被災地域の早期復旧

■被災自治体の負担軽減

■災害復旧の早期完了

＜イメージ図＞

Before

被災状況調査

査定測量

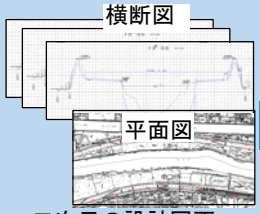

二次元の設計図面

実地での査定

丁張りによる施工

After

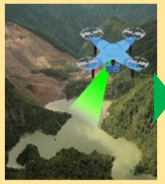

ドローンによる被災調査からの三次元データ取得イメージ

三次元設計（BIM/CIM）

リモートによる机上査定

ICT施工

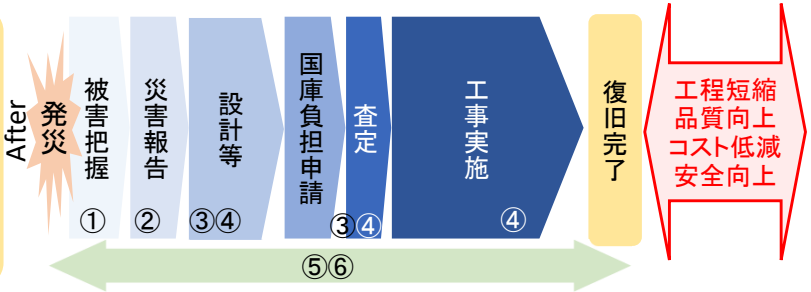

※1　デジタル技術の活用による災害査定（リモート査定、ペーパーレス査定）等の災害復旧全般のスマート化を引き続き推進。

※2　シームレスな設計を実現し、技術者が不足する自治体の技術的負担を軽減するため、金額算定の一本化や技術的助言等により、災害査定の申請及び災害復旧工事の着手のスピードアップを図るもの。

気候変動による水災害の激甚化・頻発化

○短時間降雨の発生回数の増加や台風の大型化、土砂災害発生頻度の頻発化など、既に温暖化の影響が顕在化しており、今後、さらに気候変動により水災害の激甚化・頻発化が予測される。

○過去の降雨等に基づき定めた治水計画に基づく施設整備では地域に示している洪水の氾濫防止は達成できない、かつ、現在の河川整備の進捗状況では気候変動のスピードに対応できず、相対的に安全度は低下していくことが懸念される。

短時間強雨の発生回数が増加

１時間降水量50mm以上の年間発生回数
（アメダス1,300地点あたり）　＊気象庁資料より作成

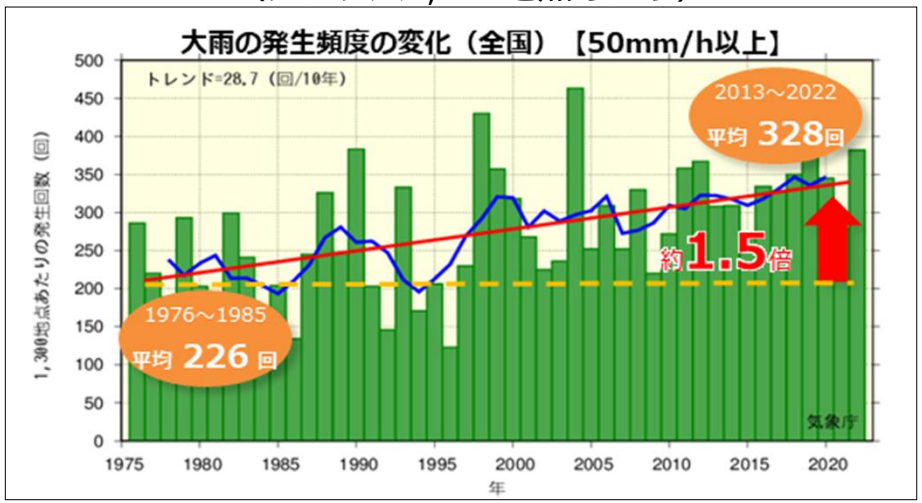

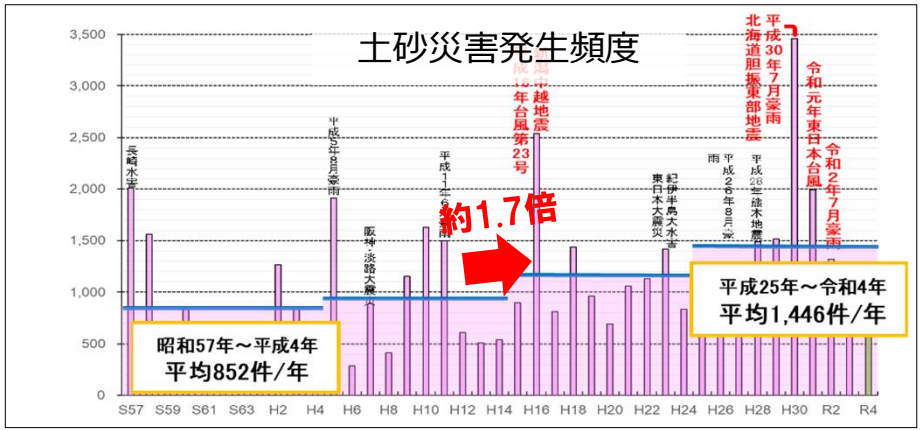

海面平均水温の上昇

日本近海における、海域平均海面水温（年平均）は上昇しており、上昇率は 100 年あたり+1.24℃ である。

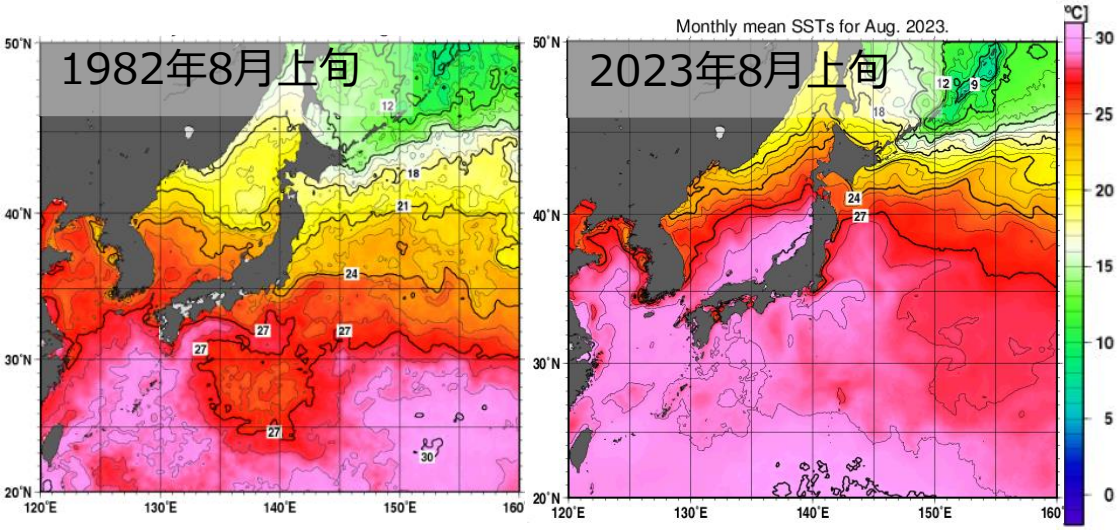

一般的には台風は海面水温が２６～２７℃以上の海域で発生するといわれています。また<u>海面水温が高いほど、台風はより強くなります。</u>

※台風の発生・発達は海面水温以外にも大気の状態も重要な要因であり、海面水温が高いだけでは台風の発生・発達につながりません

出典：気象庁ＨＰ（一部加筆）解説文は気象庁聞き取り

気候変動による水災害の激甚化・頻発化

〇地球温暖化による降水量への影響の定量的評価を気象庁気象研究所や環境省が実施。
〇現時点で地球温暖化の影響により、総降水量が約6.5%～約16%増加と算出。
〇将来、現時点と比較して、総降水量がさらに4.4%～19.8%増加する可能性。

既に生じている温暖化　　これから生じる温暖化

水災害（豪雨イベント）	現時点 1980年以降における温暖化による気温上昇と海面水温の上昇による影響	将来 現在気候に対する将来気候での状況（2℃上昇シナリオ～4℃上昇シナリオ）
平成30年7月豪雨	総降水量が **約6.5%** 増加	—
令和元年東日本台風	総降水量が **約11%** 増加	将来さらに、総降水量が **4.4%～19.8%** 増加
令和2年７月豪雨	総降水量が **約15%** 増加	—
令和５年６月から７月上旬の大雨	総降水量が **約16%** 増加 線状降水帯の総数が **約1.5倍**に増加	—

＜注釈＞
※それぞれの出典を元に、国土交通省水管理・国土保全局が作成。（(1):気象庁気象研究所により公表、(2):環境省により公表 ）
※大気の数値シミュレーションを用いて実際の豪雨現象を忠実に再現した上で、地球温暖化に伴う気温上昇分を除去、または、さらに温暖化のシナリオに基づき気温を上昇させ、再度、大気の数値シミュレーションを行うことで、温暖化の影響を定量的に評価。
※令和2年7月豪雨の総降水量増加率は、球磨川流域付近に発生した線状降水帯のみを評価したもの。
※令和5年6月から7月上旬の大雨の総降水量増加率は、令和5年7月9日から10日に発生した九州北部の大雨を評価したもの。
線状降水帯の総数増加率は、令和5年6月から7月上旬の大雨発生期間で評価。

気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更（一級水系）

○ 気候変動による降雨量の増大を考慮して、一級水系の河川整備基本方針の見直しを実施。
○ 令和5年12月までに合計15水系で見直しを行っており、引き続き全国の水系において見直しを推進。

気候変動を踏まえた基本方針の見直しを行った水系：15水系

十勝川水系	新宮川水系
阿武隈川水系	吉井川水系
多摩川水系	肱川水系
関川水系	大野川水系
狩野川水系	五ヶ瀬川水系
天竜川水系	球磨川水系
九頭竜川水系	小丸川水系
由良川水系	

気候変動を踏まえた基本方針の見直しを予定している水系：3水系

鵡川水系	利根川水系
沙流川水系	

全水系数：109

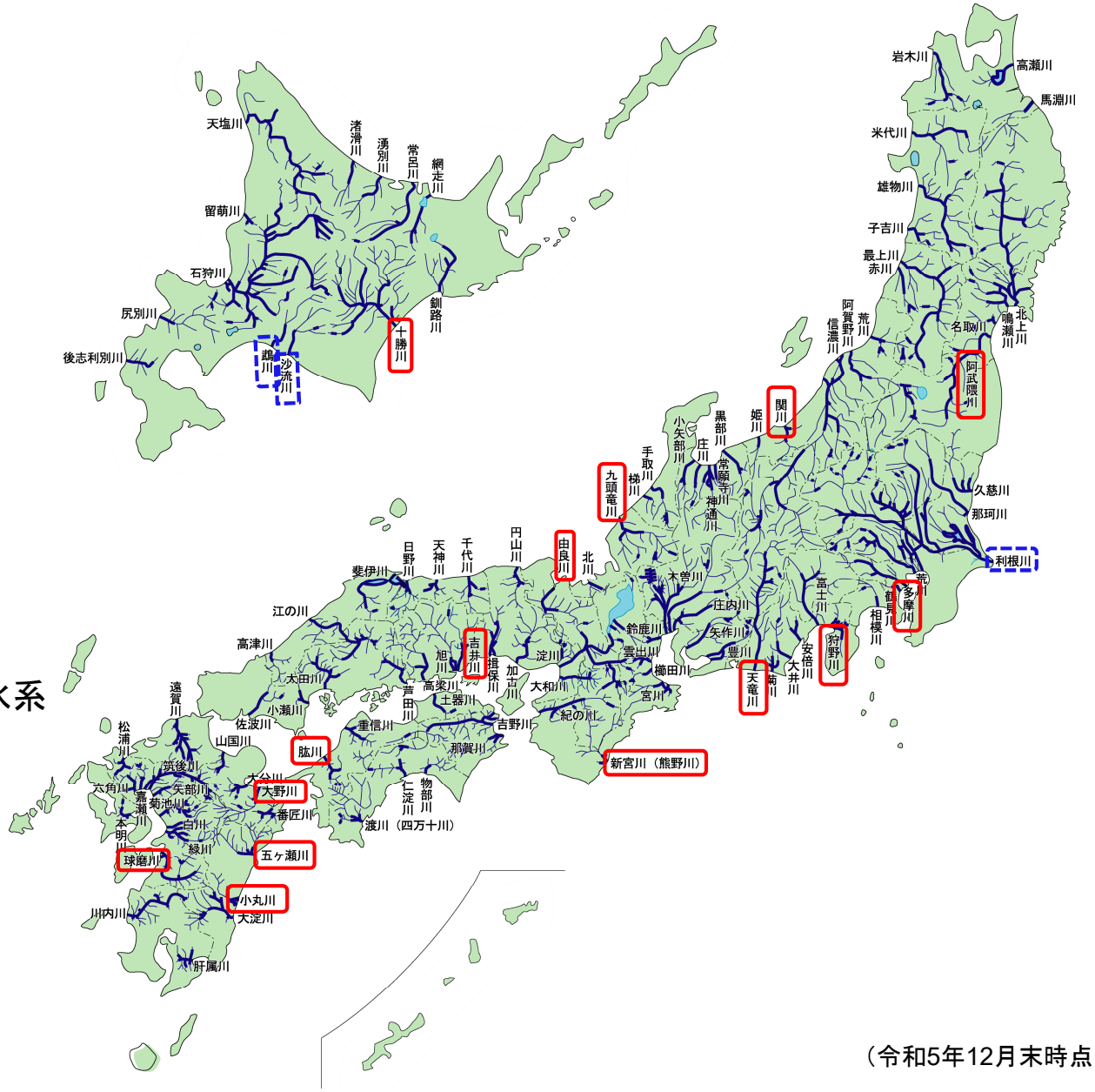

（令和5年12月末時点）

気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更（天竜川・九頭竜川・吉井川・大野川・小丸川水系）

○ 気候変動による降雨量の増大を考慮して、一級水系の河川整備基本方針（以下、「方針」という。）の見直しを実施。令和5年度は狩野川・由良川・肱川水系・天竜川・九頭竜川・吉井川・大野川・小丸川水系の方針を見直し。

○ 長期的な河川整備の目標となる洪水の規模（基本高水）を引き上げるとともに、既存ダムの最大限活用やダム再生、引堤による流下能力確保等、流域治水の取組を推進する方向性を提示。

＜天竜川水系（令和5年12月変更）＞

気候変動による基本高水の引き上げ

<基準地点：天竜峡>

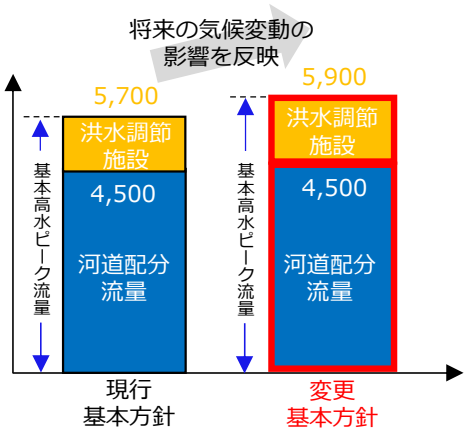

<基準地点：鹿島>

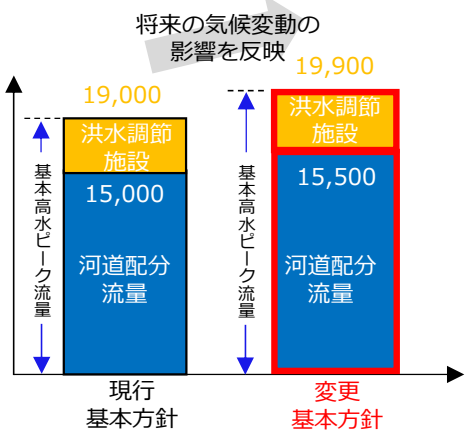

増大する基本高水への対応（既存ダムの最大限活用）

○ 天竜川流域には、既存ダム15基（直轄3基、補助4基、利水8基）と既存水門1基が存在。

○ 将来的な降雨予測精度の向上を踏まえ、「既存ダムの最大限活用」と新たな洪水調節施設等により、基準地点天竜峡の基本高水のピーク流量5,900m³/sのうち、1,400m³/sの洪水調節を行い、河道配分流量4,500m³/sまでの低減が可能であることを確認。

○ 基準地点鹿島の基本高水のピーク流量19,900m³/sのうち、 4,400m³/sの洪水調節を行い、河道への配分流量15,500m³/sまでの低減が可能であることを確認。

＜九頭竜川水系（令和5年12月変更）＞

気候変動による基本高水の引き上げ

<基準地点：中角>

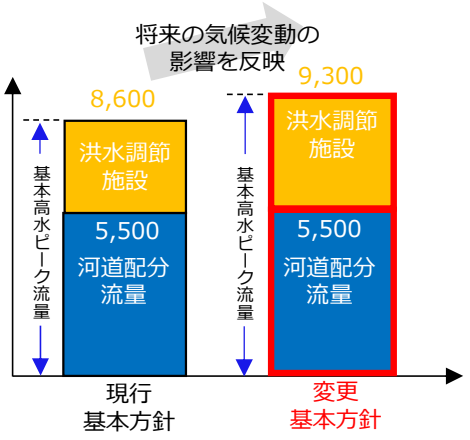

※基準地点：深谷のピーク流量は5,400m³→7,100m³に変更
天神橋のピーク流量は2,600m³→3,100m³に変更

増大する基本高水への対応（既存ダムの最大限活用やダム再生等）

○ 河道配分流量は現行計画を踏襲し、事前放流により確保可能な容量も考慮した既存ダムの最大限活用やダム再生等、新たな洪水調節施設の整備により増大する洪水外力へ対応する。

＜大野川水系（令和5年12月変更）＞

気候変動による基本高水の引き上げ

<基準地点：白滝橋>

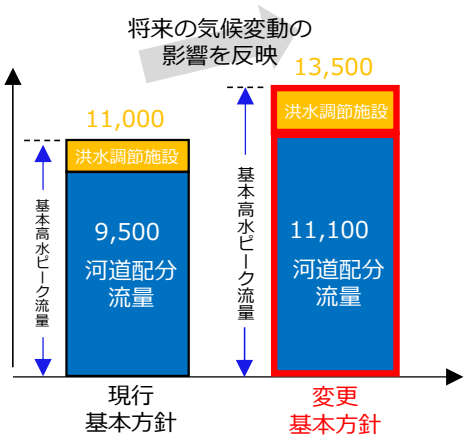

増大する基本高水への対応（河道掘削や引堤による流下能力確保）

○ 河道の安全度を向上させるため、動植物の生息・生育環境の保全・創出への影響に配慮しつつ、河道掘削や引堤を実施し、流下能力の確保に加え、高速流の発生を抑制。

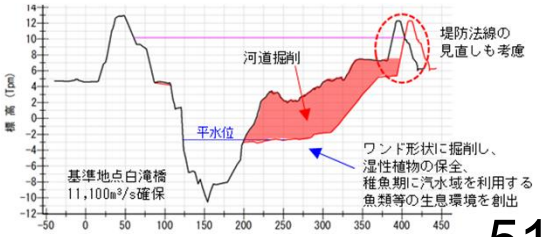

特定都市河川制度の活用による流域治水の推進

○ 「流域治水」の本格的な実践に向けて、令和3年11月1日に全面施行された流域治水関連法※の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川の指定を拡大。 ※特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）

○ 特定都市河川制度の活用により、河川管理者、流域都道府県及び市町村、下水道管理者による流域水害対策計画の策定、雨水浸透阻害行為の許可及び雨水貯留浸透施設整備計画の認定等を推進。

特定都市河川の指定拡大

➢ **特定都市河川指定・流域水害対策計画策定に係るロードマップの公表**

- 流域関係者が共通認識を持って計画的に取組を進めるため、水害リスクの高い河川において、地域の合意形成の状況を踏まえつつ、指定の見通しを順次公表（令和5年12月末時点22水系：右図★河川）。

➢ **特定都市河川ポータルサイトの開設**

- 特定都市河川浸水被害対策法に関する各制度の活用を促進するため、特定都市河川に関連する情報を集約したウェブサイトを開設。

https://www.mlit.go.jp/river/kasen/tokuteitoshikasen/portal.html

特定都市河川制度の活用推進

- 民間事業者等が認定計画に基づき設置する雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の延長（P.14参照）
- 貯留機能保全区域もしくは浸水被害防止区域内における宅地のかさ上げ、家屋の移転等に係る支援の拡充（P.5参照）

これまでの主な取組

特定都市河川に係る支援制度

➢ 流域水害対策計画に位置づけられたハード対策に予算を重点措置
➢ 雨水貯留浸透施設等の整備に係る個別補助事業創設、税制特例措置
➢ 都道府県の流域水害対策計画作成を支援するための予算措置

特定都市河川改正法に係る制度の普及啓発

➢ 法施行に関するガイドラインの策定、支援制度等をまとめた流域治水施策集の策定

行政機関相互の緊密な連携・協力の強化

➢ 各地方ブロック等において関係省庁や都道府県・自治体等が参加した関係者会議を開催
➢ 全国各水系で流域の関係者が参加した流域治水協議会を開催

特定都市河川の指定状況（令和5年12月末時点）

特定都市河川　　19水系256河川

※特定都市河川（法改正後）　：　11水系192河川

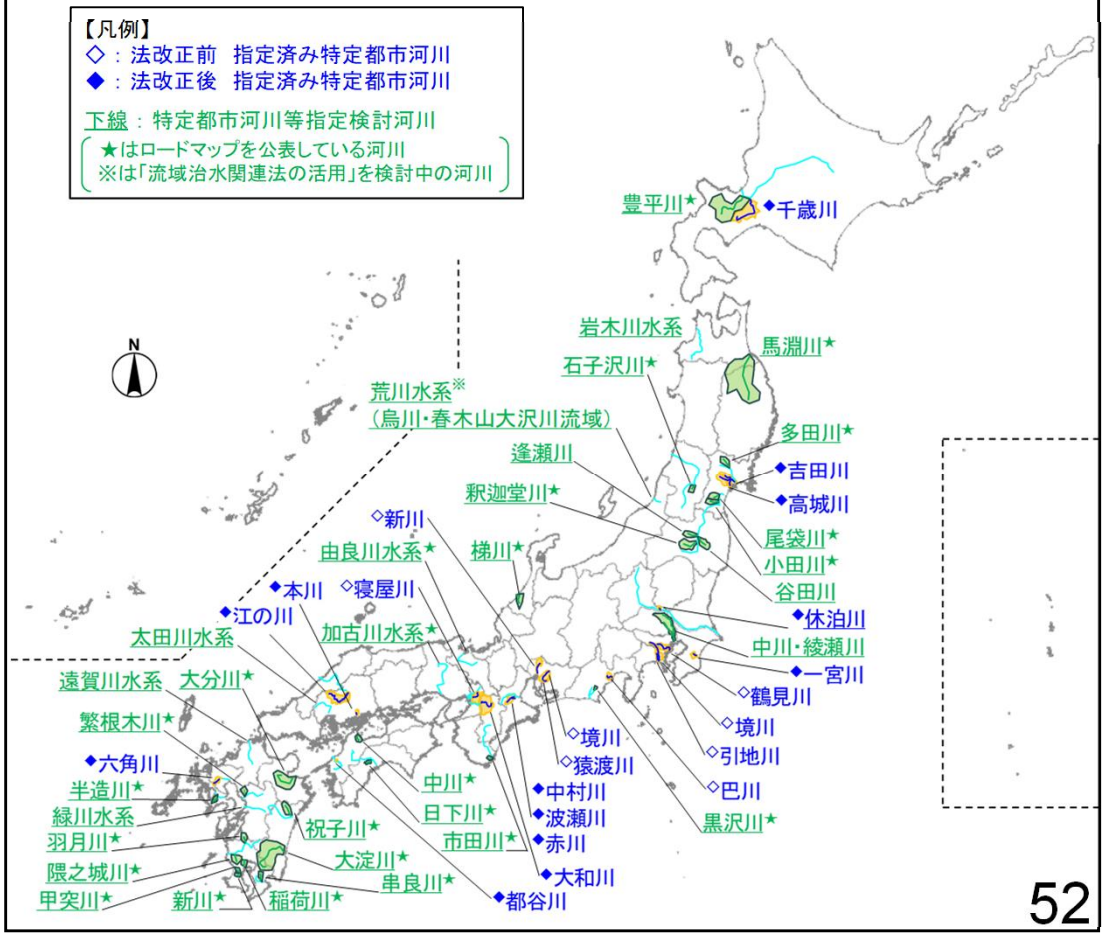

【参考】水災害リスクを踏まえたまちづくり・住まいづくり （浸水被害防止区域に係る制度）

水災害リスクを踏まえた重層的な取り組みにより、安全なまちづくり・住まいづくりを推進する。

➢ 水災害の危険性の高い地域を示す

〇従来の浸水範囲に加え、土地の浸水頻度をわかりやすく図示した「水害リスクマップ」を新たに整備し、居住誘導や住まい方の工夫等を促進

※当資料の水害リスクマップは床上浸水相当（50cm以上）の浸水が発生する範囲を示しています（暫定版）
※凡例の（　）内は確率規模を示しており、これは例示です

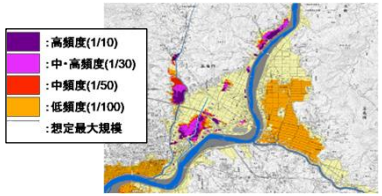

水害リスクマップの例

➢ 水災害の危険性の高い地域の　居住を避ける

〇災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止
※新たに、病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を原則禁止（R4.4～）

〇災害レッドゾーンにおける高齢者福祉施設の新設を原則補助対象外とする（R3年度※～）
※厚生労働省予算

〇災害レッドゾーンを居住誘導区域から原則除外（R3.10～）

➢ 水災害の危険性の高い地域に　居住する場合にも命を守る

〇浸水被害防止区域（災害レッドゾーンの1つ）制度を創設（R3.11～）
住宅・要配慮者利用施設の新設における事前許可制を導入

〇既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援（R4年度～）

➢ 水災害の危険性の高い地域からの　移転を促す

〇被災前に安全な土地への移転を推進
－居住者がまとまって集団で移転する制度※の活用（R3.11～）
※防災集団移転促進事業
住宅団地の整備・住居の移転等の費用について、補助対象経費の約94%を国が負担
（地方財政措置含む）

－個別住宅を対象とした移転を支援（R4年度～）

－防災指針への位置づけにより居住誘導区域への移転支援を強化（R5年度～）

居住を避ける取組

開発の原則禁止
〇 災害レッドゾーンにおける自己居住用住宅以外の開発を原則禁止

※病院・社会福祉施設・ホテル・自社オフィス等の自己業務用施設の開発を新たに　原則禁止とする（R4.4～）

高齢者福祉施設の新設への補助要件の厳格化
〇 特別養護老人ホームなど高齢者福祉施設について、災害レッドゾーンにおける新規整備を補助対象から原則除外
＜厚生労働省にてR3年度より運用開始＞

（参考）災害レッドゾーン
・浸水被害防止区域（R3.11施行）
・災害危険区域（崖崩れ、出水等）
・土砂災害特別警戒区域
・地すべり防止区域
・急傾斜地崩壊危険区域

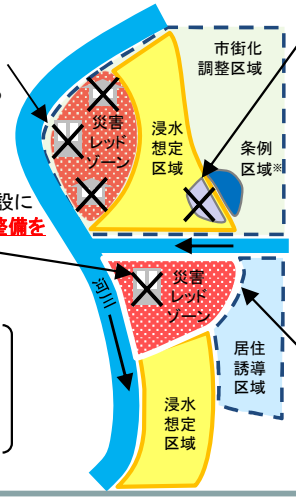

市街化調整区域内の開発許可の厳格化
〇 市街化調整区域内で市街化区域と同様の開発を可能とする区域※から災害レッドゾーン及び災害イエローゾーンを原則除外（R4.4～）
※都市計画法第34条第11号、12号に基づく条例で指定する区域

（参考）災害イエローゾーン
・浸水想定区域
（土地利用の動向、浸水深（3.0mを目安）等を勘案して、洪水等の発生時に生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある土地の区域に限る）
・土砂災害警戒区域

居住誘導区域から原則除外
〇 災害レッドゾーンを立地適正化計画の居住誘導区域から原則除外

居住する場合にも命を守る・移転を促す取組

浸水被害防止区域における安全措置
（特定都市河川浸水被害対策法）
〇 住宅・要配慮者施設等の安全性を事前確認

－住宅（非自己）・要配慮者施設の土地の開発行為について、土地の安全上必要な措置を講ずる
－住宅・要配慮者施設の建築行為について、
・居室の床面の高さが基準水位以上
・洪水等に対して安全な構造とする

既存の住宅等の浸水対策（嵩上げ等）を支援
（災害危険区域等建築物防災改修等事業）
〇 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅等を追加
＜R4年度予算より＞

（流域治水整備事業/特定都市河川浸水被害対策推進事業）
〇 浸水被害防止区域内の宅地の嵩上げ等を推進
＜R6年度予算より＞

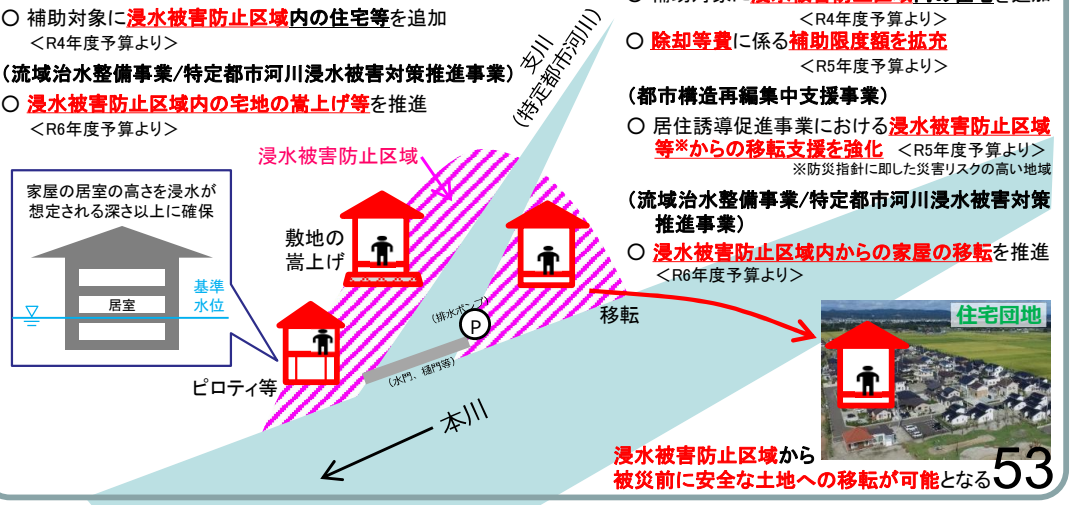

被災前に安全な土地への移転を推進
（防災集団移転促進事業）
〇 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加　＜R3年度予算より＞
〇 事前移転の場合、一定の要件の下で補助対象経費の合計に設定されている合算限度額を設定しないこと等による事前防災の推進
＜R5年度予算より＞

（がけ地近接等危険住宅移転事業）
〇 補助対象に浸水被害防止区域内の住宅を追加
＜R4年度予算より＞
〇 除却等費に係る補助限度額を拡充
＜R5年度予算より＞

（都市構造再編集中支援事業）
〇 居住誘導促進事業における浸水被害防止区域等※からの移転支援を強化　＜R5年度予算より＞
※防災指針に即した災害リスクの高い地域

（流域治水整備事業/特定都市河川浸水被害対策推進事業）
〇 浸水被害防止区域内からの家屋の移転を推進
＜R6年度予算より＞

浸水被害防止区域から被災前に安全な土地への移転が可能となる

治水ダムの建設や利水ダムも含めた既設ダムの徹底活用を図るためのダム再生のより一層の推進

○ 気候変動の影響により水害が頻発化・激甚化する中、下流の河川改修を待つことなく上流で洪水を貯留することができ、下流全域の長い区間にわたって水位を下げることができるダムの役割は益々重要になっている。

○ 令和5年度において事業中の建設ダム事業としては全国で61事業を実施しており、うち27事業は既設ダムの有効活用を図るダム再生事業として実施中。

○ このうち、直轄・水資源機構の事業として、令和5年度に2ダム、令和6年度に1ダムが完成予定。

直轄・水資源機構
事業実施中ダム

（再）：ダム再生

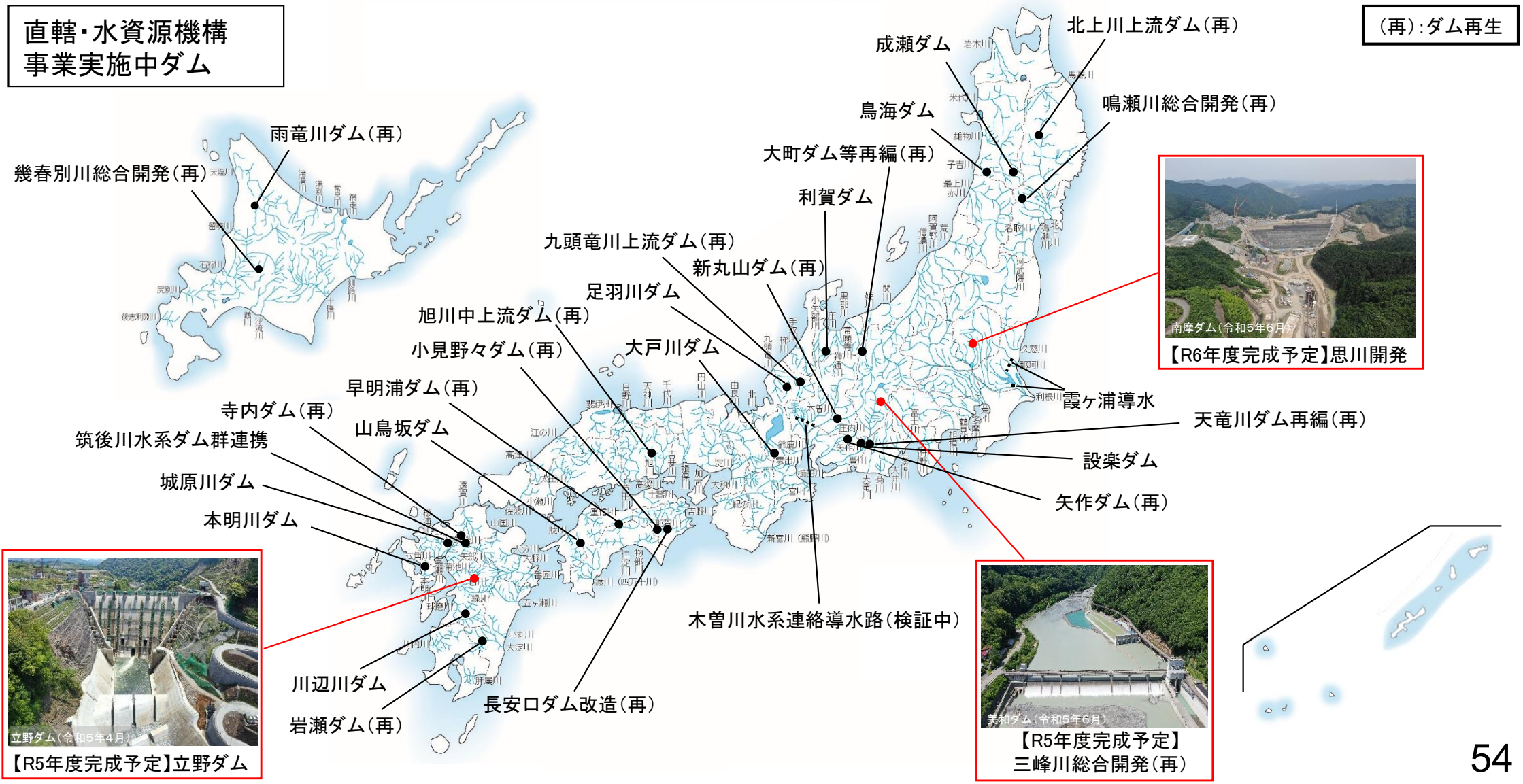

ダムの新規事業化までのプロセスの見直し

財務省資料「令和６年度
国土交通省・公共事業関係
予算のポイント」より引用

○ ダムについては、これまでの整備により相当程度のストックがあり事前放流の取組等も進展していることから、今後は、ダムの改造・新設の検討に当たっては、事前放流の更なる活用や放流操作の最適化など既存ストックを最大限活用することを検討・検証することを要件化。

○ それでもなおダムの改造・新設による洪水調節が必要となる場合には、合理的な事業計画の立案やコスト縮減の検討など必要な見直しを行った上で、新規事業採択時評価を行う。あわせて、「実施計画調査」の名称を「治水機能増強検討調査」に改める。

計画段階

治水対策に係る具体策の検討

○あらゆる選択肢を排除せずに検討を行い、ダム以外を含めた代替案との比較・評価を実施。

○その結果、ダムによる対策が有力である可能性が高い場合に、より具体的な調整・検討のため調査段階に移行。

【河川を中心とした対策】
ダム、遊水地、河道掘削、堤防嵩上げ、排水機場 等
【流域を中心とした対策】
雨水貯留施設、輪中堤、二線堤、田んぼダム等

実施計画調査⇒治水機能増強検討調査

既存ストック活用の深掘り | **設計条件検討** | **概略設計**

○事業に関する基礎的情報を収集するとともに、事前放流など既存ストックを最大限活用する計画を検討した上で、ダム立地地域、ダム管理者等との協議・調整（既存ダム貯水容量の更なる有効活用等）を実施。

○上記の効果を確認の上、ダムの改造・新設による洪水調節が必要となる場合には、ダムの規模等の検討、各種調査や概略設計を実施。

○これらの結果を踏まえた合理的な事業計画の立案やコスト縮減の検討、必要な計画の見直しを行った上で、新規事業採択時評価を行う。

建　設

詳細設計

用地補償調査

水没者補償

付替道路工事

本体工事

計画段階 → 調査段階 → 建　設

（3年未着工）

（5年経過ごと及び本体工事着工前）

河川整備計画への位置づけ、
計画段階評価（第三者委員会）

事業再評価（第三者委員会）

新規事業採択時評価（社会資本整備審議会）

事業再評価
（第三者委員会）

水害リスクを自分事化し、流域治水に取り組む主体を増やす「流域治水の自分事化検討会」とりまとめ

- ✓ 住民や民間企業等のあらゆる関係者が、流域治水の取組を持続的・効果的に進めるための普及施策について検討するため、様々な専門分野の有識者による検討会を設置し議論。
- ✓ 流域治水の推進に向けた普及施策の体系化と行動計画を令和5年8月にとりまとめ

流域治水推進上の背景・課題

水災害リスクの自分事化

住民や企業などが**自らの水災害リスクを認識し、自分事として捉え主体的に行動する。**

流域全体の水災害への取り組みへ

水災害から自身を守ることから**さらに視野を広げて、地域、流域の被害や水災害対策の全体像を認識し、自らの行動を深化させることで、流域治水の取り組みを推進する。**

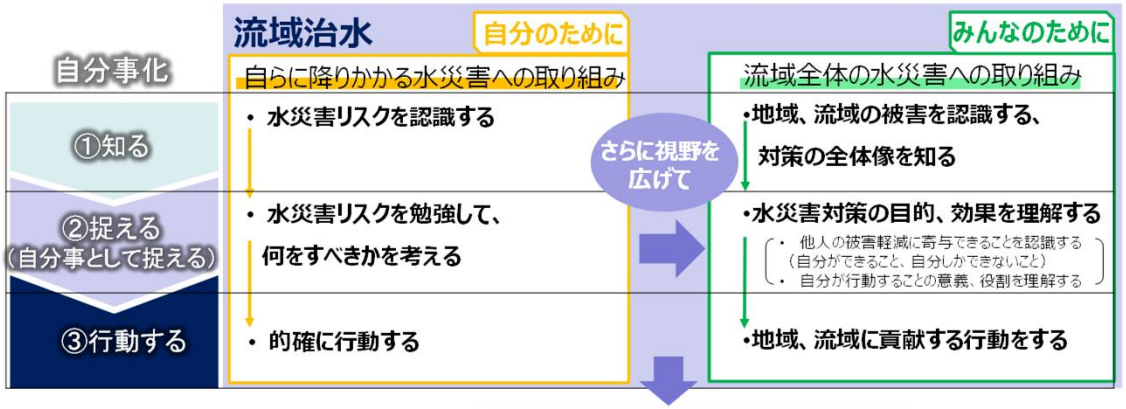

持続的な発展、ウェルビーイング

水災害のリスクを知り、行動につなげていく上では、それを自分のこととして捉える「自分事」が課題。

さらにその視野を流域に広げ、流域治水に取り組む主体を増やしていくことが重要。

検討会を設置して議論、とりまとめ

[検討経過]

第１回：令和５年４月28日（金）10時-12時
・流域治水の自分事化に向けた論点整理、取組事例の紹介、今後の進め方について
第２回：令和５年５月25日（木）13時-15時
・委員からの取組事例紹介、とりまとめ骨子（施策の体系化、行動計画、新規施策）
第３回：令和５年６月19日（月）15時-17時
・とりまとめ案（施策の体系化、行動計画、新規施策）
提言とりまとめ公表：令和５年8月30日（水）

[検討会の開催状況]

自分事化の取組方針

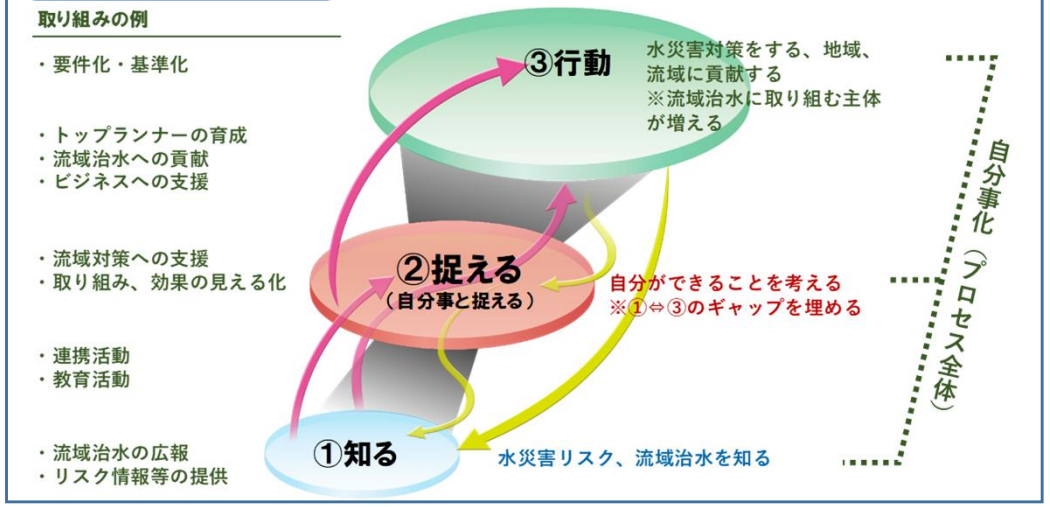

普及施策体系

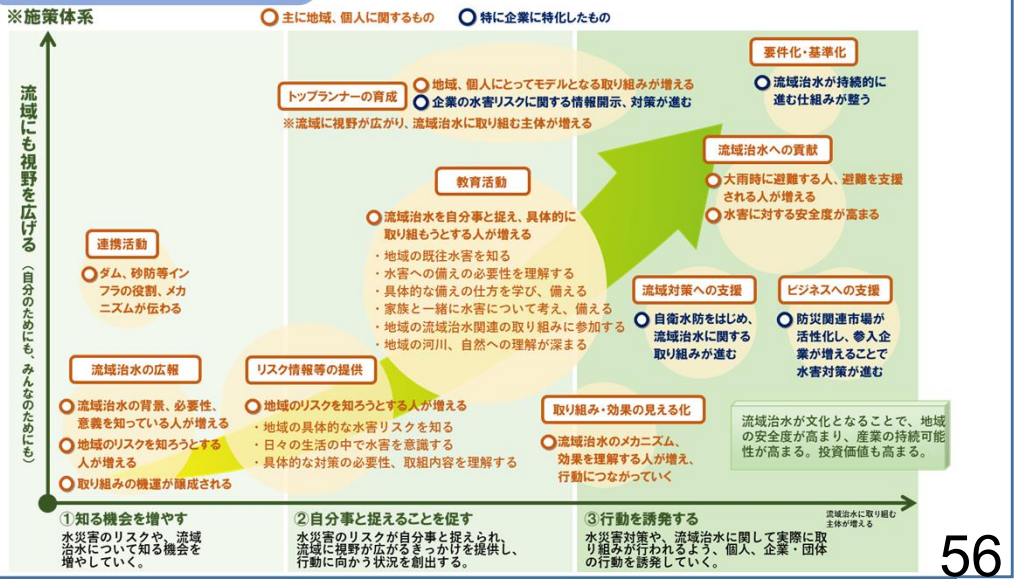

気象業務法及び水防法の一部を改正する法律（令和5年法律第37号）

背景・必要性

○ 自然災害の激甚化・頻発化や過去に例のない災害の発生を踏まえ、**防災対応のための国や都道府県が行う予報・警報の高度化**が求められている。

○ 加えて、洪水等に対する民間の事業継続等のため、国等が行う予報を**補完する局所的な予報**（個々の事業者等に向けた予報）**のニーズ**も高まっている。

○ これらのニーズに対応する**最新の技術進展**(※)を踏まえ、自治体や住民、事業者等における様々な防災対応がより適確に実施されるよう、官民それぞれにおいて、**予報の高度化・充実**を図る必要がある。 (※)国指定河川の洪水予報では本川・支川一体予測を可能とする技術が、民間ではコンピュータシミュレーションによる予測技術等が進展。

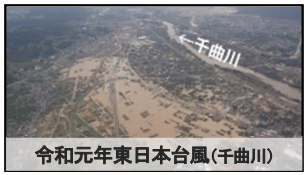

令和元年東日本台風（千曲川）

令和2年7月豪雨（球磨川）

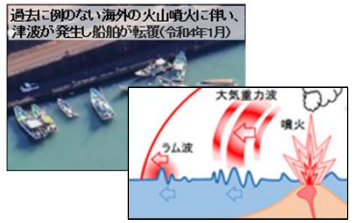

法律の概要

国・都道府県による予報の高度化
— 国民の防災活動に資する「防災気象情報」の提供

① 都道府県指定洪水予報河川の洪水予報の高度化

【水防法・気象業務法】 洪水

○ 国土交通大臣は、都道府県知事の求めに応じ、国指定河川の水位を予測する過程で取得した**都道府県指定河川の予測水位情報を提供**(※)。

(※) 気象業務法の予警報制限を適用除外

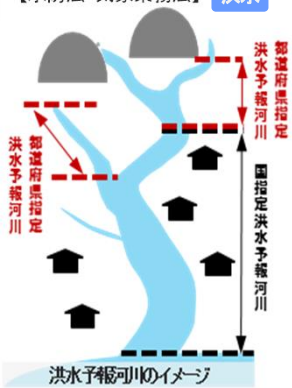

洪水予報河川のイメージ

○ 都道府県知事と気象庁は、当該情報を踏まえ、共同して洪水予報を実施。

② 火山現象に伴う津波の予報・警報の実施

【気象業務法】 津波

○ 気象庁が実施する業務に**「火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象」**を追加し、火山現象に伴う津波の予報・警報を適確に実施。

民間事業者による予報の高度化
— 多様なニーズに応じた「きめ細やかな予報」の提供

① 最新技術を踏まえた予報業務の許可基準の最適化

【気象業務法】 土砂崩れ 高潮 波浪 洪水

○ 土砂崩れ・高潮・波浪・洪水(※) の予報業務の許可について、最新技術に基づく予測手法の導入による予報精度の向上を図るため、**許可基準を新設し、気象庁長官が予測技術を審査**。

(※) 気象の予測結果により予測可能な現象

・ 自ら気象の予測をしない事業者は、気象予報士の設置義務を免除。

・ 土砂崩れ・洪水の予測技術の審査には、国土交通大臣も関与。

予測手法に係る許可基準

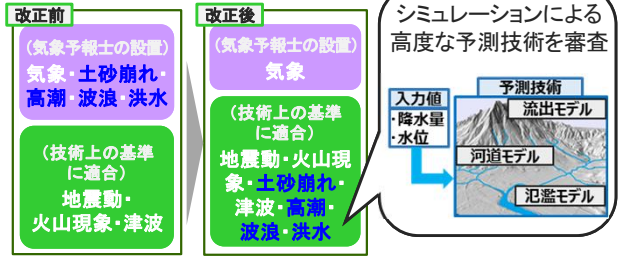

② 防災に関連する予報の適切な提供の確保

【気象業務法】 火山現象 土砂崩れ 津波 高潮 洪水

○ 社会的な影響が特に大きい現象(※)の予報業務について、気象庁の予報等との相違による防災上の混乱を防止するため、**事前説明を行った者のみへの提供を許可**。（事前説明の義務付け） (※) 噴火・火山ガス・土砂崩れ・津波・高潮・洪水

○ 気象庁以外の者の警報の制限の対象に土砂崩れを追加。

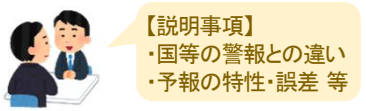

許可事業者からサービス利用者に対し事前に説明

③ 予報業務に用いることができる気象測器の拡充

【気象業務法】 気象等

○ 予報の精度向上を図るため、気象庁長官の確認を受けた場合には、検定済みではない気象測器を予報業務のために**補完的に用いることを可能**とする。

検定済み測器の観測値を主としつつ、簡易センサーによる観測値を補完的に利用して予報

目標・効果

①国土交通省による都道府県指定河川の予測水位情報の提供により、早期に洪水予報が可能となる河川数：施行後5年間で約900河川

②国等が行う洪水等の予報を補完する予報のニーズに対応する予報業務許可事業者の数：土砂崩れ0者、洪水0者（2023年）⇒土砂崩れ10者、洪水30者（2028年）

高台まちづくりと高規格堤防整備事業の推進

○ 高台まちづくりについて、「災害に強い首都『東京』形成ビジョン」に基づき、水害リスクや避難のあり方等を踏まえ、モデル地区における高台まちづくりの実践を国・都・区で連携し推進。
○ 高規格堤防整備事業について、土地区画整理事業等の様々なまちづくり手法と連携し、地域の高台形成や良好な都市環境形成のニーズを踏まえた実施方法等を検討することにより整備を加速。

①高台まちづくりの推進

- 地域ごとに浸水深、浸水継続時間などの水害リスクが異なることから、国、都、区等が一体となり、避難のあり方等を踏まえた高台まちづくりのあり方を検討。
- モデル地区における取組事例や高台の不足状況等を踏まえた効果的な高台まちづくりを検討。

～ 高台まちづくりを盛り込んだ官民連携の都市計画決定の事例 ～

資料：板橋区（出典：三井不動産株式会社・日鉄興和不動産株式会社）

地区計画に定めた水害時に機能する高台広場のイメージ（東京都板橋区）

②高規格堤防整備事業の推進

- 高台整備の緊要性が高い箇所において、高規格堤防整備による高台まちづくりへの都市計画制度の活用を検討。
- 土地区画整理事業等との連携により、住民の家屋移転の負担軽減等に寄与する直接移転の仕組みを検討。

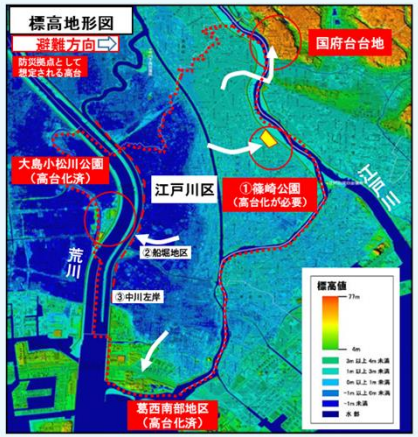

高台まちづくりと連携した高規格堤防の検討例（東京都江戸川区）

①高台まちづくりの推進

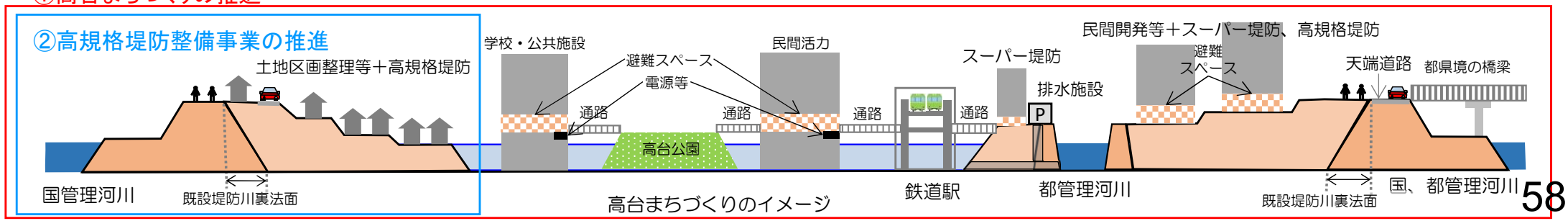

高台まちづくりのイメージ

気候変動リスク開示を契機とした企業の洪水リスク評価・対策の促進

○ TCFD提言等を踏まえ、企業では気候変動に係るリスク情報の分析・評価および情報開示が急務。
○ 企業が行う洪水リスク評価の支援を通じて、水害リスクの自分事化や企業による浸水対策実施を促進。

※TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures（気候関連財務情報開示タスクフォース）

課題・これまでの取組

【課題】

○ 令和4年4月の東証再編後、プライム市場上場企業においてTCFD又はそれと同等の国際的枠組みに基づく気候変動開示が義務化。
○ 上場企業（約1,800社）のうちTCFDに賛同し開示を行っている企業は約1,000社。9割以上が水害のリスクを評価している一方で、定量的に被害額増等を評価しているのは約3割 。　※令和5年9月時点

気候変動から生じるリスク・機会
- 移行リスク：温室効果ガス排出に関する規制強化 既存製品の低炭素技術への入れ替え等
- 物理的リスク：サイクロン、洪水の深刻化・増加 降雨や気象パターンの変化等

▼

気候シナリオを用いた評価 ▶ 経営戦略・リスク管理への反映 ▶ 財務影響の把握 ▶ 財務報告書等での開示

TCFD提言による企業の情報開示の枠組み

【これまでの取組】

○ 企業の気候変動を踏まえた洪水リスク評価及び対策の方法をとりまとめた「TCFD提言における物理的リスク評価の手引き　～気候変動を踏まえた洪水による浸水リスク評価～」を国土交通省ウェブサイトにて公開（令和5年3月）。

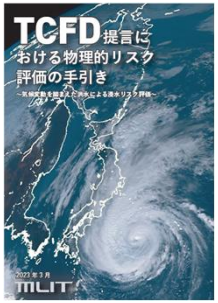

【手引き本文】

① スクリーニング
- 評価拠点の特定／洪水規模の設定
- 現在の洪水リスクの把握

② 将来リスクの評価
- 財務インパクトの特定
- 気候変動シナリオ・時間軸の設定
- 定性的評価または定量的評価

③洪水リスクの 開示

【洪水リスク評価の流れ】

【対策例の紹介】
（左：止水壁、右：電気設備のかさ上げ）

今後の取組

【洪水リスク評価実施のためのリスク情報の充実】

○ 浸水範囲と浸水頻度の関係を示した水害リスクマップ等の数値情報を公開し、利活用を促進。
○ 洪水浸水想定区域の空白域解消のため、令和3年水防法改正で拡大した対象約17,000河川で整備（令和7年度目標）。

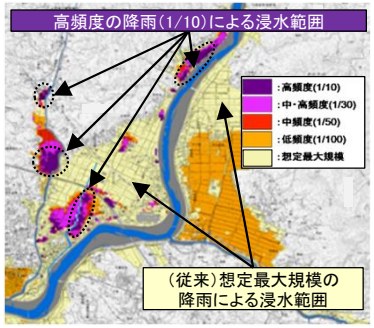

水害リスクマップのイメージ

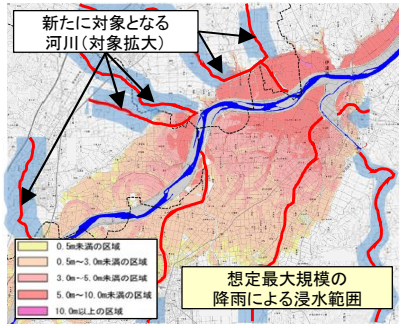

浸水想定区域の指定対象拡大のイメージ（空白域解消）

【定量的な水害リスク評価及び対策を行う企業のPR】

○ 企業の洪水リスク評価及び対策の内容について事例収集を行い、定量的な評価や施設整備を行うなど先導的な取組を行う企業を広く紹介することで、企業による洪水リスク評価や対策実施の機運を醸成。
○ 目的に応じた適切な手法で洪水リスク評価が行われるよう、企業が実施した洪水リスク評価手法を評価・認証する仕組みなどを検討。

河川の掘削土砂を活用した防災・減災の推進

〇円滑な災害復旧と被災地域の回復力の向上に資する高台整備により、強靭な社会を目指す。

災害対応の課題と地域要望

【課題】

〇排水ポンプ車等の緊急対応車両の展開場や待機スペースの整備など、氾濫時の防災・減災対策の充実が急務。

〇既存のMIZBEステーション等の防災関連施設のみでは氾濫時の復旧活動体制が十分ではなく、浸水しない公共スペースの整備・充実が急務。

肱川水系矢落川（令和5年7月豪雨）

排水作業で堤防天端を使用すると
復旧活動で堤防上を往来できない

筑後川水系巨瀬川（令和5年7月豪雨）

堤防沿いに高台が無いと
氾濫時の円滑な復旧活動は困難

【地域要望】

〇氾濫時にも浸水しない高台を一時避難場所とすることで、地域防災力を高めたい。

〇河川沿いの高台空間は、平時においても河川利用と相まってレクリエーションや交流の場として利活用したい。

鳴瀬川水系吉田川（昭和61年豪雨）

強靭な社会を支える拠点 「レジリエンス ベース」の整備

〇河川の掘削土を効率的に活用し、高台を造成。

〇災害発生時は緊急復旧活動等で使用しつつ、地域の災害対応も支援。

「レジリエンス ベース（Resilience-base）」とは

【整備目的】

①防災・減災力向上

災害発生時には、資機材の仮置きや緊急対応車両の待機・展開場として使用し、MIZBEステーション等の　防災関連施設と連携して円滑な災害復旧を下支え。

②地域回復力向上

災害ゴミの仮置きや一時的な避難など、被災地域の回復・再起を支援。

	水防活動	緊急復旧活動	賑わい地域活性化
河川防災ステーション	〇	〇	
MIZBEステーション	〇	〇	〇
かわまちづくり			〇
レジリエンスベース		〇	

既存施策の目的との関係

【平時に活用されることで更に得られる効果】

〇平時はRIVASITE（リバサイト）の規制緩和も適用可能とし、占用主体を民間へ拡大。

①地域活性化

平時は自治体や事業者が占用し活用することで、河川空間を活用した賑わいの創出や 地域活性化を支援。

②河川管理の効率化

RIVASITE（リバサイト）の規制緩和の適用により民間資金を活用して河川管理を効率化。

③脱炭素

レジリエンスベースの整備にあたり、近傍の河川の掘削土を活用することで運搬に係る温室効果ガスの排出を削減し、カーボンニュートラルを推進。

掘削土を活用して高台を造成

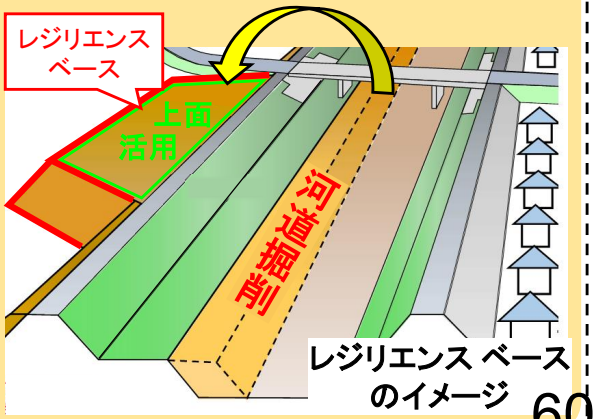

レジリエンス ベース
のイメージ

浸水被害軽減に向けた地下空間活用の検討

○ 気候変動の影響による災害の激甚化に対応するため、あらゆる関係者が協働して流域全体で対策を進める流域治水の推進に加え、新たな対策の一つとして、これまで治水対策においては十分に活用できていない地下空間の活用を検討する。

背景・課題

○ 短時間強雨の発生の増加や台風の大型化等により浸水被害が頻発しているうえ、今後気候変動による水災害の頻発化・激甚化が予測。

○ 河川整備の加速化に加え、流域全体で治水対策に取り組む流域治水を推進する必要。

○ 掘削や築堤等の河川整備は、環境や他の構造物への影響の観点から実施が困難な場合がある。

新たな治水対策として、これまで十分に活用できていない地下空間の活用が考えられる。

都市部では河川沿いに家屋が連担

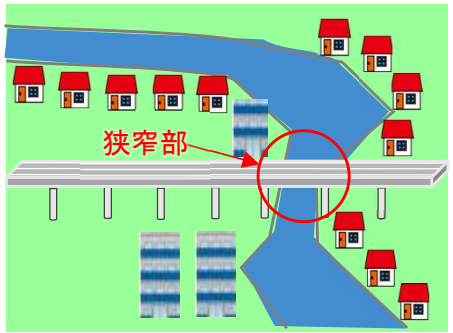

河道拡幅には橋梁架替が必要となることも

地下空間活用に向けて

○ 有堤区間における河川区域の地下空間は、原則縦断的な使用を認めていない。

○ 地下空間を活用する場合、構造物の整備・維持コストが課題。

○ 上記の課題解決に向け、地下空間における効率的な整備や維持管理に係る最新の技術的知見の集積・とりまとめを実施。（R5.3～R5.12）

勉強会で頂いた地下空間活用に向けた意見を「地下空間活用ルール、ゾーニング、安全性・施工性等」の分類ごとに整理・公表するとともに、今後の治水施策に活用。

【意見分類】
1. 地下空間活用の有効性及び活用ルールに関する意見
2. ゾーニングに関する意見
3. 地下空間活用に向けた、安全性・施工性に関する意見
4. 地下空間活用に向けた、コスト・維持管理等に関する意見
5. 地下空間活用に向けた、環境に関する意見
6. 地下空間活用に向けた、他分野との連携に関する意見
7. 河川区域外の地下空間の活用に向けた意見

浸水被害軽減に向けた地下空間活用勉強会　ホームページ
https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/chika_benkyoukai/index.html

越水に対して「粘り強い河川堤防」の技術開発

○ 河川堤防を越水した場合であっても、決壊しにくく、堤防が決壊するまでの時間を少しでも長くするなどの減災効果を発揮する粘り強い構造の河川堤防（以下、粘り強い河川堤防）の技術開発を進めている。

○ 第三者機関を設置し、民間企業等の技術の公募や技術提案の評価を行うとともに、選定された工法についてパイロット施工や小規模試験施工等を実施する予定。

現状と課題

【現状と課題】

○令和元年台風第19号で堤防決壊した142箇所のうち122箇所（86%）は越水が主要因

○令和2年8月「令和元年台風第19号の被災を踏まえた河川堤防に関する技術検討会」報告書では
- 緊急的・短期的な取組として、粘り強い河川堤防を危機管理対応として実施すべき
- 現時点では、越水時の効果に幅や不確実性を有し、設計できる段階には至っていない
- 今後の取組として、関係業界団体等と共同で研究・開発する体制構築が必要

等の提言

［東日本台風による被災要因］

○決壊の主要因は越水

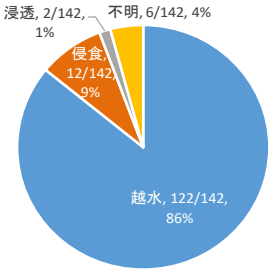

［緊急的・短期的な取組］

○令和3年度以降、15河川でパイロット施工を実施中

※水位低下対策を図ることが困難な区間

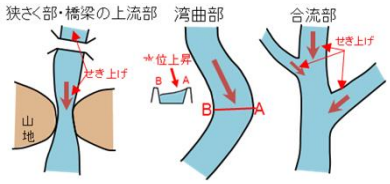

［研究・開発を行う体制の構築］

○令和4年5月に「河川堤防の強化に関する技術検討会」を設置

検討会の様子（令和4年5月20日）

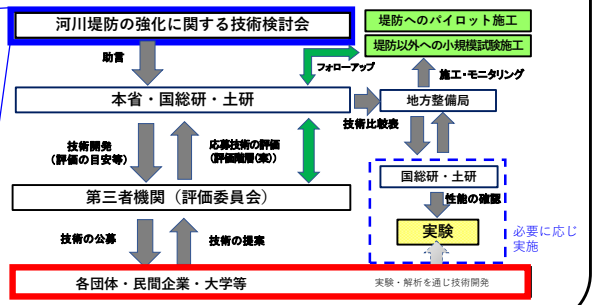

※今後の技術開発状況等を踏まえ、将来変更されることがある

「粘り強い河川堤防」の技術開発

【技術開発の対象構造】

技術開発の対象とする構造は以下を想定

○表面被覆型

○自立型

○その他構造

［表面被覆型の例］

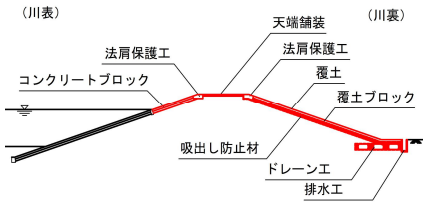

【技術提案で求める性能】

○既存の堤防の性能を毀損しないこと

○越水に対する性能を有すること

「越流水深30cmの外力に対して、越流時間3時間」（評価の目安）

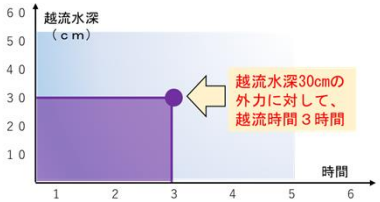

○民間企業等の技術の公募を実施
- 求める越水性能や公募条件を提示
- 技術提案の評価を第三者機関で実施
- パイロット施工や小規模試験施工を予定
- 施工後の変状をモニタリング実施予定

［施工後モニタリングのイメージ］

［技術開発のスケジュール］

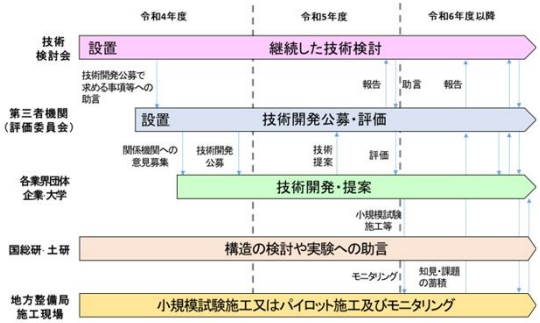

※今後の検討の進捗状況に応じて変更の可能性がある
※技術開発公募は令和5年3月に実施し、2回目も予定している

※国総研は国土交通省国土技術政策総合研究所の略称である
※土研は国立研究開発法人土木研究所の略称である

Smart River Spot で実現する河川・ダムの整備・管理DX

○ 建設機械の無人化・自動化やドローン巡視などを実装するため、映像伝送及び無人機械制御に必要なスポット「Smart River Spot」を整備し、河川・ダムの整備や管理の高度化・効率化を実現する。

Smart River Spot

河川空間内における安定した高速通信と精度の高い測量・計測を可能に

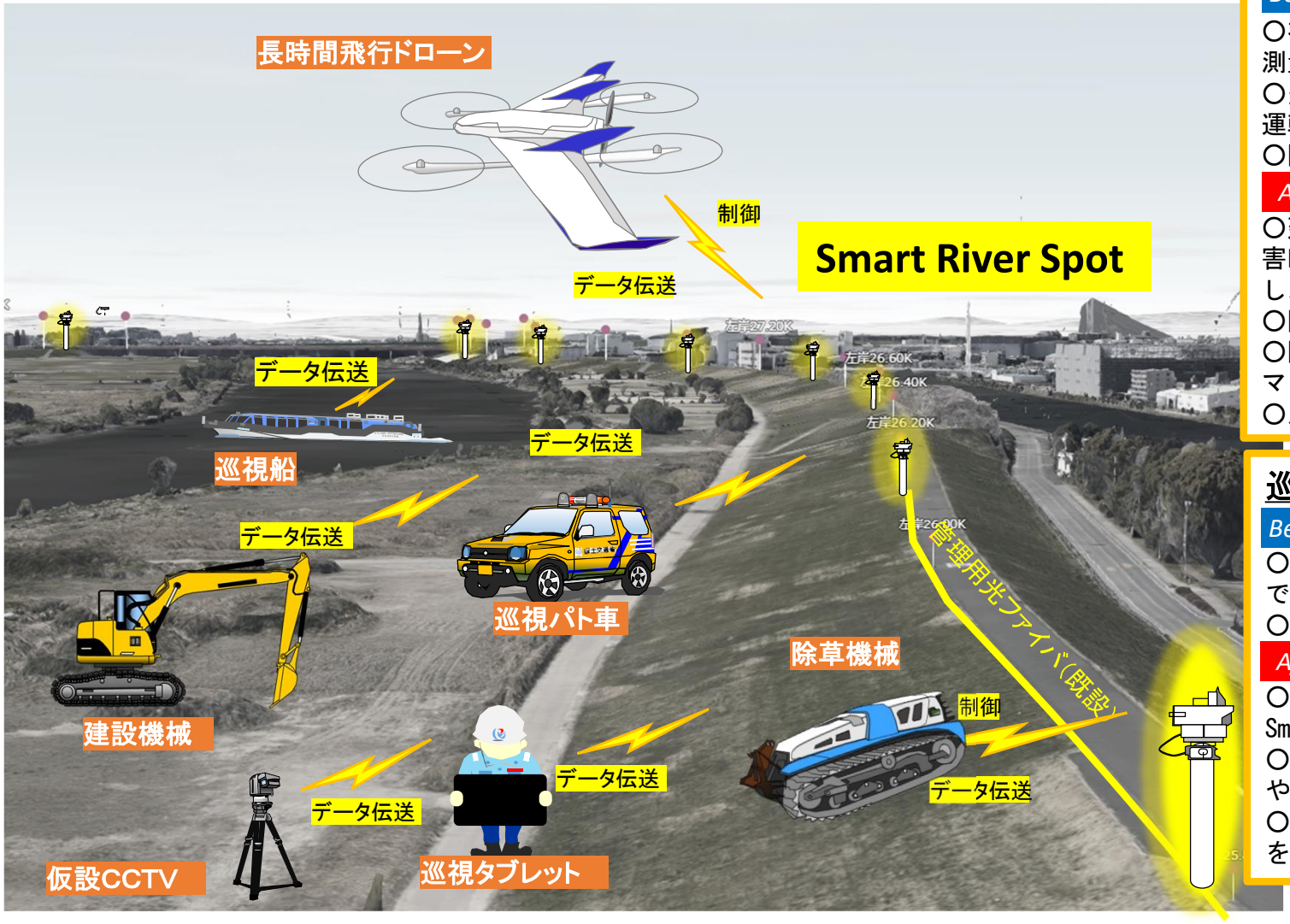

建設機械・除草機械の無人化・自動化

Before

○有人作業により工事を実施。工事の進捗状況を都度測量を行い管理。
○炎天下、害虫もいる中で、作業員が大型除草機械の運転や肩掛け式の手刈りにより除草。
○除草範囲の出来形を記録し、作業後に集計。

After

○建設機械や機械除草の無人化・自動化を実現し、災害時でも安全に施工が可能。複数の機械を同時に制御し、出来高を自動で計測。
○除草ルートを機械自ら特定し、自動で除草。
○除草しながら出来形を三次元で記録し、デジタルマップ上に自動的に可視化。
○人感センサにより、人を見つけると自動停止。

巡視の高度化・効率化

Before

○巡視パト車/巡視船から現地を目視点検。タブレットで帳票を入力、写真撮影。
○職員が分析作業を行い、帳票を作成。

After

○ドローン/巡視パト車/巡視船を自動運転するためにSmart River Spotを通じて制御。
○ドローン/巡視パト車/巡視船に搭載したカメラ映像やタブレットで記録したデータを伝送。
○伝送された映像やデータを瞬時にＡＩ解析し、結果を自動で表示・蓄積。

河川敷地の更なる規制緩和「RIVASITE」の実践に向けた環境整備

○ 河川敷地における更なる規制緩和によって民間事業者の参入を促進する「RIVASITE 」を推進。
○ 民間事業者が利用可能な河川敷地をポテンシャルリストとして公表するとともに、占用許可等の手続きのデジタル化を推進し、リアルタイムで広大な河川空間の利用状況を見える化することなどを通じて、より多くの民間事業者が参画しやすくなるための環境整備を実施。

河川空間のオープン化（H23）

- 一定の要件を満たす場合、民間事業者等も河川敷地にて営業活動ができるように。
- 「河川空間のオープン化」実施個所は、年々増加。

沿川の民間事業者と連携した水辺空間整備・活用例

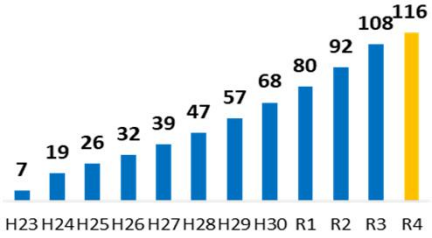

河川空間のオープン化活用実績数（R5. 3. 31現在）

RIVASITE

- 民間事業者の参入促進のため、占用区域外の清掃・除草などを条件に、規制をさらに緩和。

項目	これまで	RIVASITEによる規制緩和
占用期間	最大10年 更新保証なし	最大10年 さらに最大10年の更新延長を保証
エリア一体型の占用	公的機関のみ可	民間事業者も可
占用施設の使用者	敷地占用者のみ	使用契約を結んだ事業者にも拡大

より多くの民間事業者が参画しやすくなるための環境整備

- 利用者目線のポテンシャルリストの作成・公表

・電気や水道を使用したい
・詳細な位置を知りたい
・占用料を知りたい
・交通アクセスを知りたい
・周辺のまちづくりの計画を知りたい

利用者のニーズを踏まえて、河川空間を活用するにあたってのメリットをわかりやすく整理したポテンシャルマップを公表する。

- 河川利用状況の見える化、占用許可手続等のデジタル化

河川空間利用状況確認システム

利用状況確認 ↑ 申請者

利用状況更新 ↑ 河川管理者

DXを活用し、河川空間の利用者が、簡便に一時使用や占用状況を知ることができるようにする。また、オンラインシステムで各種申請を行えるようにする。

- 安全で秩序ある河川敷地の利用を促進する区域の設定

多くの方が河川空間を利用することが想定される地域では、安全で秩序ある利用を促進するための協議会を開催し、利用区画を設定する。

安定的な水供給の確保による気候変動・社会情勢の変化等への対応

○ 気候変動に伴う渇水リスクの増大や社会情勢の変化等による水需要の変化等、様々な社会のニーズに対応するため、国土審議会において、流域のあらゆる関係者が連携した限りある水資源や水インフラの最大限の有効活用など、今後の水資源政策の方向性についてとりまとめ、流域での取組を推進。

水資源を巡る情勢の変化

①気候変動の影響の顕在化

- ✓ 無降水日が増加傾向。将来も無降水日の増加や降雪・積雪が減少すると予測。
- ✓ 最新研究では将来、地域によっては渇水リスクが増大する可能性が示唆。

◆将来の年最深積雪（%）

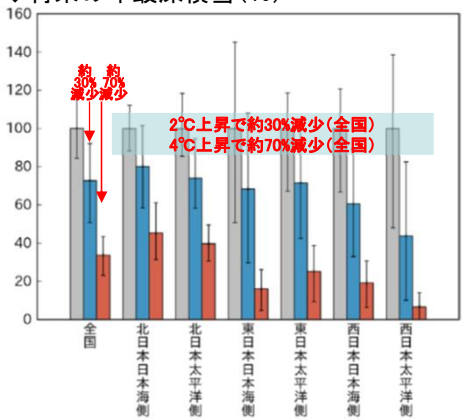

（注） 灰色：現在（1980～1999年平均）を100%としたときの、21世紀末（2076～2095年平均）における年最深積雪量
青色：2℃上昇シナリオ（RCP2.6）
赤色：4℃上昇シナリオ（RCP8.5）

◆雨の降った日数の変化（全国）

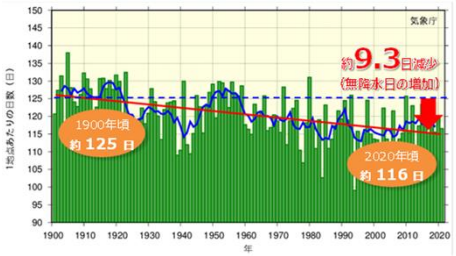

（注） 緑棒グラフ：各年の日降水量1.0mm以上の年間日数
（全国の51地点における平均で1地点あたりの値）
青線：5年移動平均値
赤線：長期変化傾向（この期間の平均的な変化傾向）

◆将来気候（4℃上昇時）における供給可能量

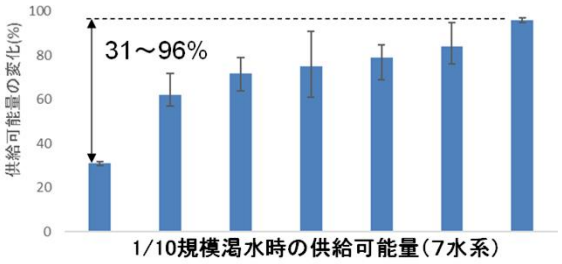

※青色棒グラフは平均値を示し、実線は海面水温の違いによる幅を示す

②水需要の変化と新たなニーズの顕在化

- ✓ 人口減少、産業構造の変化、気候変動に伴う蒸発散量の増加、営農形態の変化による水需要の変化に加え、治水対策、水力発電等の新たなニーズが想定。

◆地域区分毎の人口推計

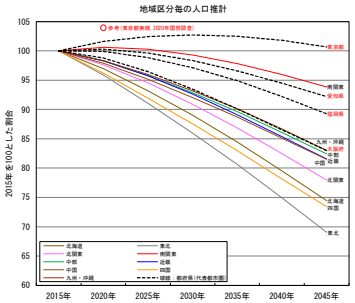

【出典】国立社会保障・人口問題研究所ＨＰ公表データ「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計，出生率、死亡率いずれも中位）をもとに水資源部にて作成

◆半導体生産拠点の整備拡張

【出典】経済産業省(令和5年6月)第14回産業構造審議会地域経済産業分科会工業用水道政策小委員会資料をもとに水資源部にて作成

③大規模災害・事故による水供給リスクの更なる顕在化

- ✓ 大河川における大規模な取水堰等において、水供給の支障が生じた場合、国民生活や社会経済活動等への甚大な影響が懸念。

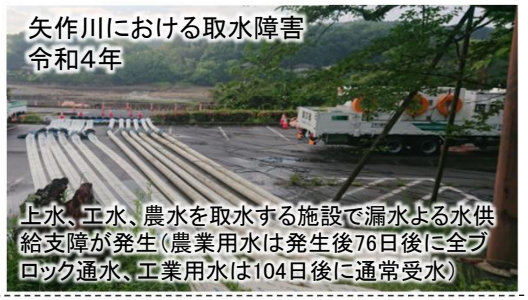

リスク管理型の水資源政策の深化・加速化について 提言（概要）

○気候変動の影響や水需要の変化等に対応するため、流域のあらゆる関係者が連携し、ダム容量等へのニーズ等の共有や既存ダム等の最大限かつ柔軟に有効活用。

○不測の大規模災害・事故時においても被害を最小化し、最低限の水を確保できるよう、平時から検討を進め備えを強化。

＜国土審議会水資源開発分科会調査企画部会　開催状況＞
令和5年5月23日　第20回　／　令和5年 7月21日　第21回
令和5年9月14日　第22回　／　令和5年10月13日　提言公表

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律　（令和5年法律第36号）

改正の趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化を図るため、食品衛生法による食品衛生基準に関する権限を厚生労働大臣から内閣総理大臣に、水道法等による権限を厚生労働大臣から国土交通大臣及び環境大臣に移管するとともに、関係審議会の新設及び所掌事務の見直しを行う。

改正の概要（水道関係抜粋）

2. 水道整備・管理行政の機能強化【水道法、水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、社会資本整備重点計画法】

① 水道に関する水質基準の策定その他の水道整備・管理行政であって水質又は衛生に関する事務について、環境の保全としての公衆衛生の向上及び増進に関する専門的な知見等を活用する観点から、厚生労働大臣から環境大臣に移管する。

② 水道整備・管理行政であって①に掲げる事務以外の事務について、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤の強化等の観点から、厚生労働大臣から国土交通大臣に移管するとともに、当該事務の一部を国土交通省地方整備局長又は北海道開発局長に委任できることとする。

③ 災害対応の強化や他の社会資本と一体となった効率的かつ計画的な整備等を促進するため、水道を、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法及び社会資本整備重点計画法の対象施設に加える。

3. 所掌事務等の見直し【厚生労働省設置法、国土交通省設置法、環境省設置法、消費者庁及び消費者委員会設置法】

① 厚生労働省、国土交通省、環境省及び消費者庁の所掌事務並びに関係審議会の調査審議事項に係る規定について所要の見直しを行う。

② 国土交通省地方整備局及び北海道開発局の業務規定の整備を行う。

施行期日

令和６年４月１日

近年の水に関する国際会議の状況

第4回アジア・太平洋水サミット

■会　期：
2022年4月23日（土）、24日（日）

■開催地：熊本県熊本市

■テーマ：
持続可能な発展のための水
～実践と継承～

首脳級会合冒頭の様子

・本サミットは、**アジア太平洋地域30カ国※1の首脳級・閣僚級**の方々のほか、国内外からオンラインも含めて5,000人以上が参加し、水に関する諸問題の解決に向けた議論がなされた。

※1　首脳級会合・ハイレベルステートメントの参加国数（日本含む）

・開会式では**天皇陛下よりおことばと記念講演**を賜り、その後に行われた首脳級会合では、**岸田総理より「熊本水イニシアティブ」**（次ページ参照）が発表され、参加国首脳級の決意表明である**「熊本宣言」**が採択された。

・また、熊本宣言における首脳級からの問いかけに対し、9つの分科会、4つの統合セッション、2つの特別セッションが実施され、閉会式において、その問いかけに対する回答を総括した**「議長サマリー」**が発表された。

国連水会議2023等

■会　期：2023年3月22日（水）～24日（金）

■開催地：国連本部（ニューヨーク）

●第6回国連水と災害に関する特別会合

全体会合で天皇陛下による基調講演（ビデオ）が行われた。また、上川総理特使はハイレベルパネルディスカッションにて、世界の水防災への日本の貢献を発信した。

第6回国連水と災害特別会合における天皇陛下御講演（ビデオ）

●国連水会議2023（全体討議）

開会式では195（主催者発表）の参加国・機関等による演説が行われた。上川総理特使は、日本のコミットメントとして「熊本水イニシアティブ」により技術面、財政面の両方で世界の水問題に貢献していくことを表明した。

国連水会議　全体討議における上川総理特使ステートメント

●国連水会議2023（テーマ別討議3）

日本は、エジプトと共に共同議長を務め、日本が強みを持つ水防災政策や技術を発信すると共に、世界の水分野の強靭化に向けた提言を取りまとめた。

テーマ別討議３上川総理特使による共同議長

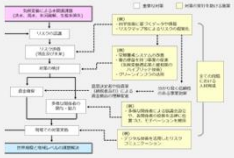
共同議長から提案したアクションワークフロー

写真出典：宮内庁（最上）・国土交通省（最上以外）

熊本水イニシアティブ（概要）－「新しい資本主義」に基づく「質の高いインフラ」整備への積極的な貢献－（令和4年4月発表）

我が国は、アジア太平洋地域における水を巡る社会課題に対し、**官民協働**により、**デジタル化やイノベーション**を活用して、**社会課題の解決を成長エンジン**とし、持続可能な発展と強靭な社会経済の形成につなげていく**「新しい資本主義」**に基づき、我が国の先進技術を活用した**「質の高いインフラ」**整備等を通じて、積極的に貢献する。

1.気候変動適応策・緩和策両面での取組の推進

（1）「質の高いインフラ」の整備推進

- **ダム、下水道、農業用施設**等による、流域治水を通じた水害被害軽減（適応策）と、温室効果ガスの削減（緩和策）を両立できる**ハイブリッド技術**の開発・供与
  （ダム：既存ダムの運用改善や改造により、早期に効果発現）
- 官民協働による「質の高いインフラ」の導入提案

（2）観測データの補完への貢献

- 気象衛星（ひまわり）、陸域観測技術衛星２号（だいち２号）、全球降水観測計画（GPM）主衛星等の**衛星データ**供与

（3）ガバナンス（制度・人材・能力）への貢献

- **AI/IoT等での予測・解析技術**等による**水害リスク評価**の高度化
- アジア太平洋気候変動適応情報プラットフォーム（AP-PLAT）やデータ統合・解析システム（DIAS）を通じた**人材育成等**への支援

（4）二国間クレジット制度（JCM)の活用・拡大

2.基礎的生活環境の改善等に向けた取組の推進

（1）「質の高い水供給」の整備推進

- **IoT技術等の先進技術導入等**による水道施設整備等の推進

（2）「質の高い衛生施設」の整備促進

- 下水道や分散型衛生施設等を整備し、**運営能力強化**等を推進

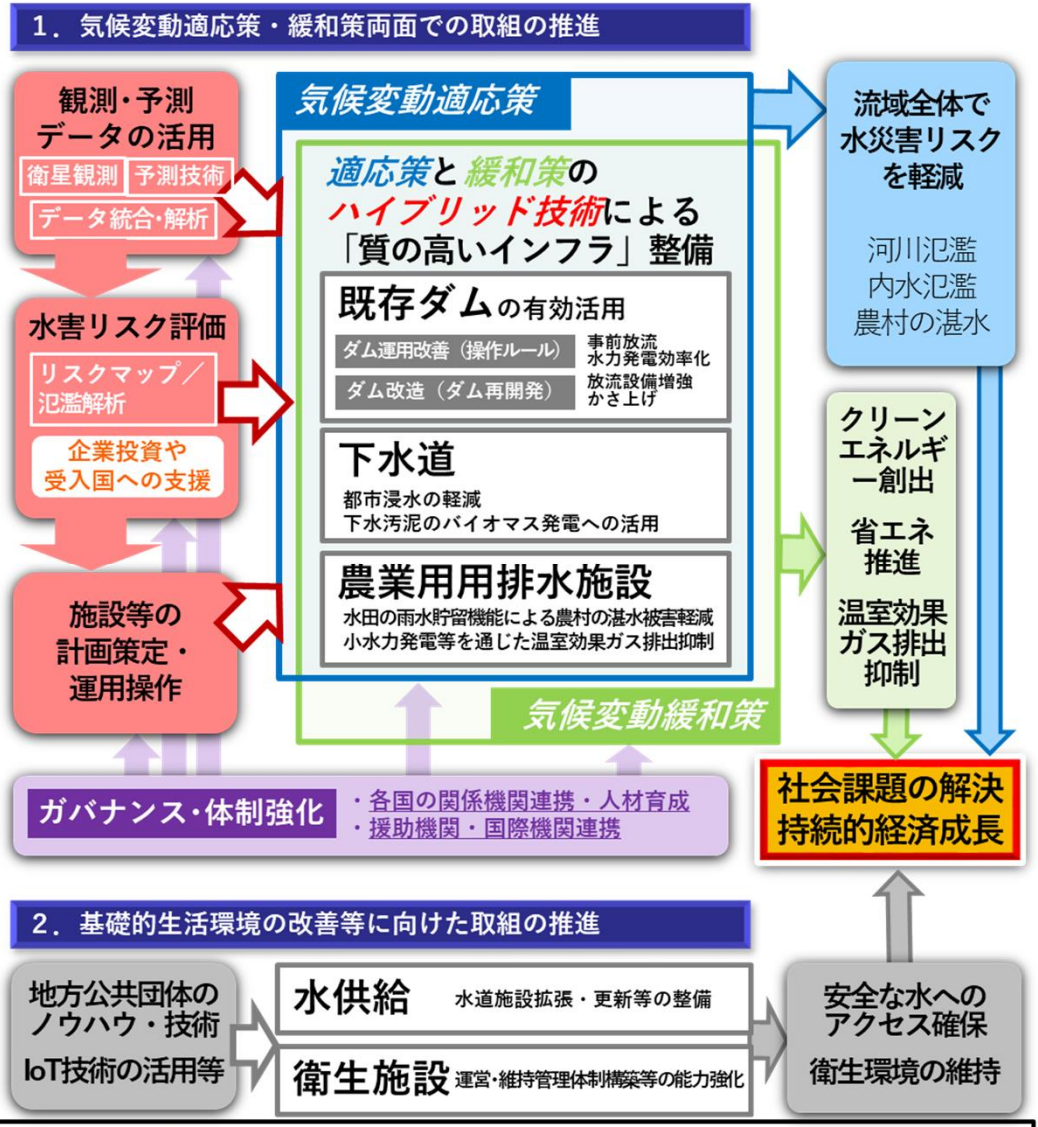

今後５年間で約５，０００億円の支援を実施

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策　中長期の目標

気候変動に伴い激甚化・頻発化する水害・土砂災害等に対応する国土強靱化の取組を加速化・深化させるため、令和7年度までの5か年に追加的に必要となる事業を重点的・集中的に実施。

1　激甚化する風水害や切迫する大規模地震等への対策

○流域治水対策（河川）
関係者と協働し、ハード・ソフト一体となり、戦後最大洪水や近年災害の洪水等に対応する事前防災対策を推進し、浸水被害を軽減する。

○流域治水対策（下水道）
雨水排水施設等の整備により、近年浸水実績がある地区等において、再度災害を防止・軽減する。

○流域治水対策（砂防）
地域の社会・経済活動を支える基礎的インフラの保全対策を完了することで、土砂災害が社会・経済活動に与える影響を最小化し、国土強靱化を図る。

○流域治水対策（海岸）
災害リスクの高い地域等における津波・高潮対策の実施により、沿岸域の安・安心を確保する。

○水道施設（浄水場等）の耐災害性強化対策
2,000戸以上の給水を受け持つなど影響が大きい浄水場のうち、対策が必要な施設について耐災害性強化等を図ることにより、災害による大規模かつ長期的な断水を減少させる。

○上水道管路の耐震化対策
上水道の基幹管路の耐震性強化等を図ることにより地震による大規模かつ長期的な断水を減少させる。

○下水道施設の地震対策
耐震化により、防災拠点や感染症対策病院等の重要施設に係る下水道管路や下水処理場等において、感染症の蔓延を防ぐために下水の溢水リスクを低減する。

2　予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策

○河川管理施設の老朽化対策
予防保全型維持管理に向け、老朽化した河川管理施設を解消する。

○河川管理施設の高度化・効率化対策
老朽化した小規模な樋門等の無動力化を完了する。

○ダム管理施設の老朽化対策
老朽化したダム管理施設の修繕・更新を行うことで、適切なメンテナンスサイクルを構築し、ダム下流地域の安全・安心に寄与する。

○砂防関係施設の長寿命化対策
健全度評価において要対策と判定された砂防関係施設について、修繕・改築等を完了することにより、当該施設に期待される機能が維持・確保され、下流域の安全性を持続的に確保する。

○海岸保全施設の老朽化対策
事後保全段階の海岸保全施設の修繕・更新を完了させ、当該施設に期待される機能が維持・確保され、沿岸域の安全性を持続的に確保する。

○下水道施設の老朽化対策
老朽化した下水道管路を適切に維持管理・更新することで、管路破損等による道路陥没事故等の発生を防止する。

3　国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進

○河川、砂防、海岸分野における施設維持管理、操作の高度化対策
排水機場、水門、樋門・樋管（無動力化の対象を除く）約3,000施設（うち排水機場は400施設）の遠隔操作化を完了する。

○河川、砂防、海岸分野における防災情報等の高度化対策
1級水系および2級水系の利水ダムについて、河川管理者とダム管理者との間の情報網整備を進めることにより、水系におけるより効果的な事前放流の実施やダムの貯水位に応じた避難行動の的確な準備を可能とする。また、これまで把握されていなかったその他河川における災害リスク情報を明らかにすることで、住民の適切な避難行動を確保する。

デフレ完全脱却のための総合経済対策（水管理・国土保全局関係主要部分抜粋）

（令和5年11月2日閣議決定）

第1節　物価高から国民生活を守る

3. 継続的な賃上げの促進・中小企業支援

公共事業について、資材価格の高騰等を踏まえ、適切な価格転嫁が進むよう、特に市区町村を始めとした地方公共団体に対して、最新の材料価格等を反映した適正な予定価格の設定やスライド条項の適切な運用等の徹底を要請した上で、必要な事業量を確保し、社会資本整備を着実に進めるとともに、今後、賃金支払の原資となる適切な労務費の確保に係る制度改正を含めた対応の具体化を進め、建設企業の適正な利潤の確保と建設労働者の賃上げを支援する。国、地方公共団体等による物品調達やサービス（ビルメンテナンス、警備等）について、資材価格の高騰、賃金上昇等の転嫁を進める。

・現下の資材価格の高騰等を踏まえた公共事業等の実施、賃金上昇等を踏まえた公共調達の実施（国土交通省、厚生労働省、経済産業省等）【その他】

第2節　地方・中堅・中小企業を含めた持続的賃上げ、所得向上と地方の成長を実現する

3. 経済の回復基調の地方への波及及び経済交流の拡大

・コンパクトでゆとりとにぎわいのあるまちづくり、良好な水辺空間の創出（国土交通省）

第3節　成長力の強化・高度化に資する国内投資を促進する

1. 生産性向上・供給力強化を通じて潜在成長率を引き上げるための国内投資の更なる拡大

光ファイバー整備の円滑化のため、道路や河川における収容空間等の情報について、新たに地方公共団体も含め集約・統一し、インターネット上で公開するとともに、収容空間等の使用に伴う許認可手続について、様式の統一やWEBによるオンライン化を行う。

・光ファイバー整備の円滑化のための収容空間等の整備状況のオープンデータ化等（内閣府・国土交通省）【制度】

戦略分野に関する国家プロジェクトの生産拠点の整備に際し、工業用水、下水道、道路の関連インフラの整備を機動的かつ追加的に支援するため、新たな交付金を創設する。

第4節　人口減少を乗り越え、変化を力にする社会変革を起動・推進する

2. デジタル行財政改革

地域における生活物資の円滑な配送等を実現するため、送電網や河川でのドローン航路の設定を進めるとともに、2023年中に、無人航空機（ドローン）のレベル1・2（目視内飛行）について、無人航空機の飛行に関する許可・承認申請手続の短期化を行う。

3. 公的セクター等の改革

インフラの更新・維持管理に民間の資金・ノウハウを活用するPPP／PFIについて、「PPP／PFI推進アクションプラン」に掲げる目標を前倒しで達成することを目指す。水分野においては、上下水道の一体化や広域化を図りつつ、2031年度までの10年間で水道100件、下水道100件、工業用水道25件のウォーターPPPの具体化を目指すとともに、空き家・遊休不動産を官民連携により積極的に活用するなど、PPP／PFI案件形成の加速に向けた支援を強化する。

・ウォーターPPPの導入拡大や空き家・遊休不動産の活用等によるPPP/PFI案件形成の推進（国土交通省）

第5節　国土強靭化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

1. 自然災害からの復旧・復興の加速

2023年も、梅雨期や台風接近時に線状降水帯の発生が相次ぎ、浸水被害や土砂災害を引き起こしたほか、地震による被害も発生するなど、自然災害の頻発化・激甚化は顕著となっている。東日本大震災を始めとする自然災害からの復旧・復興に全力で取り組むとともに、近年の自然災害で被災したインフラや病院、学校等の公共施設等の復旧を進める。

・河川、砂防、道路、港湾、下水道、鉄道、公営住宅等の施設の災害復旧（国土交通省）

2. 防災・減災、国土強靭化の推進

防災・減災、国土強靭化のこれまでの取組により、全国各地で被害を抑制する効果は確実に積み上がってきているものの、気候変動の影響による災害リスクや大規模地震の切迫性は高まっている。激甚化・頻発化する自然災害やインフラ老朽化等の国家の危機に打ち勝ち、国民の生命・財産・暮らしを守るため、新たな「国土強靭化基本計画」に基づき、現下の資材価格の高騰等も踏まえ、必要・十分な予算を確保し、地域の防災関係人材の確保と自助・共助・公助を適切に組合せ、ハード・ソフト一体となった取組を推進する。

引き続き、「防災・減災、国土強靭化のための５か年加速化対策」に基づく取組を着実に推進する。あらゆる関係者が協働して取り組む流域治水等の人命・財産の被害を防止・最小化する取組や、災害に強い交通ネットワーク・ライフラインの構築等の経済・国民生活を支える取組を推進する。予防保全の考え方に基づく老朽化対策を進める。インフラ・防災分野におけるデジタル技術の活用を推進するとともに、次期静止気象衛星の整備等を進め、線状降水帯等の予測精度の向上や防災気象情報の改善を図る。

「5か年加速化対策」後も、中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく取組が進められるよう、改正国土強靭化基本法に基づき、施策の実施状況の調査など、「実施中期計画」の策定に向けた検討を進める。

これらの対策に加え、2023年に発生した災害等を踏まえ、新たに取り組む必要が生じた対策も推進する。

・気候変動に対応する流域治水の推進（農林水産省、国土交通省）
・情報通信、エネルギー、上下水道、浄化槽、廃棄物処理施設、SS（サービスステーション）等の耐災害性の強化（総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、内閣府）
・河川・ダム、道路、都市公園、鉄道、港湾・漁港、ため池、農業水利施設、学校施設等の重要インフラに係る老朽化対策（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省、こども家庭庁、総務省、内閣府、法務省）
・災害時情報の予測・収集・伝達手段、要配慮者など被災者支援の強化（国土交通省、文部科学省、総務省、内閣府、デジタル庁、こども家庭庁）
・デジタル技術を活用したインフラの整備、管理等の高度化の推進（国土交通省、厚生労働省、財務省、内閣府）

3. 国民の安全・安心の確保及び外交・安全保障環境の変化への対応

・災害対応体制の充実のための排水機能の強化（国土交通省）

社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金における配分の考え方

下線部は令和6年度改正箇所

河川事業

【防災・安全交付金】

① 長寿命化計画等に基づき、計画的に維持管理を実施している河川において、近年の浸水被害に対応するための集中的な河川改修

（注）「河川及び河川管理施設の長寿命化計画策定の手引き」（H30.3）に定められた堤防及び河道について「堤防及び河道の長寿命化計画記載内容イメージ」の記載事項（以下のⅰ～ⅳ）が記載されていることを要件とする。
ⅰ 維持管理方針及び点検計画（方法）
ⅱ 長寿命化対策方針及び各河川単位の計画図・一覧表
ⅲ 維持管理の年間計画
ⅳ 各河川単位の維持管理・更新等に係るコスト

② 「浸水対策重点地域緊急事業」に位置付けられ実施する事業

③ 大規模地震により甚大な被害が発生することが想定される地域においてハード・ソフト対策を一体的に実施する河川堤防等の地震・津波対策

④ 水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「100mm/h安心プラン」に位置付けられ、下水道部局などと連携して実施する事業（令和5年度までに採択された事業に限る）

⑤ 水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「内水被害等軽減対策計画」に位置付けられた事業

（注）①～⑤については国土強靱化地域計画等に位置づけられた事業※1であることを要件とする。
※1 国土強靱化地域計画に河川事業の実施に関する記載があり、かつ、河川整備計画に位置付けられている事業（ただし、事業実施にあたって個別計画を作成する②及び④については、令和4年度末までに国土強靱化地域計画を策定する見込みを確認できればよいこととする）。なお、⑤計画に位置づけられた準用河川に関する事業については、この限りではない。
（注）なお②、⑤については上記事業のなかでも特に重点配分を行うこととする。
（注）①～⑤については流域治水プロジェクトが策定・公表された水系で実施される事業であることを要件とする。

砂防事業

【防災・安全交付金】

① 重要なライフライン施設や重要交通網及び市町村役場・支所が保全対象に含まれる箇所における土砂災害対策事業

（注）①については国土強靱化地域計画等に位置づけられた事業※であることを要件とする
※国土強靱化地域計画に砂防事業の実施に関する記載があり、かつ、全体計画などの個別計画等に位置付けられている事業。

② 土砂災害と洪水氾濫の発生リスクが重複している地域において実施する、河川事業と連携した土砂災害対策事業

都市水環境整備事業

【社会資本整備総合交付金】

① 多様な主体と連携し、観光地の魅力向上や地域の賑わい創出に資する水辺整備事業及び水環境改善事業

② 多様な主体と連携し、流域における生態系ネットワークの形成に取り組んでいる自然再生事業

（注）なお①のうち、民間事業者と緊密に連携する水辺整備事業については特に重点配分を行うこととする。

海岸事業

【防災・安全交付金】

① 南海トラフ地震、首都直下地震又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に対して、背後地に重要交通網または人口が集中する地域において地震・津波対策に資する海岸堤防等の整備

（注）堤防、胸壁、護岸の耐震対策を行う事業については、耐震調査により耐震対策の必要性の有無が確認済であること、また、整備計画等に耐震調査結果や背後地の状況等を踏まえた事業の優先順位が記載されていることを要件とする。

（注）数十年から百数十年に1回程度発生する津波（レベル1津波）高より低い堤防等を整備する事業については、避難対策や浸水を考慮したまちづくりに関して法定計画等に示されていることを要件とする。

（注）国土強靱化地域計画に基づく事業※1であることを要件とする
※1 国土強靱化地域計画に海岸事業の実施に関する記載がある事業

＜特に重点配分を行う事業＞
上記のうち、津波災害特別警戒区域の指定※2地域において実施する海岸堤防等の整備
※2 津波防災地域づくりに関する法律に基づく指定

② 砂浜を海岸保全施設に指定済みである又は指定を予定している海岸において実施する海岸堤防等の整備

（注）砂浜を海岸保全施設に指定予定の場合は、指定予定であることが社会資本総合整備計画に示されていることを要件とする。

（注）養浜を実施する場合は、総合的な土砂管理や事業間連携による養浜材の確保を計画的に行うため、関係機関と連携し、河川、ダム、港湾、漁港等から発生する土砂を有効活用することが社会資本総合整備計画に示されていることを要件とする。

水道・下水道事業

【防災・安全交付金】（水道事業）

① 水道基盤強化計画に基づく水道事業運営基盤強化等推進事業

② コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる水道施設の整備

【社会資本整備総合交付金】（下水道事業）

① アクションプランに基づく下水道未普及対策事業（汚水処理施設整備が概成していない団体に限る）

② PPP／PFI、下水汚泥のエネルギー・肥料利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業

③ コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築

（注）公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。
①経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
②令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m3未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

【防災・安全交付金】（下水道事業）

① 各地方公共団体が定める下水道事業計画に基づく雨水対策事業（雨水出水浸水想定区域の指定対象団体は、令和8年度以降は、最大クラスの内水に対応した浸水想定区域図を作成済みである場合に限る）

② 国民の安全・安心の確保に向けた以下の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業

・南海トラフ地震・首都直下地震の対象地域における重要施設の地震対策
・下水道総合地震対策事業
・下水道施設の耐水化・非常用電源確保

③ 温室効果ガス削減効果の高い脱炭素化対策事業

・従来より20%以上の消費電力量もしくは温室効果ガス排出量を削減できる機能向上改築
・「カーボンニュートラル地域モデル処理場計画」に位置付けられた事業

④ コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築

令和6年度　水管理・国土保全局関係予算総括表

単位：百万円

事項	事業費 令和６年度 (A)	事業費 前年度 (B)	事業費 対前年度倍率 (A/B)	国費 令和６年度 (C)	国費 前年度 (D)	国費 対前年度倍率 (C/D)
（一般会計）						
治山治水	978,180	977,114	1.00	869,198	868,810	1.00
治水	958,773	957,413	1.00	852,184	851,796	1.00
（うち、河川関係事業）	794,348	792,013	1.00	712,861	712,534	1.00
（うち、砂防関係事業）	164,425	165,400	0.99	139,323	139,262	1.00
海岸	19,407	19,701	0.99	17,014	17,014	1.00
住宅都市環境整備	24,874	24,874	1.00	24,874	24,874	1.00
都市環境整備	24,874	24,874	1.00	24,874	24,874	1.00
上下水道	5,600	－	皆増	3,000	－	皆増
水道	42,733	43,478	0.98	17,136	17,036	1.01
下水道	179,159	148,404	1.21	92,639	77,295	1.20
一般公共事業計	1,230,546	1,193,870	1.03	1,006,847	988,015	1.02
災害復旧等	57,577	59,568	0.97	〈53,561〉 46,609	〈53,222〉 48,222	〈1.01〉 0.97
災害復旧	38,566	38,037	1.01	31,265	30,704	1.02
災害関連	19,011	21,531	0.88	15,344	17,518	0.88
公共事業関係計	1,288,123	1,253,438	1.03	1,053,456	1,036,237	1.02
行政経費	995	1,005	0.99	995	1,005	0.99
合計	1,289,118	1,254,443	1.03	1,054,451	1,037,242	1.02

備考

1．本表には、個別補助事業制度創設に伴う社会資本整備総合交付金からの移行分17,588百万円が含まれており、社会資本整備総合交付金からの移行分を含まない場合は国費989,259百万円（一般公共事業費計［対前年度比1.00］）である。

2．東日本大震災復興特別会計に計上する復旧・復興対策事業に係る経費については、次頁の令和6年度水管理・国土保全局関係予算総括表（東日本大震災復興特別会計）に掲載している。

3．河川関係事業の事業費及び国費には、ダム関係事業分を含む。

4．河川関係事業に都市水環境整備事業の国費24,874百万円を含む場合、国費737,735百万円［対前年度比1.00］である。

5．災害復旧等の事業費及び国費には、水道に係る災害復旧事業分を含み、国費の〈　〉書きは、他局の直轄代行分（令和6年度6,952百万円、前年度5,000百万円）を含む。

6．本表のほか、
（１）委託者の負担に基づいて行う附帯・受託工事費として18,186百万円
（２）国有特許発明補償費として0.1百万円
（３）デジタル庁一括計上分として次世代河川情報システム等に係る1,578百万円
（４）省全体で社会資本整備総合交付金506,453百万円、防災・安全交付金870,652百万円がある。

7．四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。

令和6年度　水管理・国土保全局関係予算総括表

（東日本大震災復興特別会計）

単位：百万円

事　　項	事業費			国費			備　　考
	令和６年度 (A)	前年度 (B)	対前年度倍率 (A/B)	令和６年度 (C)	前年度 (D)	対前年度倍率 (C/D)	
（東日本大震災復興特別会計）							１．本表のほか、省全体で社会資本総合整備（復興）16,176百万円がある。 ２．災害復旧等の事業費及び国費には、水道に係る災害復旧事業分を含む。 ３．四捨五入の関係で合計値が合わない場合がある。
治山治水	－	2	皆減	－	2	皆減	
治水	－	2	皆減	－	2	皆減	
一般公共事業 計	－	2	皆減	－	2	皆減	
災害復旧等	6,920	5,668	1.22	6,518	5,264	1.24	
災害復旧	6,920	5,668	1.22	6,518	5,264	1.24	
災害関連	－	－	－		－	－	
合計	6,920	5,670	1.22	6,518	5,266	1.24	

公共事業関係費（政府全体）の推移

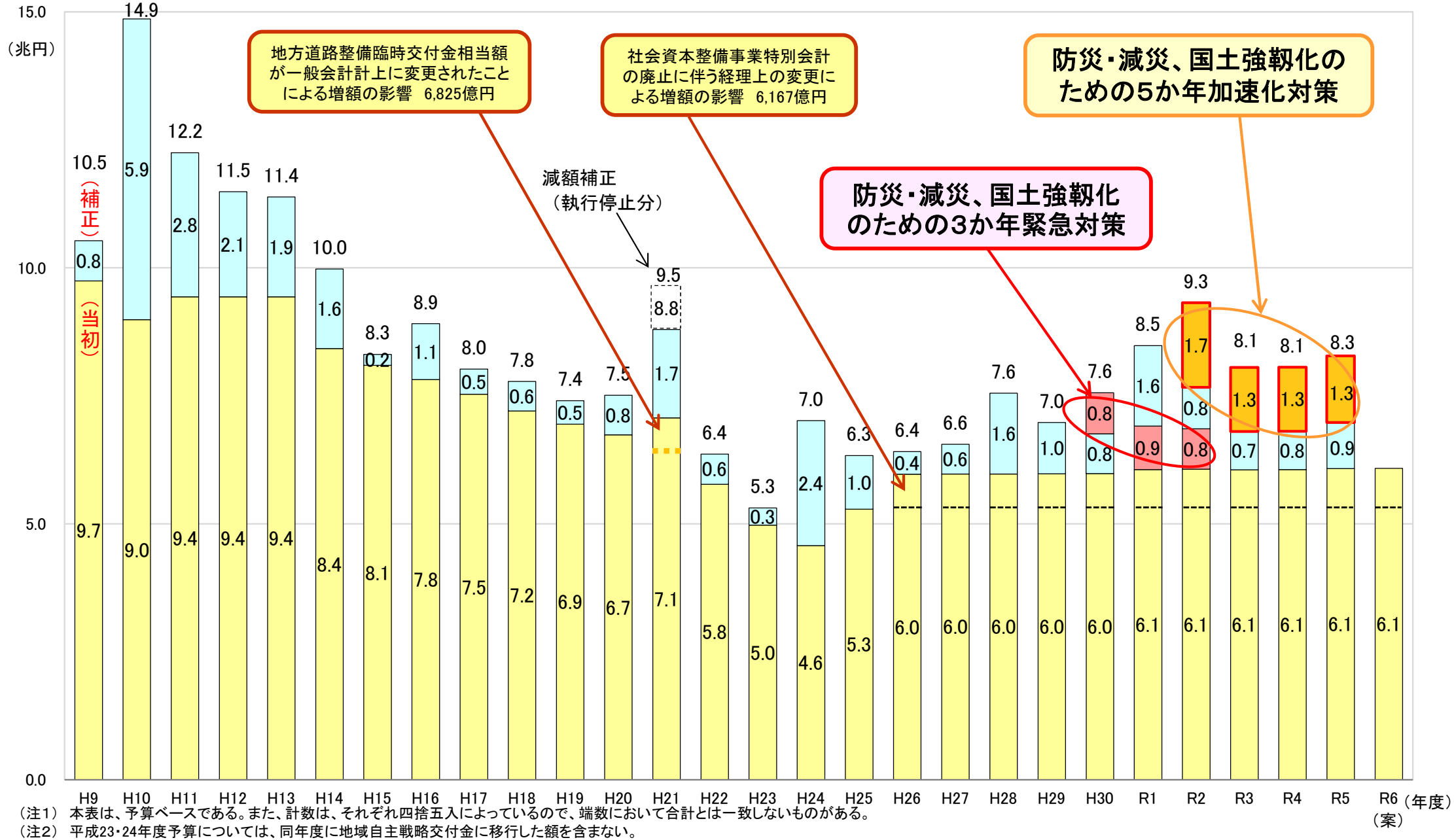

（注1）　本表は、予算ベースである。また、計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは一致しないものがある。
（注2）　平成23・24年度予算については、同年度に地域自主戦略交付金に移行した額を含まない。
（注3）　防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策の1～4年目分は、それぞれ令和2～5年度の補正予算により措置されている。なお、令和5年度補正予算については、5か年加速化対策分のほか、国土強靭化緊急対応枠（3,000億円）を含む。
（注4）　令和3年度当初予算額（6兆549億円）は、デジタル庁一括計上分145億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆695億円である。
（注5）　令和4年度当初予算額（6兆574億円）は、デジタル庁一括計上分1億円を公共事業関係費から行政経費へ組替えた後の額であり、デジタル庁一括計上分を含めた場合、6兆575億円である。
（注6）　令和5年度当初予算額（6兆801億円）は、生活基盤施設耐震化等交付金202億円を行政経費から公共事業関係費へ組替えた後の額であり、生活基盤施設耐震化等交付金を除いた場合、6兆600億円である。

水管理・国土保全局関係予算の推移

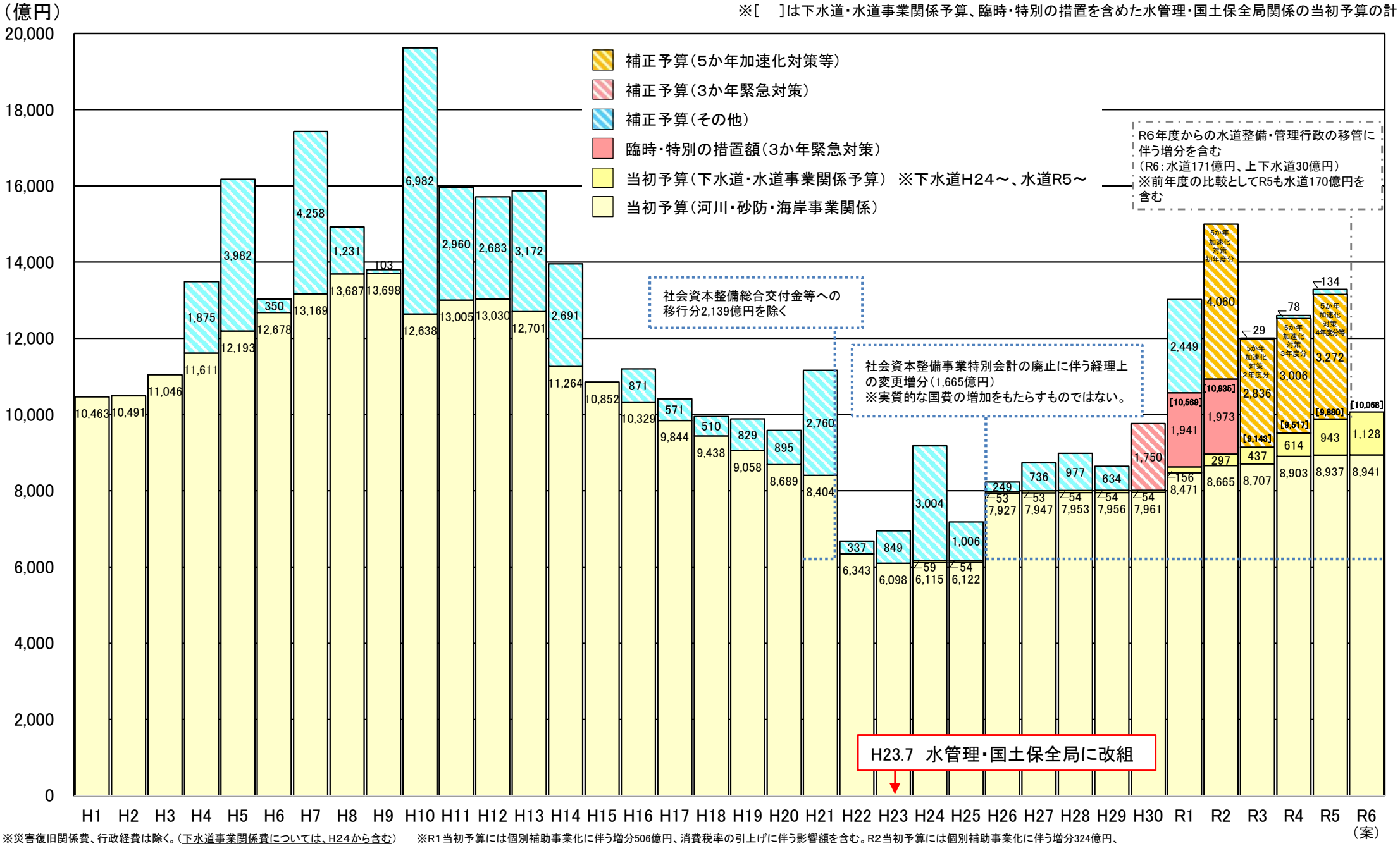

※災害復旧関係費、行政経費は除く。（下水道事業関係費については、H24から含む）
※H22以降については、他に社会資本整備総合交付金等がある。
※R3当初予算以降については、デジタル庁一括計上分経費を除く。

※R1当初予算には個別補助事業化に伴う増分506億円、消費税率の引上げに伴う影響額を含む。R2当初予算には個別補助事業化に伴う増分324億円、R3当初予算には個別補助事業化に伴う増分226億円、R4当初予算には個別補助事業化に伴う増分331億円、R5当初予算には個別補助事業化に伴う増分182億円、R6当初予算には個別補助事業化に伴う増分176億円を含む。
※R5当初予算額（9,880億円）は、水道事業の移管分170億円を厚生労働省から国土交通省へ組替えた後の額であり、水道事業の移管分を除いた場合、9,710億円である。
※R5補正予算には防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策分のほか、国土強靭化緊急対応分を含む。

Q. 何の割合か知っていますか？

A. 10年間で、水害・土砂災害が1回以上発生した市区町村の数

もっと知ろう、考えよう、行動しよう　流域治水

流域治水
紹介動画

令和6年度
水管理・国土保全局関係予算概要

全国流域治水MAP

流域治水の自分事化検討会

（この冊子は、再生紙を使用しています）

国土交通省